

述べたい、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際は都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず井田参考人をお願いいたします。○井田参考人 おはようございます。井田でございます。

私の専門は刑法でございますので、いわば刑法学者として、今回の刑法等の一部を改正する法律案について、十分ほどお時間をちょうだいして御意見を申し上げたいと思います。

今回の法律案を拝見させていただきますと、改正の重要なポイントというのは四つほどあるかと考えます。

まず、第一のポイントでございますけれども、人身の自由を侵害する犯罪につき法定刑の引き上げが提案されております。すなわち、刑法二百二十条の逮捕監禁罪の刑の上限を懲役五年から七年に、そして、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律三条の逮捕監禁罪の刑の上限を懲役七年から十年に引き上げる、また、刑法二百二十四条の未成年者略取誘拐罪の刑の上限を懲役五年から七年に引き上げることが提案されております。

犯罪に対して定められた法文の刑といえますのは、具体的なケースが起きたときにその犯罪に見合った適正な処罰を可能にするものでなければいけません。重いケースであれば、それに応じたそれなりの重い刑をもつて対応できるものでなければなりません。同時に、この法定刑というものは、立法者である先生方が国民の生活利益のそれぞれをどれだけ価値あるものとみなしているかという、その評価がそこに示されているということができます。こういう見地から見ると、今回の法定刑の引き上げには基本的には合理性が認められるのではないかと考えています。

法律家は、一般に、逮捕監禁あるいは略取誘拐といった犯罪を、自由を侵害する罪、自由に対する罪であるというふうに呼ぶのが普通であります。現に、多くの事件では、まさに自由を侵害する罪にすぎないのであります。しかし、新編であります、当時九歳の女子小学生を九年間以上にわたり監禁したというケースなどにはつきりとあらわれておりますように、これらの犯罪は、ただ単に抽象的に自由を害するといふばかりではなくて、被害者に後々まで残る深い心の傷を与える、さらには被害者本人の人生を破壊し、そして子供を奪われ、残された御両親の人生をも破壊するだけのポテンシャルというものを持っていると申すわけであります。そういう意味で、刑というものを引き上げるといふことには合理性があると思はれます。見直しが必要であるという気持ちは持つております。

ただ、では、逆に法定刑を倍にして直ちに十年にするということになりますと、これまた逆の意味で行き過ぎでもありますし、その実務的な必要性も今のところはないというふうに考えます。また将来、もし刑法を全面的に改正して、それぞれの犯罪に対する刑というものを見直すというときには、また、それはそれでいろいろと大幅に刑を上げるといったことも考えられるかもしれませんが、今こういふ形でこの部分を改正するというときには、まさに大幅な刑の加重をするというのは、また逆の意味で行き過ぎだと私は考えています。

いづれにしても、日本の刑法が目に見えない心の傷に対して非常に冷淡である、先般、目に見えないという改正が実現いたしましたけれども、目に見えない心の傷には冷淡だといふようなことを言われたいにも、法定刑の刻みというものは五年、七年、十年というふうにながっていくものでありますけれども、今の五年をランク上げて七年にするということには十分合理性があるのではないかと思ひます。続きまして、第二のポイントでございます。

刑法二百二十五条に手を加えまして、生命や身体に対する加害の目的による略取誘拐を処罰するということを提案しているところが注目されま

す。今の刑法のもとでは、例えば、働かせて搾取する目的で成人の被害者を連れてくるというような行為は同条の営利目的の略取罪で処罰できますけれども、例えば、リンチ目的で成人の被害者を連れてくるというようなケースでは、リンチが始まるまでは処罰できないという不備がありました。また、この条文では、性的な暴行といふものもそうでない暴行とを区別しておりますけれども、これも必ずしも理解しがたい区別だということも言えます。そういう意味で、今回の改正案には実は合理性があるのではないかと私は考えます。

ただ、人身取引議定書が臓器摘出目的の略取を処罰するということを決めているのでありますので、ここでも臓器摘出目的の場合に限定すべきだという意見もあるようであります。私は、恐らくそれは理由がないだろうというふうに思います。

現行の臓器移植法の用語法に合わせますと、これは、狭い意味で臓器といふ場合には臓器ですけれども、広い意味では組織も含むものでありまして、恐らく臓器のみならず組織も客体に含めることが必要になってきまして、そうすると、身体に対する加害目的ということに結局は帰着するのではないかと思われま

す。また、移植目的でもって臓器を奪うということに特別な誘惑が感じられる状況というのは、他の国はあるかもしれませんが、現在日本には存在しませんし、そういう意味で、議定書の要求を満たしつつも、しかし日本の現状に対応した立法を行うということでは、御提案のようなものがベターであるかと思うわけであります。

第三のポイントでございますけれども、人身売買の新設ということが大きなポイントになって

います。これは、人身取引議定書が人身取引を処罰することを求めているわけで、これまで、日本の刑法

では単なる人身取引だけでは直には処罰されることがなかったということから、その要求を満たすための人身売買罪の処罰規定というものが必要になったというふうな理解をしております。

現行刑法の略取誘拐罪を見ますと、未成年者を相手とする場合は別といたしまして、成人を客体とする場合につきましては、営利の目的とか、わいせつ目的とか、身の代金取得の目的とか、国外移送目的とか、そういう特に不法な目的を持つて行われるということを要求しています。それは、そのことによって犯罪による処罰の輪郭がぼやけてしまふというのを防ぐ、いわば歯どめをかけるという趣旨でそういう特別な不法の目的を条文上要求しているわけでありまして、それは十分に理由のあるところであると考えます。ただ、反面、若干のために穴だらけになってしまつて

いる面がありまして、人身取引への対応が十分にできにくいという事態が生じているわけであり

ます。そこで、法改正の一つのあり方として考えられますのは、今の目的要件といふのを全部外してしまひまして、要するに基本的な類型については目的要件を外してしまひ、とにかく、どういふ目的であれ人に対する不法な支配関係を設定すればそれによつて処罰する規定をつくるということが考えられるわけでありま

す。しかし、これも、略取誘拐罪というものが予定しているところの不法な支配関係の設定といふのは、例えば監禁罪なんかと比べますとかなり緩やかな支配関係の設定がそこでは予定されていますので、そういう目的要件を外してしまひますと、これは使い方によつてはかなり処罰の範囲の広い、逆に危険な刑法法規になってしまうおそれがあるわけ

いうものを負担しているわけで、まさに元を取ろうというふうを考えて、何らかの形で被害者の自由をより強く拘束し、被害者の負担において不当な利益を得ようというような形で搾取しようとするところが当然予想されますから、その反面において被害者の立場というのは非常に危険なものだというふうに言うことができます。

そういう意味で、仮に買い受けた人において、営利の目的とかいせつ目的とか、そういう不法な目的がない、あるいはそういう目的を持つことが証明できないという場合でありまして、買受けるというだけで処罰に値するということは十分可能だと私は考えます。売り渡す方も、対価を得て被害者をそういう危険な立場に陥れているわけですから、もちろん処罰に値すると言えると思います。そういう意味では、今回の御提案というのは、広過ぎず狭過ぎず、実によく考えられた立法提案なのではないかと思えます。

売買という言葉に若干抵抗を感じられる向きもあるかと聞いていますけれども、これも、「不法な支配関係を設定した者」などと規定するとすれば、余りにも漠然としたもの、あいまい過ぎて、条文としてはかえって使えないということにもなりかねません。人の売買という言葉は、現在の刑法にもある用語でありますし、専門家の解釈も固まっておりますし、そもそも、人を売り買いの対象にしているのと同じか言いようがない行為というのは、それなりに我々だれしもがある程度はつきりとしたイメージを持っているものだと言えると思います。

人身売買罪などというのは、法が人を物扱いしてけしからぬという批判を聞いたことがありますけれども、そういうことではなくて、現実世界にある、人を物扱いするようなごく卑劣な行為を正確に、過不足なくつかまえる、そういう規定だというふうに考えることができます。少なくとも、私には、提案されている以上に適切な条文というのはいかなか思いつかないというふうに申し上げていいかと思えます。

最後の第四のポイントは、簡単に済ませることが可能です。

現行刑法では国外移送目的拐取となつてるところを、この法律案では所在国外移送目的拐取と変えることを提案しています。今の刑法ができたころは、被害者としては専ら日本人だけを想定し、日本から国外に連れ出すということだけを処罰するというところに理由があったのかも知れませんが、今の時代にはそのような限定はまさに時代おくれと言わざるを得ません。現在までの規定を放置してきたこと自体、問題視されてもやむを得ないという面もあるかと思えます。この点は特に早急に改正を必要とすると思われれます。

以上でございます。(拍手)

○塩崎委員長 どうもありがとうございます。次に、出口参考人をお願いいたします。

○出口参考人 日弁連の副会長の出口でございます。本日は、ここで発言する機会を与えられまして大変光栄に存じます。

私どもの意見につきましては、二つの意見書を既に公表してございます。一つは、「人身取引の被害者保護・支援等に関する法整備に対する提言」、これは昨年十一月十九日のものでございまして、もう一つは、「人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備に関する意見書」、本年一月二十一日に公表をしてございます。この二つの資料につきましては、本日配付をさせていただきますので、適宜御参照いただきたいと思います。

なお、衆議院の調査局法務調査室がおつくりになりました資料でございますけれども、その中に私どもの今申しました意見書等が収録されております。これも日弁連としては大変光栄に思っています。ぜひ御参照いただきたいと思います。

時間がございませんで、私の方は大きくは二点申し上げたいと思います。

まず第一点は、逮捕監禁罪、未成年者略取誘拐罪の法定刑の上限の引き上げについてでございます。

今回は、御承知のとおり、もともとは越境組織犯罪防止条約に基づくものでございまして、けれども、この二つにつきましては直接には関係がない部分でございます。この二つについての法定刑の上限の引き上げということになっております。これらにつきましては幾つかの疑問がございます。

まず、逮捕監禁罪についてでございますが、これも今御指摘を申しました法務調査室の資料にもございますとおり、認知件数、それからもう一つ、判決の二点について御指摘を申し上げたいと思います。

逮捕監禁罪の認知件数は、そんなに大きく増加しているというふうには見られません。また、現行法の法定刑の上限に近い判決が多数出されて、現在の法定刑で対応できないという状況にあるとも認められません。

今、井田先生の方からも御指摘のありました新潟の案件でございますけれども、こういう長期間の監禁事案につきましては、いわゆるPTSD、心的外傷後ストレス障害、この点をとらえて、監禁致傷罪として対応することが十分に可能でございます。本年一月一日に施行された刑法改正によりまして監禁致傷罪の法定刑の上限が十五年に引き上げられておりますので、適正な処罰は可能になっていくというふうな考えております。

さらに、特に長期の監禁事案に対応するのであれば、長期の場合について別の構成要件と刑罰を規定するというものを検討すべきではないかというふうな考えております。現に、ドイツにおきましては、この調査室の資料の中でも御指摘がありますけれども、一週間以上という期間、そういう逮捕監禁とその他の監禁罪についての法定刑について差異を設けております。

逮捕監禁の法定刑の上限を今引き上げなければならぬという必要性、立法事実はないのではありませんかというのが私どもの考え方でございます。

もう一点、未成年者略取誘拐罪についても、同様、認知件数の増加、あるいは現行法定刑で対応できないという状況にあるとは思われません。

したがって、この未成年者略取誘拐罪の法定刑上限を引き上げるといふ点についても疑問を抱いております。

二点目でございますが、人身売買罪の新設についてでございます。

この人身取引議定書に基づく国内法整備自体については私どもも特に異論はございません。しかし、今回の人身取引の規制に關しまして、特に人身取引被害者に対する保護、救済の施策が十分に講じられなければ、被害者は報復を恐れて警察等への通報をしないために、これまで実際に我が国において人身取引がほとんど表面化してこなかったという事情がございまして、本日にこれらの改正によつて人身取引を実効性ある検査対象とするということであるとすれば、被害者の保護、救済が本当に実効性のあるものとして定められるべきではないか。単に運用ではなくて、法に基づいた被害者保護、救済が図られるべきではないかというふうな考えております。

本日配付させていただきました私どものこの保護・支援等に関する法整備に対する提言の中には詳細でございますので、その具体的な内容についてはそれに譲らせていただきたいと思います。

いずれにしても、こういう被害者保護、救済、この法整備をしなければ、人身取引撲滅という本来の今回の法改正の目的について実効性を上げることは甚だ困難ではないかというのが私どもの考え方でございます。

なお、この人身売買罪について若干二、三点、法的な観点から疑問を呈しておきたいと思えます。

まず、単純人身買受け罪の新設の御提案でございますが、略取誘拐罪につきましては、現行法上、営利、結婚、わいせつ以外の目的で成人を略取誘拐することは不可罰とされております。成人に対する単純買受け罪を処罰するのは刑法の謙抑性という観点から見て疑問があり、また議定書も、搾取目的がない場合には人身取引として規制はしてございません。この新設のものには強く

反対はいたしませんけれども、それらが濫用されることのないよう慎重に運用されるべきではないかというふうに考えております。

人身売買罪だけではございませんで、営利目的等略取誘拐罪についての改正案中、「生命若しくは身体に対する加害の目的」の項目が追加提案されてございます。これは、議定書三条の臓器摘出の目的を規定するための改正であると説明されており、生命若しくは身体に対する加害の目的に臓器摘出ということが入るとするにはいささか疑義があります。また、この目的を追加することによって現行法にはなかったリンチ目的ということも含まれる、こういう当局の御説明でもあります。しかし、リンチ目的の場合を新たに処罰すべき立法事実があるのかどうかということにつきましては、これは法制審議会の部会の議論の中でも必ずしも十分な根拠が示されていなかったのではないかと。

したがって、その点において、この改正案には疑問があるということでも私どもは考えておりまして、むしろ、条文上は「臓器移植の目的」というふうな文言を入れてこの条項について規定すべきではないかというふうに考えております。

以上、法的な問題について、あと幾つかの疑問点はございますけれども、これは既にお配りをさせていた本年一月二十一日付の意見書に譲らせていただきたいと思います。

時間の関係で、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○塩崎委員長 どうもありがとうございました。次に、大津参考人をお願いいたします。

○大津参考人 女性の家H E L Pの大津でございます。

きょうは、現場から発言させていただきます。一つは、被害者の立場から、一つは、その被害者を受け入れているシェルターの立場からお話をさせていただきます。

配付資料の中に、昨年と今までの入所者の、人身売買被害者の数が出ています。それ

で、やはり一番H E L Pに来ましたのが、タイ人の方が多いいんです。今まで、タイだけではなく、コロンビア、香港、台湾、韓国、中国、メキシコ、ルーマニア、ベル、コスタリカというような方々が大体一九九六年からH E L Pに来ておりますが、その中でもタイ人の方が多い。それは、やはり人身売買のプロローカーのつながりがあるのではないかと私たちは見ております。

H E L Pを利用した女性たちがまず私たちに訴えることは何なのかということ、まず女性たちの言葉から続けたいと思います。

H E L Pから帰国までの期間は最近はとても短く、一カ月未満の方が多いいです。それは、その状況というものが余りにも過酷な状況であった。それは、言われていた、例えば出る国にてプロローカーたちに言われたこと、日本に来てから自分たちがさせられたことというのは全く違っていたということだと思えます。

強制的に売春させられて、返済のために売春料金は相殺され、お金は全くらえなかった。最近も、多くは五百万円、全く架空の借金です。それから、六百万円の方がいました。本当に大きなお金ですから、それを返すまでは一銭も彼女たちの手元には入りません。働かなければ二十万円の罰金、四カ月以内に借金を返済しなければ二〇%の利子を罰金に課せられたという女性もおりました。一日に十人以上の相手をしなければならなかった、できるだけ多くの客をとらないとリンチされた、このまま働き続けたら狂ってしまうと思ったと言います。

H E L Pにどうして逃げましたかと言ったら、先ほど言いましたように、約束が違ふ、それから監禁、常時監視状態、精神的にも極限状態に置かれている場合が少なくなかったと言います。どこに行っても監視されている気がした、休み時間は二、三時間だけ、昼も夜も働かされた、やぐざが管理している道で客を誘わなければならなかったと。

H E L Pに来て、その精神状態が、そういう

中で来ているので、一人だけ、H E L Pがまた転売の場所だと思った人がいました。それは、入っている人たちが寮母さんに向かつてママさんと言ったために、また転売されたと思ったわけですね。台所にある包丁を寮母さんに突き刺して、私にもう一度何かしたら殺すぞという格好をした。それ以来、私たちは、彼女がしゃべっている言葉です。まずは通訳をして、ここは安全な場所である、怖い人はだれも来ませんよということを伝えなければならぬという、そのことに努めております。

それで、今現在、表を見ていただきますと、在特にならなければ滞在日数がぐんとふえております。一カ月を超えているんです。入管の方に、できるだけ早くに帰国するようにお願いしたいということ伝えてやりますと、入管の方々は、もう超スピードでやっておりまして、本当にそうだと思います。というのは、私たち今まで、在特を取るために、外国籍の方が国際結婚されたときに連れていきますと一年半以上がかかっていますから、そういう意味では超スピードでできていると思えます。そして、私たちは、被害者として認定されれば、どうしても在特をいただきたいと。

今までは、法律を犯した者として日本におりましたし、強制送還をされていたわけですね。今現在、法律ができる中で、女性たちは被害者として認定されるということですから、その女性たちに、あなたは、これからは帰ってもちゃんとしたビザをもらって帰れるのよということを説得いたしまして今帰っております。しかし、長くなれば長くなるほど、落ちついてきますとやはり心の傷が出てくるわけですね。

まずは、免疫力の低下。日本では余り、水ぼうそうというのはもう子供のときにやっていると聞いていますけれども、入ってこられて水ぼうそうになられて、施設の中に入っている子供たちにならうと、それから、外国籍の方がほかに入っていらつしやったので、その人たちにうつるので、慌てて病院に、予防注射、それから治療のために連れていきました。

そこで問題になるのが医療費なんです。今までH E L Pは、自分たちが病院に連れていっても、その医療費の負担を全部H E L Pがしてまいりました。今、行動計画の中で、無料低額診療事業を使える、厚生労働省はそういうふうに通達を出してくれました。それで、私は近くの病院に電話をしましても、いや、そんなものを自分はまだ使ったことがない、保険がある人しか使えない、それからホームレスの人にしか使えない。それで幾つかの病院に電話をしたら、知っているソーシャルワーカーがいるところの病院で、使えますよと言ってくださいました。今そこに全部、もういろいろな、それこそ、妊娠している可能性がある、性病の可能性もある、それからH I Vの可能性もあるということではそこに、病院に連れていってやるわけですが、でも、その病院を私たちはこれからもふやしていかなければならない。病気に対する負担というものは、本人だけではなく私たちの施設の方の負担にもなつてまいります。

それで、昨年二十一名、ことし四月から六月までの滞在者が書かれているんですけど、初めて婦人相談所から委託で参りました。今までもどうだったんですかというふうにおっしゃるかもしれませんが、今までは東京都が七百二十万円の補助金を出してあります。その中で被害者の人たちの私たちは受け入れてきたわけです。例えば婦人費用が、今タイ大使館の方は貸し付けているんですが、ほかの人たちに関しては私たちが負担をするということが、H E L Pが負担をするということがあります。

それで、委託費で来られますとどこがどういうふうになるのかといいますが、委託費で来られると、H E L Pに対する一日の利用料というものを払っていただけます。通訳費用も払っていただけます。そういう意味では、今まで一番多いのが長野県なんです。長野県で受けられたとしまして、すぐに大使館に引き渡されて、そのままH E L Pに来られますと何のお金も入ってこないというので、今、長野県の方と、ぜひ委託費でH E

LPに送ってくださいということを言っておりま

す。それから、帰国費用はIOMの方がお金を出し
てくれるということになっておりますので、イン
ドネシアの方がお二人これから帰国いたします
けれども、IOMの方でお金を払ってくださると
いうふうになっております。

それで、もう時間が来ておりますのでもう少し
だけですけれども、これから私たちが目指すの
は、民間シェルターで、緊急避難所ですので、長
くはいるのは無理なんです。今来た人たちに對し
て、例えばアートセラピー、それからフラワー
アレンジメントのボランティアの方に来ていただ
いたりして、女性たちがHELPにいる間、ある意
味では本当に心が安らくなるような努力をして
おりますが、外にも一歩も出られない。

例えば、一歩出たら、今私たちのいる場所は特
に繁華街ですので、警察官が、パスポートを見せ
なさい、外国人登録を見せなさいと。私は電話番
号を持たせまして、ここに電話してくださいとら
説明しますというふうに言われたりするんです
が、またそれで警察官の方が来られて説明をし
てしましますので、ある意味では同行をする
スタッフが必要なんです。そういう意味で
の私たちの負担も大きいんです。入管、そして大使
館、病院、さまざまなところにスタッフたちが同
行しなければならぬ。そういう意味では、スタッ
フたちのこれからの、どういうふうにお金を捻出
したらいいのかということも私たちの頭の痛いこ
ろです。

女性たちがHELPに来てから、もし加害者を
処罰し、加害者からお金を取り戻せるならば、き
つと女性たちは長くいることもできるでしょうし、
また、次のステップハウスというものも皆様に考
えていただければありがたいと思います。

緊急シェルターはいろいろな人たちが入って
いますので、人身売買の方だけが入っているわけ
ではありません。私がお出ししましたニュースレ
ターの中に去年の統計が出ております。どうい

う人たちが入っているのかということを見ていた
けると思いますが、ぜひごらんになっていただ
ければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。(拍手)
○塩崎委員長 どうもありがとうございます。

次に、玉井参考人にお願ひいたします。
○玉井参考人 アジア財団の玉井でございます。

私は、アジア圏十七カ所に事務所を置く国際N
GOで、人身売買防止のプログラムの立案と運営
を仕事としております。そして、個人的に、ボラ
ンティアとして被害者の支援にもかかわっていま
す。きょうは、私の体験を踏まえて、人身取引對
策における日本の課題について意見を述べさせて
いただきます。

昨年のことなんですけれども、二十一歳の女性
二人の帰国支援に携わりました。彼女たちは、母
国で近所の人に、日本に行けば月給三万円でウ
エイトレスの仕事があると言われて、それで、ブ
ローカーが手配するパスポート、飛行機チケット
を得て、短期滞在の在留資格で日本に来まし
た。年期は三年間との約束で、でも、来日したそ
の日から店に出て、そこでわかったのは、性的な
サービスを伴う接客が仕事であったということな
んです。食事は一日一回に制限されていました。

店主は、腹が減るのなら店に来た客に食べ物を注
文してもらって食べろ、同伴やアフターで客と
デートをして食べさせてもらえと言ったそうで
す。裸でショーをすることに耐えられず、監視の
目を盗んで、彼女は監禁されていた部屋から逃げ
ることを考えました。なぜか、体重が一キロふ
えると一万円の罰金、体重が五百グラムふえと五
千円の罰金が月給三万円から引かれるからです。

彼女は、友達と一緒に、意を決して逃げ出し
ました。いろいろなことがあって、ようやく民間の
施設に保護されたんです。でも、そこから今度私
たちが頭を悩ませたのは、彼女たちをどうやって
母国に無事帰国させるかということでした。ブ
ローカーの脅迫が及ばない安全な居場所を確保す

ること、母国のNGOと連絡をとって、実家から
離れた場所に安全な場所を確保して、それから空
港まで迎えに来てもらえるように手配しました。
約二カ月間かかりました。

被害を受けた外国人が日本から母国へ帰ること
を希望したとして、その人が無事に出身地での日
常の生活に戻れるのかというと、これもなかなか
現実には厳しいのです。ふるさとにしきを飾るこ
とができず、一文なしでふるさとへ戻ったとし
たらば、親戚や家族の期待を裏切った、何か外国で
変な仕事をしてきたんじゃないかなどという冷た
い視線で見られます。帰国者への差別や偏見があ
る中で暮らさなければならず、経済的に自立する道
もない。そこへ再びブローカーが言い寄ってき
て、今度はそこはもう稼げるぞ、そしてまた人身
売買ルートに乗る人たちもいます。この悪循環を
どこかで切らなければならぬんです。

被害者を保護し、支援するということは、被害
者の再発を防止するための対策なんです。そのため
にも、送り出し国と受け入れ国である日本の連携
が必要だと思ひます。

先ごろ外務省が地球規模問題に関する意識調査
を行ったんですが、その中で、人身取引対策につ
いて政府が力を入れて取り組むべき点は何かとい
う質問について、取り締まりの強化であると答え
た人の回答率が五五・五%と最も高く、これに對
して、シェルターの整備など被害者保護とする回
答率は一七・五%で、五項目の質問の中で四番目
でした。

この調査結果を見てわかることは、日本の人た
ちの視点から被害者保護の重要性というのが欠落
しているのではないかと、というより、その必要性
を理解できずにいることが問題なのではないかと
思ひます。その意識の欠如こそが日本を人身売買
の温床にしてしまっているのではないかと思ひま
す。

ことしの初め、興行の在留資格でホステスとし
て働いていた三十五歳の女性が店主から暴行され
て、知人を介して私に支援要請があったんです

が、事件が起きたのは地方で、私は、新幹線と電
車を使い継いで現地に行つて彼女と会つて、それ
からまた電車を使い継いで、県庁所在地にある婦
人相談所に相談に行つたんです。婦人相談員の方
は本当に親身に相談に乗ってくれたんです。でも、
そこでわかつたことというのは、現状の限ら
れた人員体制の中では、外国人のケアをするとい
うことが現場にとっては大変負担であるというこ
とです。

被害者は、帰国するためにはいろいろな渡航書
類をそろえなければならぬので大使館へ行かな
ければならぬんですが、大使館や領事部は大都
市圏にあるので、一時的に地域で婦人相談所に保
護されたとしても、結局は、そこから大使館があ
る場所まで通わなければならぬんです。

このときの場合でいうと、婦人相談所から大使
館に行くためには、私は、彼女を連れて事件があつ
た町を通り抜けていかなければいけないんです
ね。被害者本人も同行する者にとつても、大変不
安を覚える、ストレスの大きい仕事です。結局こ
のときは、被害者をかくまっていた人が加害者側
からおどされたり、被害者も一刻でも早くその地
域を去りたいと言つていたので、その女性を引率
して首都圏にある民間シェルターのサラーに一
緒に行き、保護してもらいました。

このときに強く感じたことは、保護を求める被
害者と支援機関を円滑に結びつけるシステムが必
要であるということ、大使館などのある首都圏に
人身売買の被害者の保護、支援を担う施設を集約
して、センター機能を持たせることが必要だと感
じました。

この女性が帰国するとき、私がまた空港へ送つ
ていったんですが、出発便のチェックインカウン
ターは帰国するエンターテイナーの女性たちで込
み合つていて、この私の目の前で、彼女の手を引
いている目の前で、日本人男性が、大変お若い、
恐らく十代とおぼしき女性たちに封筒に入つた現
金を手渡ししているんですね。興行で来ているエ
ンターテイナーの方たちがお給料をもらえるの

は、三カ月か六カ月過ぎて、日本の国を離れる空港のチェックインカウンターの前で。私が支援した女性の場合も、契約書では給与は月額二千ドルですが、実際に受け取るのはその四分の一ほどです。

空港で彼女は言いました。私が失ったものは大きい、けれども私を殴った店主が失ったものは何なのか、金で片がつくことなのか、それが悔しいと。

恐らく、日本でつらい思いをした人たちは、母国へ帰っても、帰国しても、その体験を語ることはほとんどないと思います。話すとしたら、よかったことだけです。被害者の証言が得られにくいということも人身売買を助長する要因です。

ところが、日本の人の中には、在留資格外の風俗産業で働く外国人女性に対して、日本が仕事場を提供していることがあっても国際協力のことであるように、大きな勘違いをしている人もいます。本当に国際協力を考えるのであれば、そうした女性たちが適正な仕事につけるように、就業訓練をして自立を助ける基盤づくりを援助するのが最も大切なことなのです。帰国した被害者たちへの精神面でのケア、被害の再発を防ぐために必要なことです。

この一年ほどの間に、日本人男性からも五件ほどの問い合わせがありました。ガールフレンドが人身売買の被害者のようだ、どうしたらいいのかというんです。中には、今すぐシェルターに入れてやってくれといううちの事務所に駆け込んできた人もいました。私は言いました。シェルターは、あなたとデートをする自由がある人のためにある場所ではないんですと。

でも、そうした問い合わせがあるということに、私は一縷の望みを抱いています。知り合うきっかけはともかくも、潜在的被害者の人たちと出会ったことで、今日日本で起きている人身売買という問題に関心を持って、何か変だぞと気づいてくれて、その解決へ向けて動いてほしい、動いてくれるのではないかと期待するんです。

でも、一抹の不安もあります。お客の日本人男性と結婚した外国人の女性たちの中にDVの被害者の人たちがふえる傾向にあるということです。人身売買の受け入れ国である日本が、私たち日本人がこの問題に取り組むべき責務を負っているという意識が浸透するように、社会啓発が必要だと思っています。

法整備、被害者の保護、支援、送り出し国、受け入れ国の連携、そして国民へ向けての啓発、この四つの課題は、例えて言えば、人身売買撲滅というゴールを目指している自動車の四つのタイヤです。バランスが欠けたらこけます。前へ進めません。これらの点は政府の行動計画にも盛り込まれている点なんです。果たして計画どおりに事が運ぶのか。今後、検証と見直しの機会も必ず設けて、現実に対応策がとられるよう検討を重ねていきたいと思います。

多文化、多言語での対応や大使館との連携に重点を置いた、一般の人たちの相談にも対応できる窓口を備えた、そして、被害者が受けた心の傷、損害を少しでも回復できるように、そのための人身売買被害者のための保護施設を全国に少なくとも一カ所置いていきたいと思います。

以上です。(拍手)

○塩崎委員長 どうもありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○塩崎委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

○左藤委員 おはようございます。自由民主党の左藤章でございます。

四人の先生方、本当にありがとうございます。今、一つずつ順番にお聞きしたいんですが、例の刑法の改正についてひとつ伺いをしたいと思っています。

今、井田先生の方から、逮捕及び監禁の罪の上限を五年から七年に上げる、これは妥当だ、こういうお話でありましたけれども、弁護士会の出口先生は、これは保護や救済が不十分なまま人身売買罪を新設しても何ら実効性がない、五年から七年に上げて余り意味がないんじゃないかというお話であります。

両方の先生とも、新潟の少女監禁九年前の話がありました。井田先生のおっしゃるとおり、この一番大事な、立ち直っていただければありがたいんですが、恐らく生涯それが心の傷であったり、親もそうですが、みんなそれを背負って生きていくわけです。それで、それは救済の、罪が云々というのとはよくわかる、これもしつかりやらなきゃなりませんが、私は五年でいいとは思えないんですね。

出口先生、その辺の根拠を、その人の一生を、言い方は悪いですが、でもほぼバアにした可能性が高いわけですね。それを五年、我々は正直言って十年でも十五年でもいいんじゃないかという議論がある中で、七年がだめで五年のままでいいとおっしゃるのは、ちょっと私は解せないんですね。その辺の理由をちょっと教えてください。

○出口参考人 今御指摘の部分につきまして、若干言葉足らずだったかもしれません。

私の方が申し上げたのは、いわゆる非常にお気の毒なあのケースのお嬢さん、PTSD、これは傷害というふうにとらえれば、監禁致傷罪として対応することは可能だろう。かつ、監禁致傷罪の法定刑の上限につきましては十五年ということになってございますので、こういうケースについても現行の部分で対応はできるのではないかと。それで、こういう特殊なケース以外について私の方で先ほど申し上げたつもりでございます。

○左藤委員 わかりました。今、監禁致傷罪十五年というの、おっしゃるとおり、それもやはり考えるべきだろうし、やはりそういうことでお願いをしたいと思います。それと、大津先生それから玉井先生からお話が

ありました。被害者保護という、この参考人の前に、おととも法務当局と論議をさせていただいたんですが、これは保護となると、どうしても厚生労働省の分野になります。私も江田先生も、公明党の江田先生が後で質問なさると思いますが、厚生労働省に聞いたんです。そうしたら、こういうことをやっていますと、はつきりおっしゃるわけです。

私たちは、お二人の話を聞いていても、我々の受けた実感でも、正直言って、十分とはとても思えないんですね。厚生労働省の言っているのと現場とはどれだけの差があるか、済みませんが、大津先生、ひとつお願い申し上げたいと思います。

○大津参考人 現在、厚生労働省は、人身売買の被害者の人たちに一千万円予算をつけたというふうには言われております。HELPPでは、その一千万円の費用がどういふふうに使われるのかということ、今まで厚生労働省とちよつとお話をしていました。ところが、HELPPに対しては東京都から補助金が七百二十万円出ていますので、委託費と補助金というものは一緒にできないと東京都は申します。ですので、東京都管轄の警察署でも入国管理局でも、そこから直接に来た方に関しては委託費が出ないということになります。

そういう意味では、通訳費用のこともそうですけれども、全部私どもが自分たちの運営費から出さなければならぬ。今までも厚生労働省とお話して、何らかの形でそのお金がHELPPに来るように、それはHELPPだけではなくてサラーに対してでもそうですが、民間のシェルターは今までも本当に少ない運営費でやってきておりますので、さらに今、この人身売買という問題が国として法律ができていこうとしているときに、やはり何らかの措置をしていただきたいということ、厚生労働省の方に言いましたが、やはり予算の関係上、なかなか難しいと。

それで、ある意味で私の提案なんです、これは各省庁またがって人身売買の問題はありますので、例えば、入国管理局でしたら通訳費用を出す

とか、それから帰国費用、病院の費用、それぞれの、どこが出すのかということに関してはお話をしていたと思います。

私たちが言えるのは、これだけしかない中で、スタッフたちはフルタイムにどうか、パートタイムでありながらフルタイムで働かなければならない現状で今おられますので、ぜひその点を各省市で考えていただきたいと思います。

○左藤委員 同じく玉井参考人さん、お願いします。今の件で、要するに、実際現場の方はどうなんでしょうか。

○玉井参考人 一番の問題は、外国人の被害者に対して接するときに外国語での対応が必要だということなんです。厚労省等の方では、もし外国人の方が被害者として婦人相談所に保護された場合、通訳が必要な場合は、その地域での登録されている通訳の方たちをお願いするということがあります。

ただ、被害者の方たちは、同国人コミュニティの中で情報が漏れるということを非常に怖がっている部分があるんですね。それで、その地域の例えば国際交流協会等、あるいは地域ボランティアとして参加しているコミュニティの通訳の方たちにそういう大変ブライバシーにかかわる部分の通訳をお願いするというのが、恐らく被害者の方たちの中にはちょっとそれを不安に思う人たちもいると思います。

実際、先ほどの私の話の中で紹介した一例では、一度通訳の方をかえているんですね、入管での事情聴取があった際に、というのも、最初の方が男性であったということ、それから日本の同国人コミュニティの方であったということ、それで被害者の方からリクエストがあつて、日本人の方で女性の方、もしくは女性の方がいらっしやなければ男性ということをお願いしたという経緯があります。(左藤委員「経費の方はどうですかと呼ぶ」)

経費についてですか。実際には、今までのところ、ほとんど民間の善意にゆだねられて、結局、

私が紹介した事例では、そこにかかわっている民間の支援者の方たちは全部ボランティアです。ただ、シエルターについては、NGO等からの国際機関からの委託費が出て、その中で保護、滞在費が捻出されていました。

○左藤委員 今、お二人の、そういう現場でなさっておる方の御苦労というのはよくわかりますけれども、ただ、予算の問題は大きな問題だと思うんですね。

また、弁護士会の方も、被害者の支援というのをしっかりと、こういうお話、レポートも我々見ております。

井田先生は学者ですから、この辺の刑法の話はお聞きしました。私も先生のおっしゃるとおりだと思っておるんですが、今の被害者の救済、そして入管の問題があります。そしてまた、今、厚生労働省の問題があります。この辺に対しての先生の注文といいますか、ひとつ、何かありましたらおっしゃっていただければと思います。

○井田参考人 大変難しい御質問でありますけれども、まず一つは、刑法を改正して例えば条文をつくる、あるいは刑を上げるといえるのは簡単にはできるんですね。そういう意味でいうと、何か問題が起きますと新しい条文をつくって、あるいは刑を上げるといえること、何か十分対応した気になってしまおうという危険が刑法改正にはつきものであります。これは社会問題に対して取り組む全体的な取り組みの中にあくまでも一つの翼を担うにすぎないんだという意識は常に持っていたらいい、刑法は確かに有用な道具ではありますけれども、道具ができただけでは、使わなければどうしようもないというので、それは全体的な体制の中で、システムの中で使っていくものだろうというふうに考えています。

それから、被害者という問題につきましても非常に耳が痛いところで、どうも法律家はこれまでに、いわば被害者のことばかり考えてきて被害者のことを考えてこなかったとよく言われるわけで、これは我々の方で反省すべきところもあります。

すけれども、しかし幾つかの理由もございます。

といえますのは、伝統的には刑法と民法というのが分離して、よく民刑分離という言い方をするんですけれども、長い法の歴史の中で、被害者の救済は民事にお金で済ませるといって形を任せて、刑事の方はいわば公的な秩序の維持という利害

の方を担うという形での役割分担が次第次第にでき上がってきて、そういう意味でいうと、被害者の対応よりも社会の秩序の維持みたいな方にどうしても目が行くという面が一つございました。

それからもう一つは、犯罪を行った加害者に対してやはり社会の方は非常に厳しく当たるものでありますので、法律家としては、いわば犯罪者を守ってやるということもせんと、世の中でこれも犯罪者の側から物を見る人がなくなってしまうということ、バランスをとるという意味では加害者の方の利害というのをある程度考えなければいけないということで、我々やってきたわけ

です。ただ、それにしても、被害者の方に目が行き届かなさ過ぎたということはそれとおりでありまして、ここではなかなか、私が全刑法学者を代表して何か謝るといえるのはおかしな話ではございすけれども、刑法学者の方針もだんだんとそういうことについては考えるようになってきてはいます。さっき申し上げましたけれども、それにしてもやはり、余りバランスがそっちの方に過ぎてしましますとまたまたそれはいけないということ、加害者の方も考える人もどこかにないければいけないということはあると思います。その点は御理解はぜひいただきたいと思います。

(委員長退席、三原委員長代理着席)

○左藤委員 ありがとうございます。済みません、出口先生にちよつとお願いを申し上げたいと思います。

弁護士会で、人身取引被害者支援センターをつくればとか、本当にすばらしいことで、私もそうしたいと思うんですが、この中で当然、予算はどうするかといったら、国が持て、これはそれとおり、

残念ながら、なかなかお金がないというのが情けない話であります。しかし、これはほっておくわけにはいきませんし、予算をしっかりと少しくずすもふやしていかなくやらないんですが、そうおっしゃる弁護士会は何がやってもらえるんですか。

○出口参考人 大変重い御質問でございまして、ただ、私自身の具体的なことだけちょっと申し上げたいと思います。

私は京都なんですけれども、京都弁護士会の方では、実はこういう問題についていろいろ取り組みは従来からしてきておるんですね。例えば、京都でも有名な繁華街といったら祇園というのがございす。そういう幾つかの繁華街にできるだけアクセスポイントを置いて相談を受ける、そういうことで従来、試みはしてまいりました。

シエルターの問題につきましても、今、大津さんあるいは玉井さんの方でいろいろお話をしておられますけれども、特に、京都弁護士会の方で活発にやっておる女性の会員もおられまして、結局、いろいろ一生懸命やるんですけれども、やはり法的な整備、法制度について非常に不十分という

か、全く皆無である、そういう中での手探りでこれまでやってきたというのが事実でございす。したがって、この日弁連の昨年十一月十九日の提言も、要するに、自分たちがこれまでやってきたことを踏まえて、やはりこういうふうな形で動いていかないと、本当の意味での、底辺で非常に苦しんでいる外国人のこういう関係の被害者、こ

こまでも一番、私も若干それに関与したことがございすので、非常にもどかしいんですね。実態もなかなかよくわからない。しかし、現実にはあらわれたケースについては非常にシビアなケースが多い。

ですから、それを本当にきちつと解決する上では、ここにいろいろ書いてございすけれども、やはり基本的には、外国人がこういう形で日本の国へ入ってきた、外国人のいわば人権といえますか人間の尊厳、そのあたりをどういうふうに見

て、どういふふうにして国として取り組むべきかという、そのあたりを根本的にどう考えるべきかというところがあるのではないかと、いふふうになんか思っております。

○左藤委員 時間がないので一つだけお聞きしたい。大津参考人と玉井参考人をお願いしたい。

シエルターに、皆さんのところに被害者の人が来る、それでケアをしている、本当にありがたいことですが、加害者の特定のために、警察、司法当局、この連携はどうなのか。これは両方やらなきゃならないんですが、こっちも捕まえないと何ぼでも繰り返すことになるので、この連携は現場はどうなっているんでしょうか。簡単にひとつお願いします。

○大津参考人 実は、DVの加害者であります夫がシエルターにたどり着いたということがあります。それ以来、危機管理に関してはHELIPもやっています。それなんですけれども、今まで二十年近く、十九年になりますが、加害者であるブローカーややぐざの人が来たというのは、私の知っているの是一件だけなんです。それは、女性がそのブローカーに連絡して、そしてそのブローカーが、このあたりの教会というのはどこにありますかと聞きに来られた、それ一件なんです。

私は、いろんなところで顔も出しますし、今一生懸命、人身売買、この法律のことです。いろんなところへ行っておりますが、私自身が最近いろんな人から気をつけなさいよと言われるんですね。今まで加害者に何かをされるという恐怖感というのはなかったんですが、周りから言われたり、実はきのうまた、これはDVの加害者ですけども、シエルターの周りをうろついていたんです。それで、私たちを見たら跡をつけてきたんです。それですぐに交番に入って、実はこういうことがあったので巡回してくださいというふうにお願いをいたしました。

そういう意味では、これから警察庁の方には、例えば、ぜひ生活安全課の方に巡回をしていただきたい。それはなぜ交番の方にお願いきかないか

という、シエルターというものはやはりある特定の方しか知ったらいけないと思うんです。いろんな人たちが知ることには、それだけいろんな人たちがここにシエルターがあるということがわかることになりまして、例えば、東京等の地域の生活安全課の方に、定期的に、一日一回でも夜の時間に見回ってくださいますと、私たちはシエルターとして安全かなと思います。それが一つです。

ですから、これからのことは、人身売買罪というものができると、ブローカーの人たちはきつと女性たちを今までも捜そうとしたことはあると思います。そういう意味では、私たちは本当に防げない、どうしていいかわからない、それはやはり警察庁の方たちをお願いしたいと思っています。

○三原委員長代理 玉井参考人、手短にお願います。

○玉井参考人 私どもアジア財団は、シエルターを運営しているのではなく、国際NGOで、特に受け入れ国と送り出し国の連携ということをしていまして、その立場からとしてですが、被害者の方たちが証言をしても、それが実際にどのような形で役立っているのかとなかなかわからない部分があつて、やはりとにかく一刻でも早くその人を速やかに帰国させるという方に重点が置かれていような気がいたします。

○左藤委員 ありがとうございます。終わります。

○三原委員長代理 次に、吉野正芳君。

○吉野委員 自由民主党の吉野正芳でございます。四参考人には、本場にお忙しいところ、ありがとうございます。

今、日本の国は世界一豊かな国ということで、民主主義もきちんと行われており、世界に向かって恥ずかしいところがない、そう思っております。

私は福島県なんですけれども、私の町にも外国の方々が働いております。そこで人身売買が行われていたというニュースを聞いたときには、本場

にびつくりしました。この日本で、昔ならいざ知らず、人の売り買いが行われていてという、そこに私は大きなショックを受け、それがもし事実だとすれば、今事案なんですけれども、本当に日本国民の一人として、日本の外の方々にアドバイスを、謝罪をする、そういう気持ちでございます。

この人身売買、人身取引をどう防ぐかということとは、まずは、日本国内でどうやって保護していくかという部分と、NGOの玉井さんのところで、外国に帰したって、結局また日本に連れてこられるという、外国での、いわゆる母国での再犯といえますか、そこをどう防ぐために我が国は関与していくかという、これはなかなか難しいんですけれども、大きく分けてこの二つだろうと思います。そんな観点から質問をさせていただきます。

まず、大津参考人に、HELIPをつくられた動機といえますか、つくられて何年になるのか、その辺のところを伺いたいと思います。

○大津参考人 HELIPは、一九八六年に日本キリスト教婦人矯風会が百周年の記念事業としてつくりました。当時、外国籍を受け入れる施設というのはどこもなかったというふうに入っております。それで、キリスト教の団体ですので、フィリピン大使館を通していろんな女性たちが逃げ込んできた。

もともと矯風会は、売防法の制定に力を尽くしてきたり、女性の権利に力を尽くしてきた団体ですので、何かしないといけない、それから、からゆきさん、日本から女性たちがアジアの方に引きましたときにも、何か受け入れをしなければならぬというふうに入らなければならない、まず外国籍のためのシエルターをつくらうと。

一九八〇年代の前半は、エンターティナービザをとって日本にきたフィリピン女性たちが働いていた場所から、やはり賃金不払い、それから性的搾取、いわゆるエンターティナーですから、ダンサーやシンガーとして来たのにもかかわらず、客の酌をしなければならぬという中で、大使館

に逃げて、大使館の方から何とかその女性たちを支援してほしいということでそういうのができ上がりました。

しかし、後半は、タイの女性たちがどつと来たりです。一九九一年から九三年にかけて、驚くべき人数なんです。九一年二百七十名、それから九二年が二百十名ぐらいです。二百名の人数がHELIPに来たということは、十部屋しかないんです。今は一人一部屋というふうな数え方をしていますので、それぞれの人が違う環境の中で来られた方は一緒に部屋に入れないんです。しかし、人身売買の方は、例えば五人で逃げた、別々の部屋に入るのとは違って同じ部屋でいさせてほしい。その人には五人のお部屋、ちよつと大きい部屋に入っていたんだけど、その二百名を超えたときは、もう居間から、それから布団部屋から、いろんなところで人が本場にいつぱいたというふうに入っています。

そういう意味で、十九年になりますが、今現在は、先ほど言いましたように、三十名にも満たない人たちが入ってきます。しかし、当初から何も変わらないのは何か。架空の借金、強制的な売春、いろんなことは同じです。そういう意味では、何にも変わっていないというふうに入方からは申し上げられると思います。

○吉野委員 ありがとうございます。

人身売買の実態調査なんですけれども、役所の方では、昨年は七カ国で七十七人という数字を出しているんですけれども、今大津さんがおっしゃったように、本場にそんなものでは足りない。現実には、我が国ではどのくらいの人を人身売買でそういう被害者がいるのか、想像で結構ですから、体験を踏まえて、大津参考人をお願い申し上げます。

○大津参考人 残念ながら、私もその総数というのがわかりません。

というのは、シエルターへ来られた人に関しまして、私たちは何人の方が何名という形で出しますので、それで、JNATIPというふうに入

身売買を防止するための連絡のネットワークができて、今調査を始めております。その調査は、シェルターそれから婦人相談所、そして外国でその女性たちが帰国したときにその女性たちの情報をやり入れまして、それから、もちろん人管や大使館、そしてきつと警察署の方はそれぞれのところで持つていらつしやると思っています。

ただ、なぜその総数が出てこないのかというのは、今まで、女性たちが人身売買として見てもらえなかった、いわゆる不法で滞在する好きで日本にきている女性としてその人たちを見ていたから、人身売買の被害の状況は出てこないと思います。

例えば、コロンビアの大使館がこれぐらいのファイルを持つていらっしゃるんです。その数はもう本当に、私も幾つありますかと聞かないんですけれども、それだけそれぞれの大使館は人身売買の被害者の総数というものを持つています。ですから、それを合わせますと相当の数があると思います。

ちょうど九一年のピーク時、外国籍の方が入ってきたときには、タイ人の女性たちが、二万とも三万とも言えない数の人たちが日本に来たというふうに言われています。その当時起こったのは、タイ人がタイ人のママさんを、ママさん殺しがいろいろなところで各地で起こりました。そのときに、人身売買の状況というものが、ママさんを殺した女性たちから、また支援団体から、いろいろなところで出てきたと思うんです。それ以後殺人事件というのは余り起こっていませんが、その起こっていない状況の中に、やはり隠れたところで行われているものだから表に出てこない。それを今、これからきつといういろいろな方たちが掘り下げていく必要があると思います。

私たちは、民間シェルターとしてきつとしたデータをお出しすることはできません。そういう意味で、それをまとめて、日本の中に大体どれぐらいの人たちがいるのかというものがきつと人身売買禁止ネットワークの方から近々出ると思っています。それは本当に限られた人数だと思えます。

でも、それが一番、ある意味では数をつかんでいくかなというふうに思います。

○吉野委員 また大津さんにお伺いしたいんですけれども、婦人相談所といわゆる民間シェルターと、参議院の参考人質問のときには余り連携がとれていないというお話だったんです。また一千万の一時保護委託制度の使い勝手、先ほどお話しになりましたけれども、一千万じゃ足りないと思うんです。あと医療の問題、無料低額診療事業ですか、一定額はただだ、でもその範囲でおさまらない病氣もありますね、こんな場合はどんな形でやっているのか。

まず、婦人相談所との連携プレーがどうなっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。○大津参考人 人身売買に関しましては、初めて栃木県からインドネシア人の女性がHELPに来ております。これは最近のことです。それで、私たちはやつと委託をしてもらえるところができた。

私自身が、例えばいろいろな各県の婦人相談所に話をしに来てくださいたいと言われましたら、出かけていってまず何をお話するかといったら、外国籍の問題なんですね。一つは人身売買、そして外国籍のDV。それは連携してまして、人身売買で来られた方が日本人男性と知り合って結婚します。またDVを受けるという、連鎖的なものがあります。その状況は伝えます。

そういう意味では、人身売買に関しては、各都道府県の婦人相談所はDVの被害者を受け入れる支援センターとしてDV防止法以降しているわけですから、今までも人身売買の方を受け入れたことがない婦人相談所のスタッフの人たちは、言葉の問題どうするのですか、それから、例えば性感染症、いろいろな心の問題、それに対してどうしたらいいのですかと。今までしてこなかっただけにわからないんです。

そういう意味では、これからだと思います。DVでもそうですけれども、外国籍の一人の人間をシェルターが受け入れる、そのことによって、女

性たちの置かれている状況、例えば在留資格がないと日本にはいることができない、子供は日本国籍でないとなかなかいろいろな支援が得られない、その在留資格を得るときにはどういうふうな手続が必要かというのは、その人を受け入れられたらいろいろなことがわかるんです。

いかに大変かというのをHELPに言ってもらえるんですが、同じだと思います。人身売買の方を受け入れた中で、女性たちが毎日、寝られない、それからうなされとか、そういうことを言われたときに、婦人相談員の人たちはどういうふうな形で病院と連携をとった方がいいのかということに初めてわかるわけです。

ですから、私たちは長野県からたくさんの人たちを受け入れていますが、もうストレートに大使館が長野まで迎えに行つて、そして連れてこれられる。そうすると、もう婦人相談所は素通りなんです。いつまでもたつても被害者を受け入れない、どういう状況に置かれるのかわからない。ですからこれからはぜひ、一たんは婦人相談所に受け入れていただきたい。

それから、関東圏はどうしても、先ほど言いました大使館それから入管が関東圏にあります。そういう意味ではHELPやサラーに送らないといけなくてしょうけれども、地域にある民間シェルターも利用しながら、どうぞ学んでいただきたいというふうに思っています。

それから病気の件ですが、やつと無料低額診療事業を使えるということで、私どもは病気になる方、やはり病院にコンタクトをとっています。がなかなか、私どもではそんなことはしたことがありませんというのが電話の回答なんです。今のところは一つの病院だけが積極的にその女性たちを診てくださっています。でも、積極的に診てくださっても、その一つの病院だけ負担を、やはりそれはいけないと思いますので、できれば、私たちが連絡するのはなくて、例えば厚生労働省の方で、確かに通達を出しているんです。通達を出しても紙だけです。病院の方はどういふ

うにしたいかわからないわけですから、こういうところで、来たときにはぜひこの制度を使つてほしいということを例えば国の方から言っていたく絶対変わつてくるというふうに思っています。

○吉野委員 まさに、こういうすばらしい制度があるんです。各病院が積極的にわかつて使うような、そんな動きを私たちはやっていきたいと思っています。

玉井参考人、やはり日本国内のこと、一時保護そして帰国。帰国した後なんですよ。帰国した後、これも日本の国、特におたくのNGOの方々、おたくだけじゃないと思うんですけれども、その連携プレーとか、そこが一番大事で、再発防止というところ、国の役割、皆さんの役割、玉井さんの考え方を聞かせたいと思います。

○玉井参考人 一番大事なこととは人材、専門スタッフの育成だと思います。

例えば、海外支援予算等に向こうに、送り出しに設備をつくつたとしても、それだけでは全然役に立たないんです。最前線で被害者の保護に携わっているソーシャルワーカーの方たちが、送り出し国とそれから日本の方の現状を両方理解できないとなかなか難しいんです。日本でその人たちがどういう状況に置かれているのか。

例えば、日本で特定の国の女性の示す言葉、呼び名がエンターテイナーやホステスさんの代名詞に使われてしまっているようなそういうステイグマタイズされた状況にあるというように、そこが送り出し国の方では必ずしもそうでもないというようにあることがあって、例えばそういうところ被害者本人に与える心理的なストレス等についての理解ですとか、かなり専門的な知識が必要になつてくると思うんです。

ですから、もし予算があるのであれば、例えばHELPのように最前線にかかわっているスタッフの方たちと、あるいは送り出し国側での同じようなカウンセラーパートナーになる方たちとが交流して、顔を合わせて意見を交換する機会が必要だと思います。

そして、もう一つ必要なことは、元被害者の方が、そういう集まりの中に、中心になって被害者自身たちの社会との接点を持つエンパワーメントをするということが必要だと思えます。

○吉野委員 最後になっちゃったんですけれども、出口参考人にお伺いしたいんです。

この参考資料、被害者保護・支援の九ページ、「在留資格のところに、定住資格を与えようという日弁連さんの提言があるんですけども、やはり、被害者だからイコール定住というのはちょっとおかしいと私は思うので、定住というからには、それなりのきちんとした定住できるだけの資格といえますか、そういうものがあつてしかるべきであつて、被害者だからイコール定住というのは私はちょっとおかしいなと思うのですけれども、御意見を賜りたいと思います。

○出口参考人 直ちにということについては疑問があろうかと思いますが、今いろいろ実態についてのお話が出ておまして、要は、送り出し国の方へそう簡単には戻れない。向こうに戻つても結局は再犯の対象になるとか、あるいは非常に肩身の狭い思いで生活せざるを得ない。

そうすると、その当該被害者の人が、例えば、この受け入れ国である日本で生活をしたい、真摯な気持ちでしたい、かつ、いろいろな就職の援助を受けながら何とかここでやっていきたい、そういう気持ちを仮に持った場合に、それについてはやはり定住といえますか在留資格をきちっと認めて、我々日本の社会の構成員として迎えてもいいのではないかと、そういう権利を認めるべきではないか、そういう基本的な考えです。

○吉野委員 井田先生には、質問があつたんですけれども時間となりましたので、本当に申しわけありません。

参考人の皆様、ありがとうございました。

○三原委員長代理 次に、江田康幸君。

○江田委員 公明党の江田康幸でございます。きょうは、参考人の先生方には大変貴重な御意見をいただきました、これからの法案の改正の審

議にぜひとも役立てていきたい、そのように思つて、その意味からも幾つか質問をさせていただきたいと思つております。

今、参考人の皆様から、今回の改正については一応評価できる、人身売買罪も新設されていきますし、法定刑の上限も引き上げる、一応の評価はできるだろうと。しかし、今後の一つの大きな課題として、被害者の保護がやはり重要であつて、これなくしては、加害者の処罰も人身取引の防止に至つてもそれはできないのではないかと、こういうような御意見ではなかつたかと思ひます。

まず最初にお聞きしていきたいのでございますけれども、人身売買罪を新設して、刑法の法定刑も引き上げるといふことでございます。しかし、私、一昨日も当局の方に質問をさせていただきまして、昨日に引き続いて、人身取引にかかわつた者に対する処罰が軽いと。例えば、これはNGOの方から聞いたことでございますけれども、四百人と言われるような人身売買をした男性に対して、判決が懲役一年十カ月であつたと。

幾ら法改正を行つたとしても、それが実質的に、適正な判決が、加害者に対して厳格な処罰がなされなければ、これはまた人身取引が摘発されていかなければ、またその防止にもつながらないといふふうに思ひます。

この点に関して、実際の判決というのが低いといふような事例を知つておいでであるのか、そこら辺のところを紹介いただき、また、今の私の質問に対するお考えを井田先生にまずはお聞きしたいと思ひます。

○井田参考人 まず申し上げたいことは、例えば犯罪者として、刑が今五年のところは七年になりましたというのを見て、五年だつたらやるんだけれども、七年だつたらやめておこうというふうな犯罪者は恐らくないと思ふんですね。ですから、刑が例えば何年具体的に上がったかどうかどうだといふことは、基本的には、具体的な犯罪者の心理に何の影響を与えてどうなるかという問題では

ないといふことは、やはり押さえておかなければいけないのではないかと。

むしろ、私、先ほど出口先生のお話を聞いていてちよつと疑問に思ひましたのは、今、統計なんかを見ましても、それほど刑が重いところには行つていない。例えば、今五年でありましてけれども、五年の上限のところ、上限をつつとつていふ言い方をよくしますけれども、つづくような刑が頻繁に言い渡されて、どうも裁判官も、もうちよつと上げてくれないと適正な量刑がでないじゃないかといふような姿勢がうかがえるような、そういう事例が非常に頻発していることでは必ずしもないといふことが言われました。

これは、ある意味でいうと、今の実務がどうなつていのかといふこと、そして、国会の方で法定刑を引き上げることによつて裁判官に対してメッセージを送つて、こういった考慮といふものもしなければいけないのではないのかといふ形で、例えば、ここで問題となつていふ、被害を刑といふ形で評価するときに、もう少し重い刑を科すことによつて評価したらどうだといふメッセージを裁判官に送るといふこともあつていいのではないかと思ふんですね。

そういう意味でいうと、現実はどういう刑が科されていのかといふことは、これまでのいろいろな量刑の積み重ねといふものもございまして、恐らく以前は、それほど無形の傷みたくないものに対する配慮といふのは比較的希薄だつたかもしれない。だんだんと無形の傷に対する、心の傷に対するいろいろな配慮が出てきて、そのことが被害者の苦しみみたいなものへの配慮につながつて刑が上がつていくといふような、そういう傾向がどうあるかといふことですが、それにしてもその上がり方というのはそんなに、裁判官としては、例えばいきなりばんと従来の量刑の水準を上げるといふことは、これまた公平という観点から許されないといふこともありまして。

ですから、さつきお話しくださった、具体的な事例で何か軽過ぎると思はれるものを挙げてみよ

と、なかなかこれは私自身も、特に材料を持つていけるわけではありませんが、先ほど挙げられた例も背景にどういふ事情があるのかといふこともわかりませんので、コメントはできないんですけれども。

そういう意味で、実務が、そういった従来のからの行き方とか公平性とか、そういうバランスといふことを考えて、ある程度低いところに刑が行つていふのであれば、それは国会の方で立法という形でメッセージを送つて、多少引き上げる方向に動かしていくといふのも、これはやはり司法判断を民主的にコントロールするといふ側面からするとあつていいことなのかなと思ひます。お答えになつていふのかどうかわかりませんけれども。

○江田委員 今、先生、個々の事例でどうかといふことを判断しないとわからないといふことでございましてけれども、やはりこういう厳格な処罰というのが法改正と伴つてなされなければ意味がないと私は思ひますので、そのことを大臣にお伺いし、大臣からも人身取引の実態解明をよくやつた上で、犯罪組織の壊滅に向けて、加害者に厳格に対応するといふことでお返事をいただきたいと思います。そのように加害者への厳格な処罰が法改正とともに進むように我々も期待するところでござい

ます。

二点目でございますけれども、先ほども参考人の何人かの方々からありましたけれども、これまでは被害者が不法滞在等で犯罪者として扱われて、被害者としては扱われないような、こういう状況にあつたことが、被害者からの申告等が少なく、それで検挙に至らないといふようなこともなつたのかと思ひます。

それで、今回の法改正では、在留特別許可につきましては、これを人身取引被害に対して付与することができるといふことに、その規定を明文化するこゝになつたわけですね。このこととか、強制退去に対して、退去事由の見直しといふことで改正が行われるわけでございます。このような在留特別許可また退去強制事由の改正といふこと

で、人身取引の被害者が入国管理当局に安心して被害の実態を訴えられるようになっていくのか、そのことに関して今回の法改正をどのように評価されているか、また今後どのような配慮が必要なのかについて、これは日弁連の出口参考人にお聞きしたいと思います。

○出口参考人 今回の、今先生御指摘の関係につきまして、私もとしても評価はしておりますのでございます。

今回の制度の改正によりましてどういうふうな具体的な状況になっていくのかということについては今後の推移を見守りたいと思いますが、弁護士会としては、ただ単に見守るだけではなくて、私も提言で申し上げましたけれども、やはり彼女たちが現実に出頭して、きちっとした法的な手続をとる、そういう知識は十分ございません。したがって、そういう人たちの法的な側面からも援助する、その点が非常に重要だと思います。私どもの提言の中でも弁護士の選任権をうたっておるんですが、そのあたりを現実的に確保していくということは非常に重要だろう。

具体的な提案としては、いわゆる総合法律支援法、このあたり、恐らく自主事業の中でこの制度を何とか組み立てて、費用の面はそちらからきちっと出してもらった上で弁護士がその手続の中に参加していく、こういうふうなことを今考えておるところでございます。

○江田委員 なかなか質問の時間が短いものでございますので、最後の質問にさせていただきますことになるかと思いますが、きょうはせっかく、女性の家H E L Pの大津ディレクターとアジア財団の玉井さんが来られております。

我が党も今回の法改正に伴って、それこそ政府に對しまして、人身取引被害者支援センターを早急に設置する、これが必要であるという申し入れを人身取引被害者の保護に関してはやってきたところでございます。しかし、今回は、政府の判断としては現行の婦人相談所を活用していくという立場をとっているわけですが、婦人相談所

であるならばなおさらのこと、婦人相談所とN P O、民間シェルター等との連携が非常に大事かと思っております。それと、N P Oの方々、先ほどからお話を伺って、大変な、頭の下がる献身的な努力をいただいております。そこに対する支援が本当に政府としては必要だということを思っております。

そこでお聞きしたいんですけども、この婦人相談所というのが十分そのニーズにこたえることができるのかどうか、先ほどからの御質問の回答でも言われているかと思うんですけども、率直にお伺いをしたいと思います。

また、N P O等の支援についても、これは平成十七年度の予算化を我々も強く申し入れて実現したわけで、民間シェルターへの一時保護委託費が一千万。しかし、聞くところによりますと、もう全体の費用が二千万を越すんだということも聞かされております。そういう意味では、具体的に一番必要な支援としてどのようなものがあるのか、はつきりとした国会の場でまとめて言っていたかどうかといかと思っております。

それと、やはり私も総合的に被害者を支援するこの支援センターの必要性というものをぬぐえないわけですが、それについてどのようなように思われておられるのかを最後にお聞きしたいと思っております。

時間がございませんので、代表してH E L Pの大津ディレクターにお願いたします。

（三原委員長代理退席、委員長着席）

○大津参考人 H E L Pは、年間予算を四千万円ぐらい、四千万に満たないんですが、しておりますが、その二分の一を寄附に頼っております。それはもとと、矯風会の会員の方たち、個人の方たち、学校、それからアメリカの各教会とかいろいろな方たちから二千万円近いお金をいただいておりますが、寄附に頼っていたのでは本当にだめなんです。

それで、一番頭が痛いのは人件費なんです。よいサービスをする、女性たちに対して本当に心の

こもったサービスをするには、やはり人が必要なんです。そういう意味では、今のH E L Pの財源では十分でない。それをどこでどうしていくのかというのは、もう私たちの力を超えております。

そういう意味では、どこからそのお金が得られるのか。一つには、先ほど言いましたように、婦人相談所がそういう委託費というものが出るならば、その委託費をH E L Pにも下さいと。一たん受け入れた後にH E L Pに来たら、それだけの委託費が来ます。

ここに表があります。委託費で来られた方たちが、これは栃木県の場合でも、もう既に二週間を超えているんですけども、その後、H E L Pに來られるわけです。婦人相談所の中で警察の取り調べをして、そして、最終的に帰国ということでH E L Pに連れてこられる。それでも、在留特別許可が出るのに二週間以上かかる。それをH E L Pにいらつしやるわけですけれども、その二週間の委託費をもしH E L Pがいただくことができませんと、それだけお金が入ってくるということだと思っております。

そういうことで、婦人相談所はこれからもずっと私たちと連携をとっていかれるということを期待しておりますので、これから見ていきたいというふうにも思っておりますし、私の方からも婦人相談所にいろいろ働きかけたいというふうにも思っております。

○江田委員 しっかりと受けたいしました。

政府の方のこれまでの答弁の中で、そういう支援に對して必要な場合には、この一千万円に限らず、婦人保護事業費八億円の中で、全体の中で十分対応すると言っておりますけれども、そういうようなところ、本当に必要なところを我々も見きわめて、予算措置等もしっかりと対応していきたい、そのように思っております。

きょうは、玉井参考人、お伺いできなくて申しわけございませんでした。

○塩崎委員長 次に、佐々木秀典君。

○佐々木（秀）委員 民主党の佐々木です。きょうは、参考人の四人の方々、御苦勞さまでございます。お話をじっくりと聞かせていただきました。

まず、井田先生にですけれども、今回の法定刑の引き上げは合理性が認められるというお話でございました。確かに、出口参考人も言われるように、先生もおっしゃいましたけれども、刑罰を重くしたからといって犯罪が必ずしもなくなるあるいは抑止できるというものではないと思うけれども、社会正義その他の、あるいは公平の観点から、やはり反社会的なこれだけの犯罪行為をしたということになればそれ相応の応報もということも、これは一般の通念として、また国民感情としてもやむを得ないのかなと思っております。

そういう点からですと、法定刑の上限は引き上がっているんですけども、下限の方が引き上がっております。これがいずれも、人身売買についても下限は三月以上、三月ということ、一般から見るとこれは低過ぎるんじゃないのというふうな感情を持つのではないかと思いますけれども、これについてはどんなお考えですか。

○井田参考人 これも個別の事例にはいろいろな事例がございますので、必ずしも一般的に決めつけて悪い人間だからこうだというふうには言えない事例もあるということで、ある程度下については低いところを残しておくというのは一つの知恵かなというふうにも思っております。

例えば、先般、殺人罪についての刑が、下限が引き上げられましたけれども、あれも、なぜこれまで三年という軽い刑であったのかといえ、殺人というのは、いかにもそれだけ聞きますと大変悪いことのように思われますけれども、個々の事例を見ていけば、安楽死に近いような事例があったりとか、あるいは親族で、看病疲れでやむを得ずといったことが、ぎりぎりのところまで頑張ったけれどもというふうな事例があったりとかいたしまして、なかなか犯罪というのは、そういう意味で、強い犯罪者が弱い人間をとるというばかり

とは限らないという面もございまして、それがこのことに当てはまるかどうかわかりませんけれども、必ずしも直ちに下限も引き上げることにならないんじゃないかというふうに思っております。

○佐々木(秀)委員 次に、出口参考人にお伺いをしたいと思いますけれども、私どもにきょうお示しをいただいた日弁連の意見書の中の四、五、六で、構成要件について、「人を売り渡した者」との構成要件、国外移送目的略取等の罪の改正で、「売買した者」及び「売買された者」との構成要件、それから、被略取者収受等の罪の改正には賛成するが、「売買された者」との構成要件は改められるべきである、こう書いてあるんですが、どのように改めるべきかということが記載されていないもので、その点、どう改めるべきなのかということをも具体的にお示しいただきたいと思えます。

○出口参考人 今御指摘の本年一月二十一日付の当連合会の意見書の中で、今先生が御指摘になつておられます売買、売り渡し、買い受けの構成要件に対する、不明確ではないかという考え方、これは、この意見書の四ページから五ページにかけて書いてございます。今お尋ねの部分は、では、さればどういふふうな内容、文言で書くべきなのかという御指摘でございます。

私どもとしては、今回改正の発端になりました人身取引議定書の具体的な文言、有償等とか、そのまの文言でいいのではないかというふうに考えておるところでございます。

○佐々木(秀)委員 次に、大津参考人にお伺いしたいと思いますけれども、きょうちようだいいたしましたペーパーの中に表がございまして、「二〇〇四年度人身売買被害者状況」という、この見方についてお伺いしたいんですが、入所の経路というところで、長野、茨城、横浜、その下にフィリピン大使館、タイ大使館とか茨城県警とか三重県とか長野県警とか、こうあるんですけども、これは、大使館と書いてあるのは、フィリピン大使館の方からこの人についてHELPの方に御連

絡があったということなんでしょうか。その場合に、ただ長野とか茨城とかと書いてあるのは、これはどういふように見たらいいんでしょうか。

○大津参考人 HELPに來られる今までの経路の中に、多くは大使館、警察、それから本人自身が自分で逃げてくるという三つの経路があったと思えます。しかし、本人自身が自分で逃げてきたとしても、HELPに直接來ることができませんので、大使館を通してHELPに來ます。

「長野県警」というところは、長野県で女性が摘発されて、この人が人身売買の被害者であるというふうに見られて調書をとって、そしてその後長野県警から大使館に連絡し、HELPに來る。最初のこの書き方が、余り細かく書きますとなかなか問題になりますので、そういう意味で書き方がわかりにくいかと思えますけれども、長野県から來たということに関しては、長野から來て、そして大使館に行き、大使館からHELPに行く、そういう経路が大体の経路です。

ですから、警察の場合には、「長野県警」というのを書きましたのは、長野県警でこの方が、何らかのブローカー等の関与がある、それを調べるために長野県警でしばらくおられて、そしてHELPに來た例がございまして、その場合にも、大使館がなかなか忙しいものですから、私どもが友達を長野の方まで、駅まで迎えに行きまして、友達がHELPに連れてきた例があるということ、ある意味で、私はここに書きましたのは、どれだけの地方が一番HELPに來た人が多いのかとい

いますと長野県ということをはかっていたためにちよつとこういうふうな書き方をいたしました。

その後で、ある意味では、大体どれだけの日数をHELPにいられるかという、今までは大体二週間だったんですね。二週間おられて、入管に連絡し、そして強制退去という形をとるのはその日数なんです、今現在、在特というものが出たために、結局長くなつていまして、それから例えは五十四日いらつちやつた方に関しまして

は、未成年であつたために警察が取り調べをいたしまして、結局長くなつた例がございまして、そういう意味では、一人一人の來られた状況によつて、どこが関与してくるか、それから、本人が例えばブローカーを訴えたいと言ふか、それとも警察の方からこの女性をどうしても調べてそのブローカーを突きとめたいということに関しましては相当数の時間がかかるということが、私はこの中でわかるというふうに思います。

HELPは緊急避難所ですので、DVの方もいればホームレスの方もいる、それからメンタル的な問題もいる、人身売買の方もいる、そういう小さな施設にさまざまな人たちが入っている。その一つのいいところは、赤ちゃんとお年寄りまでHELPにいらることができる。しかし、それぞれ持っている、抱え込んでいる状況が違うので、緊急避難所に一たん緊急避難をされた後に、長期的に、例えば訴えたいと云ふときにはもう二カ月、三月月とかかりますから、やはりそういう施設、ステップハウスと私は言っておりますけれども、ステップハウスが必要なのではないかというのを今まで申し上げました。それは、HELPに、緊急避難所にいる間は一歩も外に出られない女性たちですので、そんなところに閉じ込められるというのはとても難しいです。二週間を超える状況の人たちを同じ場所でもどこにも行かせないということではできませんので、そういう意味ではこれからの問題だと思えます。

昨日、タイ人スタッフが被害者の人を入管に連れていったときに、帰りに入管の職員が、危険だからHELPまで送っていきましようと言つてくだされました。そこら辺、今まで、先ほど申しましたように、本当に危険であるということが、その危険意識というものが私たちもちよつと低いなと思つたんですが、そういう配慮をしてくださいます。これからはきつと、そういう配慮がしていただけることによつて被害者の人たちが安全に帰国できるということだと思えます。

ちよつと余分なことを言つたかもしれません。

○佐々木(秀)委員 時間が押し迫つちやつたんですが、最後に玉井参考人にお聞きをしたいと思えます。

それと、大津参考人、この表で「在特」というのは法務大臣の特別在留ということですね、私どもの方は特在、特在と言っているんです。今度、これに伴つて入管法も改正になつて、この被害者であつたことが特別在留を認める要件の中に相当大幅に入れられるということになるんじゃないでしょうか。

さて、玉井さん、さつき帰り方が難しいというお話がありました。確かにそうだろうと思ふんですが、そういう被害者の方たちは、確かになかなか帰りにくいということはあると思ふんですが、そうかといつて、それじゃ日本に今後ずっと長くいることを望む方とどっちが多いんですか。帰りたいというのと残りたいというのと。この辺どうです、接していった感じで。

○玉井参考人 人身売買被害者の数もはつきりしていない中で、帰りたい人と帰りたくない人を大きく分けるだけの統計水準はないんですが、帰らざるを得なくて皆さん帰つていったんですね。もし、本人が受けた被害もしくは損害を少しでも回復するために、例えば損害賠償等を起こして、そういう期間があるのであれば、それはその間少しでも長くいてということになります。というより、その時間がかなり過ぎるんですね。

私自身のかかわつたケースでも、訴えをしてということになると、どうしても三カ月以上かかってしまふ。その間に、彼女自身がシエルターで暮らしていくことに精神的に耐えられなくて帰国をしたというケースもあります。

○佐々木(秀)委員 時間が来てしまいました。まだまだお尋ねしたいことがあるんですけども、これからの審議の中でまた参考にさせていただきたいと思ひます。

特に、この被害者の方々の今後をどうするかというところが、私は実は本当に重い課題だろうと思ふんですが、それは、確かに、だまされて來たり、おどかされてそういうことになつたんだから、母

は、未成年であつたために警察が取り調べをいたしまして、結局長くなつた例がございまして、そういう意味では、一人一人の來られた状況によつて、どこが関与してくるか、それから、本人が例えばブローカーを訴えたいと言ふか、それとも警察の方からこの女性をどうしても調べてそのブローカーを突きとめたいということに関しましては相当数の時間がかかるということが、私はこの中でわかるというふうに思います。

HELPは緊急避難所ですので、DVの方もいればホームレスの方もいる、それからメンタル的な問題もいる、人身売買の方もいる、そういう小さな施設にさまざまな人たちが入っている。その一つのいいところは、赤ちゃんとお年寄りまでHELPにいらることができる。しかし、それぞれ持っている、抱え込んでいる状況が違うので、緊急避難所に一たん緊急避難をされた後に、長期的に、例えば訴えたいと云ふときにはもう二カ月、三月月とかかりますから、やはりそういう施設、ステップハウスと私は言っておりますけれども、ステップハウスが必要なのではないかというのを今まで申し上げました。それは、HELPに、緊急避難所にいる間は一歩も外に出られない女性たちですので、そんなところに閉じ込められるというのはとても難しいです。二週間を超える状況の人たちを同じ場所でもどこにも行かせないということではできませんので、そういう意味ではこれからの問題だと思えます。

昨日、タイ人スタッフが被害者の人を入管に連れていったときに、帰りに入管の職員が、危険だからHELPまで送っていきましようと言つてくだされました。そこら辺、今まで、先ほど申しましたように、本当に危険であるということが、その危険意識というものが私たちもちよつと低いなと思つたんですが、そういう配慮をしてくださいます。これからはきつと、そういう配慮がしていただけることによつて被害者の人たちが安全に帰国できるということだと思えます。

国に帰りたいという気持ちはあるんだろうけれども、帰つてもまた居心地が悪いとか、いろいろある。そうかといって、日本にずっといていただくということになると、これまた仕事のことから何か、そしてまた、そういうおどかされた連中におびえるというようなこともあつたりする。そこで、どういう対策を立てるのかということとは本当に大事なことで、どうも思ひますので、これは立法者との間でしっかりと議論していきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、津川祥吾君。

○津川委員 民主党の津川祥吾でございます。

今日は、四人の参考人の方々、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。特に、大津参考人、玉井参考人におかれましては、現場の声を私どもにお伝えいただくために本日足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。時間がありませんので、早速中身に入らせていただきます。

大津参考人にお伺いをいたします。

専門家というよりも現場の声ということでお伺いをしたいんですが、先ほど、約束が違ふと被害者の方々、皆さんおっしゃるということをおっしゃいました。この人身取引の被害者が実際どのくらいの規模でいるのか、全体がわからないにしても、約束が違ふと言つて駆け込んでこられる方々をごらんになりながら、約束はそう違ひないという形で言つてみれば仕事を続けていらつしやる方がどのくらいいらつしやるのか、あるいはそういういた数がこれまでよりもふえてきたのか。

今までは、例えば、処遇とか待遇とか言つていいのかわかりませんが、非常に厳しかった。何百万というわけのわからない借金をいきなり負わされる、食事もうくにもならない、自由に外に出ることもできない。それが、例えば、借金の金額がもう少し低かつたりとか、あるいは手取りで幾らかお金がもらえたりとか多少の自由が認められていたりとか、そういう条件がそれなりに

よければ、人身取引だけれども、もちろん進んで来るわけじゃないけれども、まあもう少しやつてみようかなみたいな方が、今現状ふえているのかどうか。

つまり、人身取引そのものを処罰して、取り締まつて、根絶をしていこうという我々の思いという議論の中で、待遇がまあいいから黙つていようかという方がもし多くなつてしまつと、またこの全体が見えにくくなつてくる部分があるもので、それから、現場にいらつしやつて、そういった感覚をどのようにお持ちか、大津参考人にお伺いをしたいと思います。

○大津参考人 残念ながら、どれだけの人がそのまゝ働いていていいのかというのは、私たちの方でも本当に見えていません。女性たちの中には、以前も十年ぐらい前までは、本当にだまされて来た。例えば、縫製工場で働けるとか、ホテルで働ける、そういうふうな形で連れてこられたんだけど、今後は知つて、売春するということはわかつて来ているという方も多いんです。

しかし、ちよつと約束が違ふというのは、例えば売春をしたとしても、客を選べるとか借金がない。多くの女性たちは、なぜ日本に来るかといつたら、家族のために来ます。家族に仕送りをするということが彼女たちの一番の目的です。それができない。その中で、本当に数人ですけれども、私はママからお金をもらつた。それは、働いて得たお金の何%でしかすぎないんです。例えば一カ月百万円としたとしても、たつた二十万円、そのお金を、二十万円でも十万円でも五万円でも国に送ることができる。国に送れた、そうすると、ママに対するイメージというのは変わつてくるわけでは、一切何にもお金をくれないという人に対しては、その女性たちのママに対する発言というものは物すごい厳しいものです。私は、本当にお金を何にももらつていない、何をされるのでも、洋服一枚買うのでもすべて借金として課せられた。

そういうふうな言つていますから、その意味では、本当に残念ながら、どれだけの人たちが地方

に行つていて、どういうふうな形で過つていらつしやるのかというのは、HELPに來られた中で、その人たちの言われることを聞いてしかないんです。ただ、女性たちが、あなたのスナックに、いろいろなところに何人働いていたといつたときに、例えば五人、そのうちの三人はタイ人、二人は、例えば韓国だつたとかほかの国の人だつたというふうに言うんですね。決して、一つのスナックに一人だけということはないわけです。

ですから、今現在、警察の方でそういうところを捜査されているというふうに思ひますので、その中で被害者であるというふうに見られた方が、例えば警察からHELPに來られるのではないかと、そういうふうな思ひます。

そこら辺が、私たちも現場でしか見えていないものですから、全体像というのはどこでどういふふうに見たらいいのかというのを、先ほど言ひましたように、それぞれの団体がかわつているところからデータをとつて、今それを集めているところなんです。ですから、その集まつた段階の中で、少し大きなところが見えてくるかなというふうに思ひます。

○津川委員 ありがとうございます。

玉井参考人にお伺いをしますが、今も申し上げましたが、本人の希望と大きくかけ離れた、最初に言われていた約束と大きくかけ離れたところ、ようやく少し問題が見えてくるというこの問題の難しさからいくと、そんなに大きく離れなくなつてきたときに、問題が非常に見えにくくなるんじゃないかと思ひます。

先ほど、例えば、日本でシエルトに駆け込んで本國に帰つたけれども、また日本に來ざるを得ないような状況になるといふ悪循環があつて、その悪循環を断ち切らなければならぬという話を、おしやいました。それについては、外国との連携が必要だといふお話をされましたが、この悪循環を断ち切る上で、例えば日本が、これまでの現状のように取り締まりも含めて非常に緩い状況であつたということがこの悪循環をある意味で助長

していた部分があると思ひます。

ここを厳しくするというのは当然ですけれども、そのほかに、根本的にこの悪循環を断ち切るために、どこが大事なのか。もちろん外国と連携をするというのも大事だと思ひますが、ここが特に大きなポイントである、あるいはそこが今決定的に欠けている、そういったものがあれば御指摘をいただければと思ひます。

○玉井参考人 一番の問題は、受け入れ国日本に暮らす私たちの意識だと思ひますが、もう一つは、やはり非正規の労働市場をこまめに発展させてしまつたことの責任というのはいふに思ひます。

○津川委員 ありがとうございます。

井田参考人にお伺いをします。

先ほど井田先生から、人身売買ということを法律に入れることに對して否定的な見解をされる方があられるけれども、これは必要なんだという御意見をいただきました。

実は、私もやはり人身売買という罪をストレートで罰するということに、若干何か違和感を感じないわけですね。しかも、買い受ける側がお金を払つて人を買つたというのは何となく現象として理解しないではないんですが、売る場合、そもそも自分が売る権利を持つていないものを売るといふ契約です。この契約がそもそも契約として成り立つていのかどうか、その辺について御意見がありますでしょうか。

○井田参考人 幾つかお答えしなきゃいけないと思ひますけれども、まず、民法上の話については、公序良俗とかそういう話になつてくるわけ、当然無効だといふ話になつてきます。

それから、大事なことは、人身取引、人身売買といふ言葉自体がある程度言葉として定着しているのではないかと、これは法律の世界でも定着していますし、一般でも定着しているのではないかと、これは、言葉が定着しているのは非常に大事なことで、実態が見えにくいものでも、言葉が定着し

ていればその実態が見えてくるという側面があります。いい例かどうかわかりませんが、セクシャルハラスメントというのは以前はあったかもしれないけれども、それが見えてこなかったのは言葉がなかったからだと思うんですね。

ですから、ある言葉がつくられて定着することによって、あいまいだったものが見えてくるということはあるわけでありまして、この問題についていえば、今でも十分それに対応する事態というのはあるのではないかと。つまり、それは、法が別に人を物扱いしているのも何でもなくて、まさに人を物のように扱っていると言いたいような感じがするような事態、実態が世の中にあるんじゃないかということですね。

それをまさにつかまえるために、どういう言葉を使ってそれを法律の規定の中に入れていくかという、そのときに、例えば不法な支配を設定するというような言葉に変えたときに、それが果たしてその実態を正確につかめたことになるのかどうか。むしろ逆なので、実態をあいまいなものにしてしまうことになるのではないかと、私はそう思うわけでございます。

○津川委員 不法な支配という言葉を使って、それを法律にしたときにあいまいになるんじゃないかという話がありました。ただ、そこを法文にどう書き込むかは別として、やはり不法な支配があるということが問題であるということ、これは間違いないところだと思えますね。

さらに加えて、いや、これは契約だという話でもし犯罪加害者が言い張った場合、それでも最初に売り渡す場合の契約が非常に難しい、そんなのはあり得るのかなと思いますが、買った場合は、契約だ、例えば書類も含めて本人のサインもあるんだぐらいのことを話すかもしれないですね。

そういう話をした場合に、先ほど大津さんからお話がありました、被害者の支援のために、まず経済的な支援が足りないということ、それから約束が違うということで、お金がもらえるところに言われていたのにもえなかった、こういう場

合、売春であるかどうかは別として、もらえるという契約が成り立っているものであるならばその分のお金は被害者に対して当然払うべきだ、こういう考え方はあり得ると思うんですが、そこについての御意見をいただけますでしょうか。

○井田参考人 大変難しい御質問で、おっしゃる趣旨は大変よくわかります。つまり、法的な目で見ればそれは無効だ、あるいは事実認定について人身売買といったら不法な支配だと言ってみても、当人同士がそれに納得して、それがそういう形でまさに裏の世界の取引として通用していつているのであれば、これが表に出てくることはなかなかない。

つまり、今回入管法の改正があつて、なるべくその被害者が駆け込むことができるような、要するに、被害を申告できるようにしようというのには、そういう裏で泣いている人々たちをなるべく表に出やすいようにしようとしたのがこの改正ですね。

そういう意味で、もし、裏で泣いていないといいますが、半分納得していただければ裏の商売に従事しているということになってきたときには、確かに、それは実態は非常に見えにくくなるし、それを表から摘発するというんでしようか、そういうことは非常に難しくなるというのはおっしゃる通りだと思ふんですけれども、とりあえず、第一歩としてはこういう形で進めてきて、あとは国民の意識という話になってくるかもしれないし、なるべくそれが表に出てくるような形に配慮していくというしかとりあえずはないのではないかと。私自身が何か大臣になったみたいな感じですけども、そういうことなのではないかと思ふんです。

要するに、法はやはりある程度道具でありまして、なかなか使いの方によって大変難しい面があつて、うまく使えばうまくいくというものは、法ができればそれですべてうまくいくというものではないのは、まさにおっしゃる通りだと私は思います。

○津川委員 大臣じゃないので、どうぞ忌憚のない御意見をどんどん言っていただければいいんで

す。ありがとうございます。

最後に、出口参考人にお伺いをしますが、「人身取引の防止につき」という、これはホームページになるのかな、人身取引の防止につき四点ほど指摘がありまして、その中の一番最初に、「特に日本国内における需要の抑制のための効果的対策を積極的に講じ、性産業の法的規制の在り方についての検討も行う」ということがあります。

先ほども、法律で規制をする、罰則をつくる、人身取引を撲滅するための実効性を上げなければならぬ、実効性を上げるためには、被害者の保護、救済が必要なんだという話をされました。もう一つは、このいただいてる書類の一番目にある、日本国内における需要の抑制を含めた全体的な対策が必要ということになるかと思ひますが、これは具体的にどういったことをお考えか、お話をいただければありがたいと思います。

○出口参考人 済みません。私の今手元にある提言と、それから今私が拝見しました文とは、内容、表現において若干の違いがあるんですね。

今御指摘の部分は、「人身取引の防止につき、特に日本国内における需要の抑制のための効果的対策を積極的に講じ、性産業の法的規制の在り方についての検討も行う」というこの部分でございますか。これについて当連合会として具体的にどういうふうにご考えておるか、こういう御質問でございます。

この私の手元にある提言の中では、今御指摘の部分についての具体的な記載は、まことに申しわけないんですが、ございません。ただ、私どものこれまでの実務の経験から申しますと、私も若干、こういう被害の女性についていわゆるオーバーステイの件で弁護するケースがございますので、その観点などからも申しますと、この辺は、やはり本当に、オーバーステイの女性に対する搾取を含めて非常にシビアなものが現実にはございます。

強制送還の対象になるというふうな中で、やはり女性自身が本当にどういうふうな今後生活をしたいというふうな問題が非常にありまして、私ども、今、先ほど申しました京都のある繁華街の中での部分というのは、まさにこの辺を具体的にメスを入れていかないと、恐らくオーバーステイの女性の問題というのは解決できないだろうというのが実務的な実感でした。

したがって、性産業の法的規制については、外から見ますと若干イタチごっこ的なところはあるんですけども、暴力団を含むそういうふうなところへ、警察の方も含めて積極的なメスを入れていってほしいということ、それから、具体的な就労支援における、片言の言葉しかふうにするのかということとは随分大事だということふうな思いを持って実務をやっておった次第でございます。今、御質問には正面からお答えできないのは大変申しわけないんですけども、これで御容赦願いたいと思います。

○津川委員 本当に貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。これからの法案審議に生かしてまいりたいというふうにご考えております。どうもありがとうございます。

○塩崎委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表して、厚く御礼を申し上げます。

参考人の方々は御退席いただいて結構でございます。

○塩崎委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官鈴木基久君、警察庁生活安全局長伊藤哲朗君、警察庁刑事局組織犯罪対策部長米田壯君、法務省刑事局長大林宏君、法務省入国管理局長三浦正晴君、外務省大臣官房国際社会協力部長神余隆博君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長佐藤忠春君の出席を求め、説明を聴取いたします。

いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○塩崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤田一枝さん。

○藤田（一）委員 民主党の藤田一枝でございます。審議のトップバッターでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

早速お尋ねをしてみたいと思いますけれども、大臣も御承知のように、日本は大変な産業がはんなりしている、つまり需要があるということと、人身売買の受け入れ大国であるというふうなこの間言われてまいりました。このことは、アメリカ政府からいろいろ指摘をされるまでもなく、国際機関や、あるいは被害者の支援活動に携わっている方々から強く指摘をされてきたことと、でございますけれども、なかなか対策が十分にたられてこなかった。それが、今回やつと、行動計画の策定であるとか、あるいは人身取引議定書の批准に向けた法改正であるとかということと動き出したということは一歩前進である、このように受けとめていただきたいと思います。

ただ、世界の多くの地域が影響を受けて、かつ、国際的組織犯罪にとつては最も利益のあるビジネスというふうなまに言われておられるこの人身売買は、現代奴隷制とも言われておられて、日本は、主として東南アジア、南米、東欧からの女性の性的搾取を目的とした人身売買の目的の地となつていふというこの事実をやはり厳しく認識をしていかなければならないというふうな思っています。先ほどの参考人質疑でも、人身売買をめぐる問題点というのがあるいろいろな角度から指摘をされてまいりましたけれども、大臣は、人身売買の背景あるいは要因、こういった問題についてどう分析をされ、認識をされておられるのか、まずその辺の御所見からお伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○南野国務大臣 先生御指摘のように、我が国が人身売買の国であると言われておられることは大変悲しいことでありますので、そこら辺を払拭すると同時に、我々国民が安心、安全の生活ができるようにということが一番大きなポイントになつてくるだろうと思っております。

そこで、先生がお尋ねの背景とか要因ということにつきましては、本日に今さら申し上げるまでもございませぬけれども、国際的に見てみましても、地域間の所得格差がある、これは開発途上国などの例でございしますが、また、人の移動が容易であり、活発化されている。さらに、組織犯罪が進んでいるというような国際的な情報もございします。国際化されている。さらに、先生が冒頭おっしゃったように、性的搾取のそういう需要があるということが私は一番悲しい事情であるのではないかな、そのようにも思っております。

それで、政府が昨年十二月に策定いたしました人身取引対策行動計画、これは、このような人身取引の背景の要因となり得る事情をも踏まえたものでございまして、人身取引の防止、撲滅、それを図ることをこの行動計画に盛り込んだというふうな思っております。

○藤田（一）委員 人身売買の背景等々も十分御認識をいたして、なおかつ女性の人権ということについて十分御理解をいただいている大臣でございしますので、ぜひ内閣の中でもリーダーシップを発揮していただいて、被害者の保護あるいは人権の回復ということに取り組んでいただきたいというところをまず冒頭お願いを申し上げたいというふうに思っています。

そこで、少し具体的な問題に入らせていただきたいと思ひますが、まず、昨年十二月に策定された人身取引対策行動計画と本法案の位置づけということでございます。

行動計画は、人身取引は重大な人権侵害と明確に位置づけて、被害者を保護の対象とし、きめ細かな対応を行う、そして同時に、加害者に対しては処罰、取り締まりを強化する、こういうふうな

述べているわけでございます。

したがって、本法案がこの行動計画の中で述べられていることとの関係でどういう位置を占めるのかということでありませぬけれども、保護と取り締まり、この二つの柱のうちの一つを担う法案である、十分であるかどうかということとは別に、その一つを担う法案であるというふうな理解をしていいのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○南野国務大臣 本日にこの問題のあれが解決するためには、私一人じゃなく、先生方もともに行動をしていただきたいというふうにも思っております。

先生お尋ねの行動計画の中では、人身取引を撲滅するための対策として、「人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備」、それが挙げられておりますし、また、人身取引被害者の保護の施策といたしまして、「在留特別許可の弾力的な運用による被害者の救済」というものが掲げられておりますから、それぞれの対応するものとして、今回、刑法または出入国管理及び難民認定法、それもあわせて改正することといたしました。

このように、この法律案は人身取引対策行動計画の重要な一部をなすものでございしますので、その他も含めて、今後とも、総合的な行動計画、これを着実に進めていきたい、そのように思っております。

○藤田（一）委員 本法案が大変重要な一部を担うということとは当然のこととございします。そしてまた、この法案の改正案の中に、入管法等々の改正で被害者の保護の部分も一部入っているということも事実でございします。

ただ、この行動計画も十分であるかどうかという問題ももちろんありますけれども、行動計画の中で述べられている問題をすべてきつと担保していくという意味では、やはり被害者保護という問題をきつと重視した包括的な体制整備であるとか、あるいは支援法であるとか、こういったものがあつてはならないかというふうな思ふわけでござ

います。この点の御見解は、大臣、いかがでございますでしょうか。

○南野国務大臣 本日に先生御指摘のとおりだと思っておりますが、政府の人身取引対策行動計画におきましては、人身取引の被害者の保護をその対象として明確に位置づけた上でのということでありまして、その位置づけはそこら辺に置かれていふというふうな思っております。

法整備が必要なものにつきましては法整備を行う、現行の法体系の中でも対応可能なものについては、予算措置等を講ずることにより対応できるものは対応していくということでございします。

そこで、被害者の保護に関しまして、被害者が安定的な立場で本邦に在留しながら保護を受けられるよう入管法を改正することといたしましたので、これも皆様方に御審議いただくことだと思いますが、その他の被害者の生活支援ということにつきましても、一時保護のためのシェルターの提供、または被害者の帰国支援等のきめ細かな対応が行われることとなっております。

まず、法務省も含めた関係機関が一丸となつてこの行動計画を着実に実施することによりまして、被害者の適切な保護に効果を上げていくものであると思っております。

○藤田（一）委員 いろいろと御説明をいただいておりますが、ありがとうございます。

ただ、確かに、言葉としては行動計画の中にいろいろ述べられているんですけども、先ほどの参考人質疑の参考人の皆様からの御指摘でも、やはり具体的に動かしにくいときにはいろいろな問題がありますし、そのことをきつと担保していく法律というものがあつと明確になつていないと進まないという部分もあるんだろうと思ひます。

そういった意味で、人身売買というものをきつと撲滅していくというための体制整備と、包括的な支援法、被害者の保護、支援ということに着目した支援法がやはり必要なのではないかと私は強く思っております。

私も民主党も、こういった点に着目をいたし

まして、プロジェクトチームを立ち上げて検討をしてまいりましたし、与党の皆さんもそういうお立場でいろいろ検討をいただいているというふうに思っています。

そういう意味では、こうした包括的な体制整備、そして支援法というものをつくっていく方向性で、ぜひ大臣も、言葉だけではなくて、積極的な取り組みというものをさらにお願したいというふうにまず申し上げたいと思います。

その上で、行動計画の中心について少しお尋ねをしたいというふうに思っています。

昨年の四月に、法務省、警察庁、厚生労働省、そして外務省の担当部局と内閣官房によって省庁連絡会議というものが設置をされて、そして、その後にこの行動計画が策定をされたわけです。この間、実務者レベルの会合というものは何度も重ねられてきたというふうに聞いておりますけれども、しかし、やはり政府としての人身売買全般を所管する責任部局というものが大変わかりづらい。あるいは、その施策全般を網羅したこの行動計画といえども、施策ごとの個別対応というものはあるわけですが、全体の推進体制というものが全く見えてこない。こういうことでは、やはり組織的国際犯罪に立ち向かうということも難しいのではないかとこのように思いますし、国際合意となつてはいる被害者保護、支援ということも行えないのではないかと、こういうふうに思います。

そこで、この際、まず責任省庁がどこになるのかということを確認にさせていただきたいというふうに思いますけれども、お答えいただきたいと思っています。

○鈴木政府参考人 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の行動計画の責任それから推進体制についての御質問でございます。

人身取引は、委員御指摘のとおり、重大な人権侵害、また国際的な組織犯罪でありまして、政府を挙げて対策を講じる必要があるところ、政府としては、昨年四月に関係省庁連絡会議を設置いたしました、十二月に人身取引の防止、撲滅と被害

者の保護を含む総合的、包括的な対策として、人身取引対策行動計画を策定したところでございませう。

これは、関係省庁連絡会議で作成したのみならず、その後、内閣総理大臣を主宰者としたしまして、全閣僚がメンバーである犯罪対策閣僚会議にも御報告申し上げ、その推進を確認したところでございます。

行動計画に盛り込まれた各種の施策についてでございますが、これは各省庁、関係省庁がそれぞれ適切な対策を講ずるとともに、関係省庁連絡会議におきまして、NGOの方々とかの意見を伺い、連携も図りつつ、情報の共有ですとか、必要な調整を行っておるところでございます。

人身取引対策は内閣の重要課題の一つでございますことから、人身取引の防止、撲滅と被害者の保護に向けて、引き続き、内閣官房を中心に関係省庁連絡会議の枠組みの中で、NGOや関係機関の皆様とも協力しつつ、行動計画に掲げられた施策を着実に実施してまいりたいと考えております。

○藤田(一)委員 今お答えをいただきましたけれども、そういったしますと、人身売買にかかわる直接的な窓口というのは内閣官房である、こういうふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

○鈴木政府参考人 国の行政機関の性格上、それぞれの所管省庁がそれぞれの施策を実施して、内閣官房において必要な総合調整を行うということでございます。

したがって、行動計画に盛り込まれたそれぞれの施策については、施策ごとにそれぞれの省庁が責任を持って実施するというところでございます。

○藤田(二)委員 人身売買の問題の深刻さ、あるいは国際的にこの問題にきちっと立ち向かっていかなければいけない、こういう状況が日本政府にも求められているわけでございます。このことについては、多分異論はないところだというふうに思うんです。

そのときに、施策はそれぞれの省庁が行って、内閣官房は総合調整をするだけなんだというレベルでは、やはりだめなのではないか。推進体制というものがもつときちっと明確に位置づけられていく、人身売買というものを撲滅していく政府の意思というものをきちっと示していくということややはり要るのではないかと私は思いますが、もう一度お答えいただきたいと思っています。

○鈴木政府参考人 政府といたしましては、人身取引対策は内閣の重要課題の一つであるということと、政府を挙げて対策を講じようということとで、関係省庁連絡会議を設置し、また、行動計画を取りまとめ、その後も関係省庁連携して対策を推進しておるところでございます。

○藤田(一)委員 多分、いろいろ伺っても同じようなお答えしか返ってこないのかなという印象を今の答弁から持ちましたけれども、しかし、今回出されました人身取引対策行動計画の中には、いわゆる推進体制というものが全然入っていないんですね、明記されていないんですよ、よく御承知のとおりだと思いますけれども。

これだけのことをやっていかなければいけないわけですが、これでも不十分で、もっともつといろいろと補足をしなきゃいけないということがいろいろ指摘されているときに、その推進体制というものがまずきちつとあって、政府として断固としてやるんだということが伝わってくるものにならなければいけないのではないかとこのように思うんです。

そういう意味で、この行動計画というのは、普通、いろんな計画が出されますね、政府はおつくりになります。そうすると、推進体制ということでは、最初から終わりか、どこかに必ず入っているわけでございます。本部長がだれたとか、だれのものにどういふところがきちつと所管しているわけであることが、図式も含めて大抵示されているわけでありまして、この行動計画にはそういうものが全然入っておりません。終わりの方に「国内の関係機関との連携確保」という項目の中

で、「総合的な体制整備を図る」という一行が、わずかに一言入っているにすぎないわけでございます。私は、これはとても問題だというふうに思います。

今回、この法改正と同時に、その法改正のベースになるものこの行動計画ということでございますので、この行動計画を、やはりきちつと推進体制を確立して、明記をしていただきたい。

民主党は、内閣総理大臣が本部長になって、官房長官のもとにきちつと施策を推進する、こういう体制をつくらなきゃいけないというふうに考えておりますけれども、この点は、大臣は法務大臣というお立場ではありますけれども、冒頭申しましたように、内閣の一員でございます。ぜひ、その点、御理解をいただいて、きちつと推進体制を確立し、こうした行動計画の中に明記をしていただきたいと私は思いますけれども、御所見を伺えたらありがたいと思います。

○南野国務大臣 いろいろな事柄があると思いますので、そういう意味では、関連の省庁または内閣とも検討させていただきたいと思っております。

○藤田(二)委員 確かにいろいろな事柄があるんですが、多分、一つの取り締まりという部分を担う、あるいは入管行政も含めて担う、人身売買のある意味ではかなり大きな部分を担う法務省、法務大臣というお立場であれば、やはり私は、推進体制がしっかりとついていると困るというふうに思われるだろうと思うんです。そのことをしっかりとこの中に打ち出していいただきたいんです。

普通、行動計画は大体目標年があると思います。五年でやり上げるとか、何年間の行動計画だとかというのも大体きちつと精査されているんだと思いますけれども、この行動計画には、「検証・見直し」という項目は一番最後に入っています。省庁連絡会議の中でいろいろと検証するという話にはなっていますけれども、これが何年までの目標なのか、行動計画なのか、全然明記をされておりません。

そういう意味で、大変まだ不十分な行動計画であるというふうに思っております。これは参事官の方に、大臣というより参事官に伺わなければいけないのかと思いますけれども、この行動計画、目安を持ってやっていっていかれるのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○鈴木政府参考人 この人身取引対策行動計画は、政府として早急に、総合的、包括的な人身取引対策を講ずるということをもって策定させていただいたものでございます。

したがって、この行動計画を受けて、早急に、条約の批准ですとか、あるいは関係法令の改正とかをお願いしておりますところでございます。また、本年度の予算措置もお願いしておりますところでございます。できる対策は早急に講ずるという意味で、既に、この行動計画に基づいて関係の施策がかなり動いておるということを御理解いただきたいと思います。

○藤田(一)委員 当然、急いでやらなければいけないということでありまして、やれることはほとんどやらせていくことでありますけれども、この行動計画で十分なわけではないという指摘は、この間いろいろなところからもあつたというふうに思います。実際に動かしにくい過程で問題も出てくるだろうと思っております。

そのために「検証・見直し」ということも設けてあるんだと思えますけれども、やはり行動計画ですから、ある程度の目標というものを定めて、そしてバージョンアップしていったかなければいけない、きちつと補強をして、さらに強化をしていただくということがやはり必要なんだというふうに思います。

そういうお考えは十分持っていたいておりますよ。確認させていただきたいと思っております。

○鈴木政府参考人 委員御指摘のとおり、「行動計画の検証・見直し」ということで、行動計画の中にも、時々、情勢に応じて行動計画の見直し等を関係省庁連絡会議で行うということと訴えさせていただいております。

ただ、私もいたしましては、まずは行動計画の中に掲げた施策を着実に実施する、こういうことがまずは重要であるというふうに考えております。

○藤田(一)委員 いずれにしても、行動計画が去年の十二月にできたわけでありまして、これをしつかりと生かしながら、人身売買の撲滅ということに対して取り組んでいかなければいけないわけでございます。

そういう意味で、先ほど申しましたように、推進体制の確立、そして、しっかりと確立をしていただいて、この行動計画の中にそれがきちつと明記されるということをやりたい、あるいは、今申しましたような、これをずっと引きずっていくわけではなくて、めり張りを持って、この行動計画の見直しもきちつとやっていただくということを強くお願いして、またこの問題、別の機会に、内閣委員会等々でお尋ねをしてまいりたいというふうに思います。

次に、法案の中身に関係する問題として、今回、議定書三条に定められた人身売買の定義に基づいて人身売買罪というもののが新設されて、加害者処罰というものが強化をされていくわけでございます。

二〇〇四年の警察白書を見てみると、不法就労目的の不法入国あるいは不法残留事犯の多くに雇用主やあつせんブローカーが関与し、または暴力団の関与もある、こういう記載が出ております。外国人雇用関係事犯の検挙件数のうち、外国人女性をホステスや売春婦として従事させていた事犯の割合というのが五三・三%、検挙された事務所等で雇用されていた外国人のうち、女性は一・九・六%。さらに、人身売買事犯の検挙状況というところになりますと、七十九件五十八人、うちブローカーが二十三人、大変少ない数字となっております。

今回の法改正によって、いわゆる加害者処罰の実効性というものがどれだけ向上するのか、まずその点からお伺いをしたいと思います。

○南野国務大臣 先生お尋ねの、人身取引の加害者、これを実効的に処罰するためには、この問題の重要性を広く国民に浸透させ、その協力もいただきながら、捜査機関が関係罰則を積極的に活用していくことが必要であるというふうに思っております。

まず、今回の法改正では、人身売買が犯罪であるということを確認しております。それが広く知られるようになることによりまして、被害者やその周辺の方々からも被害の申告や、また市民からの通報と、人身取引に関する犯罪捜査のきっかけが相当多くなってくるのではないかなというふうにも思われます。

そして、検察当局におきましては、各検察官に對しまして、今回の人身売買罪、これは新設されましたので、こういうものの施行及び内容につきまして周知させていく、これは必要な課題であると思っております。こうした犯罪につきましても、関係機関と緊密に連携をとりまして、その実態の解明、または犯罪組織がありますので、その犯罪組織自体の壊滅を目指した捜査を行っていく、より一層厳正な科刑の実現に努めるべきこと、これを徹底しているものと承知いたしております。

これらがすべて相互作用しながら、人身取引の加害者の処罰が着実に進むものというふうに思っております。

○藤田(一)委員 どれだけその実効性が上がるのかということ具体的にお示しいただくのはなかなか難しいことだというふうに思います。

確かに、大臣に今お答えいただきましたように、広く問題が知られていくことは非常に大事なことであります。それから、情報収集、実態調査、こういうことをして組織の状況というものをつかんでいくということによって、摘発とすることにつながっていくんだというふうに思います。

それで、そういう意味では、この法改正によって実効性が上がるということを私も期待しております。わけでありまして、そのときに、やはり加

害者処罰というものをしっかりとやっていくためにも、被害者の認知とか認定、こういったものが大変重要になってくるんだというふうに思います。

今まで、先ほど参考人の方々もおっしゃっていましたが、人身売買ということがなかなか理解をされていないがゆえに、被害者であつたとしても、被害者というふうには認識されないままに、オーバーステイで強制送還になるとか、こういうケースが非常に多かった、こういうお話もございました。これからやはり、疑いがあるという人に対して、速やかに、適切な、的確な対応をしていくということが大変大事なんだと思っております。

しかし、従来、被害者であるかどうかということとを判別する場合に、被害者が申し出てくるのか、あるいはどこかに助けを求めてくる、こういうケースであります。それなりに状況というのはわかるわけでありまして、こういう新しい法律ができて人身売買ということを大きく取り上げるようになったとしても、実際には、入管とか警察の取り締まり、いろいろな、売防法だとか風営法だとかあるいは職安法違反だとかという形で摘発をされたときの供述調書によって判別をしていくというケースがやはり多いのではないかと

いうふうに思っております。ただ、問題なのは、被害者が、摘発した相手、入管であるとか警察の人というものを簡単に信じていないのではないか。大変精神的に受けているダメージというものもあつて、シェルターの方さへ信じない、こういうお話も先ほどあつたわけですが、これも、容易に、なかなかその人を信じて自分の状況を率直に話すということは難しいのではないか。あるいは、人身売買の被害者であるということとを自覚して申し立てができるというような状況の人というのは本当に一握りなんだということが言われてきております。

そういう意味では、絶対にNGであるとか専門家の方々の協力というものが必要なわけであり、その協力をどう得ていくのか、あるいは、

しつかりと連携をしながら、被害者の認知、認定というものを速やかに行っていくのかというその体制というものは、まだ残念ながら十分にはできていないというふうに思います。

入管の中で、いろいろな形で認定をしていくということでの御努力、あるいは体制整備ということを検討されていることは伺ってきております。しかし、入管だけで事足りる問題ではなくて、警察の中や、あるいは今回シェルターとして位置づけている婦人相談所の問題もありますけれども、いろいろなところで、こうしたNGOとか専門家の協力を得ながらきつと体制整備を図っていく、それは国としてそういうものをどういうふう位置づけていくのかということがやはり必要なのではないかというふうに思いますけれども、その点、どのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○南野国務大臣 先ほど先生が、入管の問題についても大切な部分があると言われておりました。本年の三月に、入国管理局の那覇支局が沖縄県の女性相談室、警察、検察等と呼びかけまして、人身取引対策の沖縄関係機関連絡会議というものが立ち上げたりいたしておりますので、これは各県、横の連絡をとりながら、こういう問題についても展開していくものと思っております。

それで、今のお尋ねの件でございますけれども、委員おっしゃるとおりだというふうに思っております。

人身取引対策につきましては、人身取引の被害者に該当するかどうか、これをまず的確に判断することが重要であると考えております。そのためには、被害者であるとの判断に当たってどうするかという、各地方入国管理官署で、人身取引対策の担当者として指名された複数の幹部に問うさせております。その人を特化したしておりますので、一つのポイントかなというふうにも思ひます。また、職員に対するさまざまな研修の機会を利用いたしまして、人身取引問題に対する職員の意識を向上させるよう研修内容の充実も図っております。

ますが、今後とも人身取引に関する研修を積極的にやってまいりたいと思っております。

○藤田(一)委員 いろいろ、総論的ないうか全体的にそういうことが必要だということは御認識をいただいているということ、大変ありがたく思ひますけれども、現実の問題としては、その体制というのはまだまだ不十分だというふうに私は思ひます。

特に、被害者というのはステレオタイプではないということなわけですね。日本人と結婚をしている、偽装である場合もあるし、そうではなくて本当に結婚している場合というのがあるということでありまして、非常にさまざまなタイプがあります。

性産業に従事するというのがわかつて入国をしてきている人たちというの、今は大変多くなっています。しかし、実際にわかつて入ってきたけれども、パスポートを取り上げられたり、借金漬けにされたり、あるいは暴力にさらされたり、薬漬けにさらされたり、こういう状況に追い込まれていっているということで、身の危険を感じ、これ以上命がもたないということで逃げ出していく、助けを求めていくというケースになっているわけでありまして。

形態は非常にさまざまで、被害者だからとてかわいそうなんだからというレベルで事がくくれているという問題ではない、非常に複雑な、冒頭大臣がお示しいただいたこの人身売買の背景とこれは密接にかかわっている問題であります。参考人の先ほどのお話でも、少しでもお金をもらえていれば、やはりそのお金を自分の国に送るということ、そのことで我慢をしている人たちがたくさんいるという本当に難しい問題なわけですね。

そういう被害者に接していくということは、いろいろな経験を積んでおかなければいけませんし、そしてまた、いろいろな専門性というものが求められるだろうというふうに思ひます。ですから、被害者を発見して認定をしていく仕組みというのがとても大事になっていくわけですね。

そのときに、先ほど担当者を指名しているというお話もございましたけれども、いわゆる幹部の方を指名するというレベルではなくて、もっと具体的に、被害者を保護、支援する、そういう機関に、これは入管も含めてあつていいと思ひますけれども、被害者認定専門官、これは仮称ですけども、そういうようなお立場の方を配置していく、あるいは、そういうふうな、今担当官というふうな大臣おっしゃられておられるわけですから、その担当官という名称は担当官でもいいんですが、やはりその方をきつとトレーニングをして、専門性を付与して、そして数をふやさなきゃいけないということなんだと思うんです。

これをしつかりやらないと、やはり被害者の認定ということがスムーズにいかないということだと思ひますけれども、この辺、いかがでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、人身取引の被害者の認定ということにつきましては、かなり高度な事実認定も要しますし、その前提として、被害に遭われたと思われる方から、本当の、真実のお話を聞き出すということも非常に重要なことだろうと思ひます。したがって、そういういろいろな経験をを持った担当官がやはり必要であろうというふうに考えております。

先ほど、大臣の方からも、入管局におきまして専門の担当官を指名しているというお話がございましたが、これに加えまして、当然、関係の職員に対する研修というものも重要であろうというふうに考えておりました。入管といたしましては、職員に対するさまざまな研修の機会を利用いたしまして、人身取引問題に対する講義を実施していただくところでございます。これによりまして、必要な知識を習得させるとともに、人身取引問題に対する職員の意識を、きつとしたものを持つてもらつて、向上を図るということをしておるところでございます。

具体的な研修の例で若干御紹介させていただきますと、例えば、中堅職員を対象とした研修にお

きまして、NGOから講師をお招きしまして人身売買問題の講義を受講させたということのほか、毎年実施しております人権に関する研修というのがございます。昨年度は、この研修を人身取引問題に特化したしまして実施いたしました。その際、国際移住機関でございますとかNGO、また大学等から講師の方においでいただきまして、人身取引問題について、また最新の状況や各国事情についての理解を深める機会とした次第でございます。

また、WHOでトラフィックキングされた女性のためのインタビューマニュアルというものを作成しておりますし、警察庁におかれましては広報啓発ビデオを作成しております。こういったものにつきましても、全国の地方入国管理局や支局、収容所等に配布いたしまして、職員の教育に活用しておるところであります。

(吉野委員長代理退席、委員長着席)

○藤田(一)委員 いろいろ入管のところで取り組んでいただいているということは大変心強く思ひますけれども、最終的にいかに、被害者が発見をされて、いろいろな警察の取り調べとか聴取とかを受けて入管の方に来て、入管でまたいろいろという、入管に来るまでの間にもいろいろな過程がありますし、その過程の中で婦人相談所を使うというような話も出てきているわけがありますので、入管だけでその認定ということを行う、あるいはそこに専門的なトレーニングを受けた人を配置するというだけで事足りるのかなという感じもいたしております。

これはどういうふうな全体像をつくり上げるのかという問題とかかわってくるということでございますので、今すぐできる、あるいはやれるというお答えをいただけると思ひておられますけれども、やはりもっと広く、いろいろな形でこの被害者の認知、認定に伴う体制整備というものを図っていただきたいということを強くお願いしておきたいというふうに思ひます。

らっしゃるというお話もありました。WHOのガイドラインというものも参考にされているということでありますので、ぜひ、被害者の人権擁護という視点からも、被害者の認定ということについて、こういったマニュアルを使っていたらいいしつかりとやっていただきたい、こういうふうに思うわけです。

そのときに、もう一つ非常に問題になってくるのが通訳の問題、これも参考人の皆さんからいろいろ出ておりましたけれども、被害者のダメージというのは大変深刻であります。そういう意味では、すべての場面で母国語の通訳というものが必要になってくるんだろと思ひますけれども、これも残念ながら余り十分ではない。特に、聴取の場面とか、入管とか警察というところはその体制が大事なのではないかと思います、この体制整備はどのように図られているのか、取り組み状況を教えていただきたいと思ひます。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘ございましたように、特に被害者の方につきましては、その被害の実態を詳細に聴取するためには、言語、言葉の問題というのが非常に重要だというふうに思っております。

入管の実情を御説明申し上げますと、入管はその仕事柄、通常の業務におきましても通訳を必要とする場合が多々ございますので、平素から入国管理局の通訳をしていた方という人たちが多数確保しております、通訳の必要がある場合にはおいでいただくという体制になっております。

したがいまして、人身取引事案が発生した場合でありまして、この認定のための事情聴取に的確に対応できる体制があるというふうに私どもは考えておるところでございます。

○藤田(一)委員 入管は、業務の特性から、通訳の問題というのはいろいろ常日ごろから求められていることだろうというふうに思ひますが、では、警察はどうなんだろうというふうに思ひわけです。

本庁の方になればそれなりの体制がとれるかもしれないけれども、地方の出先の警察などで、被害者が駆け込んだとかあるいは被害者だとか疑いのある人がいるということ、あるいは逆に、いろいろな違反行為ということで摘発をするということもあつて、そして、その摘発の中に被害者がいる、こういったことを把握していくときの警察における体制というものについても少し御説明をいただければと思ひます。

○三浦政府参考人 警察の方はちよときようお見えでないようでございますので、入管でございますが、私ども、警察の通訳体制、申しわけございませんが、具体的にどういう形になっているのか、詳細を現時点で承知しておりませんので、申しわけございません。

○藤田(一)委員 もちろん、大臣は細かいことは御存じないというふうに思ひますので、大臣に御尋ねするのは申しわけないんですけれども……(発言する者あり)はい。

警察は非常に大事なんです。特に、今回法改正をして、やはり実効性を上げること、つまり摘発をするということをやらなきゃいけないわけです。そうすれば、加害者の捜査に踏み切るといふときには、必ずそこには被害者がいるわけですから、それはやはり、警察の第一段階のところであつて、被害者は二次被害を受けてしまうということになります。

この行動計画の中にも、交番に被害者が駆け込んだときとはどのような形でのことが書いてあるんですけども、やはりそういうケースがこれから、いろいろな情報をできるだけ被害者の方、外国女性の皆さんに、こういう保護の仕組みがありますよということを知らせていく。警察はこういうリーフレットのようなものをおつくりになつていますよね。そういうものをあちこちに配るといふことになれば、交番に駆け込むというケースも当然これは出てくるわけでございます。そういう意味で、しつかり警察の体制という

ものをとつていただきたい。

大臣、御決意だけお聞かせください。

○南野国務大臣 警察のことにつきましては、警察の方々またはその所管庁の方でしつかりとしていただけるものと承知いたしておりますし、大臣にお会いしたときにもそのようなお話も申し上げておりますので、横のつながりを持ちながら努力していきたいと法務省側では思っております。

○藤田(一)委員 ぜひ取り組みをしつかりやつていただきたいとお願いをしたいと思ひます。

時間に関りがありますので、少し急いで先に質問を進めさせていただきますと思ひます。

この加害者処罰の実効性というものを確保していくためには被害者の認定ということが必要だといふことを先ほど申し上げて、いろいろ伺つたんですが、もう一つは、やはり被害者の保護ということがとても大事であります。

人身売買というのが組織的に行われているといふことからしても、被害者にとつては、加害者の報復あるいは威嚇とか母国の家族への影響、こういったことを大変心配するわけでありまして、今回、裁判所における保護ということ、刑事訴訟法の一部改正といふことで出てきておりますけれども、刑事手続全般にわたる被害者の保護の徹底、匿名性だとか個人情報保護だとかいふこと、このことは、今回の法案の中には残念ながら含まれておりません。この点、やはりしつかりとやっていただかないといけないというふうに思ひます。御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○南野国務大臣 先生のこの件につきまして、現在の刑事手続におきまます被害者保護の制度といたしましては、被害者の住居等の秘匿についての検察官から弁護士への要請や、また裁判長の尋問制限、または関係者の被害者への付き添い、これは付き添いもしていただけるようになっております。法廷内の遮へい措置、これも時々テレビ等でもごらんいただけていると思ひますが、またビデオリンク方式、これは顔を見せずに別のところからビデオでその人の証人をしていただく、そういう

う尋問などがございます。

検察当局におきましては、人身取引の被害者につきまして、各検察庁に配置された被害者支援員による支援も含めまして、その安全や心情等に配慮しながら、これらの制度を積極的に活用しているものと承知いたしております。

また、こうした配慮を進めるために、昨年制定されました犯罪被害者等基本法に基づきまして、内閣府に設けられました犯罪被害者等施策推進会議におきまして基本計画の案が策定されているといふことになっておりますが、法務省といたしまして、この基本計画の定めるところに従ひまして、他の関係機関とも連携し、委員御指摘の氏名、住所の秘匿の問題も含めながら、被害者のための制度や運用の充実を図るなど、さらなる施策を推進してまいりたいと思っております。

○藤田(一)委員 確かに、犯罪被害者の基本計画とか支援法とかを活用するといふことも大変大事です、いろいろな仕組みを使つてやつていただかなければいけないというふうに思ひますけれども、やはりこれは、刑事手続における被害者保護といふことがしつかりと確立をされていかないと、加害者処罰の実効性といふこともなかなか上がつていかないのではないかとこのように思ひます。これは車の両輪であるといふふうに思ひますので、ぜひしつかりと取り組んでいただきたいといふことをお願い申し上げます。

次に、これもとても大事なことで、このように私は思っているんですけども、人身売買被害者の法違反の問題でございます。人身売買被害者の人権確保といふことを考えた場合には、やはり被害者が法違反を犯しているといふ問題については不処罰あるいは抑制的に扱われていくということがとても大事なのではないかとこのように思ひます。今、仮定の話をするのはなかなか難しいかもしませんが、一人の被害者がここにいらしたから、どういふ法違反が想定されるのか、少し御説明をいただけないでしょうか。

○南野国務大臣 いろいろあるだろうというふう
に思いますけれども、人身取引の被害者につ
いて、例えばという例題で申し上げるならば、プ
ローカーから手渡された偽造旅券などを用いて入
国したことによる出入国管理及び難民認定法上
の不法入国それから不法上陸罪、定められた在
留期間を超えて我が国に滞在したことによる不
法残留罪、あるいは売春の業務に従事したこと
による売春防遏罪、これは売春をするというこ
とだけでなく、それを勧めるということなどが
勧誘罪でございますが、そのようなものが考え
られております。

○藤田(一)委員 今ざっと伺っただけでも六
つ、七つ、いろいろ出てきているわけございま
すよね。これは非常に大変なことで、従来は、
そういう形で摘発をされて、被害者である女性
がその意味でも処罰の対象になっていたという
ことではないかと思えます。

今回、人身売買ということで問題が顕在化
してきていて、被害者ゆえの法違反、本人の意
識ではなくて、強制であるとか脅迫だとか暴力
だとか、こういう結果に基づいて行っている法
違反について、これは国連人権高等弁務官の指
針というものが出されていますけれども、この中
でも訴追の免除というようにも指摘されている
わけでありまして、どう考えられていくのか、
どう対処されようかとされているのか、その辺
をお聞かせをいただきたいと思えます。

○南野国務大臣 人身取引の被害者が何らか
の犯罪を行った場合、人身取引の被害者である
からといって、法律上、直ちに犯罪の成立が否
定されるわけではないと考えられております。

しかしながら、人身取引の被害者が人身取引
の一環として犯罪を犯すに至ったと認められる
場合には、検察官において、起訴、不起訴の判
断においてということになります。人身取引の被害
者であることなどの諸事情を総合的に考慮いた
しまして、適切に対処するものと承知いたして
おります。

○藤田(二)委員 具体的な、個々のケース
によって取り扱いがやはり違ってくるというこ
とも十分理解をいたしますけれども、しかし、被害
者であるがゆえの法違反ということも十分踏ま
えて、そして保護に着眼をして、そしてまたそ
のことが本人の権利の回復につながるというこ
とでありますので、ぜひそのことをしっかりと
受けとめていただけて対応していただきたい、
このようにお願いをしておきたいと思えます。

あと、これも確認なんですけれども、従来、
被害者は、大体加害者の訴追以前にほとんど
入管法違反で強制送還されてきたということでは
ないかというふうに思えます。そのことが逆に
被害者の特定とか確定とかというところで不
十分さを持たざるを得なかったという部分もあ
ったんだと思えます。ですから、被害者の特定
に当たっては、加害者処罰への協力というこ
とが条件にならないように、あるいは判断基準
にならないようにしなければならぬと思えます。
これは当然そうであろうというふうに思いま
すけれども、確認をさせていただきますと思いま
す。

人身取引の被害者であることが明らかにな
るにつれて、形式的に収容令書を発付いたしま
すが、同時に、仮放免を許可し、事実上収容し
ないこととするなど、被害者の方の心身の状
態などを十分に勘案しながら、人権と人道の
両観点に立つて適切に対処しているものと思
います。

これも参考人の方々からも、在留資格の問
題、先ほどいろいろお話がございましたけれど
も、今回、在留資格について非常に柔軟な対
応をしていくという形で入管法の見直し等々
も行われているわけでありまして、やはり文
言上は、できるものとするという法務大臣の
裁量の範囲になっているわけでありまして、
ここは、この裁量の範囲という部分というの
はやはり明確にしたいだかないと、安心して
対処できないということではないかというふう
に思っています。被害者が希望する場合には
、やはり速やかに在留資格を認めていくとい
うことを明確にすべきではないかというふう
に思っています。大臣の御見解、これはきち
んとした御見解をいただきたいと思いま
す。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。
ただいま大臣からも御答弁がございました
が、今回の入管法の改正案の趣旨といたしま
すか精神は、まさに人身取引の被害者である
と認定された方につきましては、これは不法
滞在状態になつておる方についてございま
すが、原則として在留特別許可を付与して
保護をするという形でござい

この点については、既に参議院の附帯決議
の中にも盛り込まれておりますので、ここで
いろいろなことを改めて申し上げる必要はな
いだろうというふうに思っています。十分御理
解をいただいているというふうには思いま
す。

○南野国務大臣 お答え申し上げますが、今
回の入管法の改正におきましては、不法滞在
状態にある人身取引被害者が保護の対象であ
ることを法律上明らかにしておく必要がある
と考えたものでございまして、人身取引によ
りまして他人の支配下に置かれたために不
法滞在状態に陥つた方については、人身取引
事件の捜査協力の有無にかかわらず、原則
として在留を特別に許可することとなる
と考えております。

したがって、刑事事件の被害者といいま
すか証人的な立場に立つた立派な被害者とい
うこととはまた別の次元で、保護の対象とい
うことで考えておりますので、そういった条
件については特にないものという扱いにな
るわけでございます。

人身売買の被害者の場合であっても、庇護
を求めて第三国経由をして入国してくる場
合といたしまして、いろいろな書類が果たし
てくるわけであらうと、いろいろ書類が果
たしてどうなのかというのとは当然問題に
なってくるわけでありまして、そういうこ
とも含めて、十分留意をさせていただき
たいというふうに思っています。

○藤田(二)委員 ありがとうございます。確
認をさせていただきます。

○南野国務大臣 退去強制の手続というこ
とがございしますが、これは原則として身
柄を収容した上で進めることとされてお
りまして、当初か

から人身取引の被害者であることが明らか
な方につきましては、形式的に収容令書を
発付いたしますが、同時に、仮放免を許可
し、事実上収容しないこととするなど、被害
者の方の心身の状態などを十分に勘案し
ながら、人権と人道の両観点に立つて適切
に対処しているものと思います。

○藤田(一)委員 ありがとうございます。ざ
ひそこは徹底してそのようにお取り扱いを
いただきますというふうに思います。

○南野国務大臣 ありがとうございます。確
認をさせていただきます。

○南野国務大臣 退去強制の手続というこ
とがございしますが、これは原則として身
柄を収容した上で進めることとされてお
りまして、当初か

○藤田(一)委員 ありがとうございます。ざ
ひそこは徹底してそのようにお取り扱いを
いただきますというふうに思います。

○南野国務大臣 退去強制の手続というこ
とがございしますが、これは原則として身
柄を収容した上で進めることとされてお
りまして、当初か

○南野国務大臣 退去強制の手続というこ
とがございしますが、これは原則として身
柄を収容した上で進めることとされてお
りまして、当初か

いったことが絶対にないように、今回のこの法改正の中で確認であるとか情報提供、とかということが一つ入ってきておりますから、その点が、誤った運用がされないように、ぜひしっかりと取り組んでいただきたい、きちんと確定をさせていたいただきたいというふうに思っております。

大臣のお答えをいただきましたと思います。

○南野国務大臣 法務省といたしましては、先生御指摘の参議院の附帯決議に従いまして、運送業者による旅券等の確認に当たりましては、恣意的な運用がなされることのないよう指導の徹底を図ってまいります。

また、外国入国管理当局に対する情報の提供、これも先生は大切とおっしゃっておられましたので、当然のことでございますが、それらに当たっては、人身取引の被害者または難民認定申請者等が危険な目に遭わないように、また遭わせないように、そういうようなことを図り、その個人情報情報が濫用されることがないように特に配慮し、両制度について厳格に運用してまいりたいと思っております。

○藤田(一)委員 ありがとうございます。ぜひその趣旨は徹底をしていただきたい、お願いをしておきたいと思えます。

今いろいろとお尋ねをいたしました。やはりまずは被害者の認知、認定ということがとても大事だというふうに私は思います。そのことがきちとされないと、今回、被害者を保護していくというための施策というものがいろいろと取り組まれていくわけですが、その適用を受けないわけですね、被害者でなければ。

そうではなくて、被害者と認定をされない人の中でも、いろいろな事情の中で、性的搾取に遭ったとか、いろいろな過酷な境遇に置かれていくというふうな方たちもいる。そして、そういう人たちは強制送還の対象になっていくというふうになつて、非常にそこは微妙な問題がたくさんあるわけです。そういう意味で、きちと被害者の認知、認定ということをやらなければいけないし、

それは人権の擁護という立場でやらなきゃいけないということだと思ふんです。

行動計画、先ほどからいろいろ申し上げましたけれども、やはり保護の部分をもっとと法体制も含めて強化しなければいけませんし、もとに戻りますが、推進体制というものをもっとしっかりと確立をしていかなければ、日本における人身売買の撲滅というものを力強く推進していく、前進させていくということにならないのではないかと、この気がいたしておりますので、ぜひその辺、しっかりと取り組みをいただきたいと思っております。

それで、時間も余りなくなつてまいりましたので、最後に、少し違う確度からこの問題についてお尋ねをしてみたいと思っております。

人身売買を撲滅していくためには、いろいろな手だてをしなければなりません。いわゆる途上国の貧困対策をどうしていくのかということもありますが、それは国際的な大きな課題であるというふうに思っています。

少し小さく見て、先ほど、冒頭、一番初めに私は、日本は非常に性産業がはんらんをしていて、つまり需要があるんだということを申しました。その需要の抑制ということもやはりしっかりとやらなければ、被害者の保護や支援というものを一生懸命やって、その国際的な連携もうまくいって

といても、一方で、そのことを助長していく風土というものがある意味では国民文化というものがある、ある意味では国民文化というものはイタチごつこの話になつてしまふわけであり

ます。

そういう意味から、やはり需要の抑制ということをしつかりとやることが大事なのではないかというふうに思っています。

日本の現状というものをみると、この需要抑制ということもいろいろな角度から見えていかなきゃいけないんですが、一つの端的な、この人身売買に絡んで考えますと、一つは売春防止法、これで、先ほど大臣も触れられておりましたけれども、売春助長行為というものが禁止をされている

わけでありまして。でも、一方で、風俗営業適正化法で、性的搾取の可能性が非常に高い、そういう性風俗の営業というものが公認をされているというものが実態なんですね。

そういう意味では、非常に矛盾をしている部分があるのではないかなという、矛盾なのか、ちよつとここは表現が難しいんですけども、助長行為を禁止し、しかし認めることが矛盾なのかというのは、ちよつと私も理解に苦しむ部分もありますけれども、いずれにしても、日本は、売春というもの禁止をされているんだというながら、こういう形で実態は動いているというのが現実でございます。

そして、この売春防止法というの、買春する男性というのは処罰をされないわけでありまして。そして、五条によつて、先ほど大臣が言われた勧誘罪でありますけれども、勧誘する女性というのが処罰をされる、そういう問題も抱えているというところで、需要抑制、この法的な規制というものを厳しくしたから簡単に需要が抑制されるわけではないと思ひますけれども、需要抑制ということ

を考へていったときに、こうした売防法の抜本的な見直しであるとか、性産業にかかわるところの法律の見直しということをやりたいと思ひますが、要があるのではないかとこのように思ひますが、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○南野国務大臣 今先生がお話になられた、需要がまだまだあるという、需要が大きいことに対してどう対処していくかという課題は、これはもう本当に大きな課題だと思つております。国民総力挙げてこれに取り組んでいかなければならないと思ひますが、我が国は男女がいるわけでございますが、当然でございますが、その人間性をどのよう

に培っていくかという、これは長いスパンで考えなければいけない課題もあり、また、家庭での教育というものをどのようにしなければならぬかという問題もあり、もちろん社会教育というような問題にも広がっていくというふうに思つており

ますが、先生の御指摘のとおり、難問題であろうかと。でも、これはしなければならぬ課題でありますので、それぞれの立場でそういうものの撲滅またはそういうような嗜好というものをなくしていく方向にも行かなきゃならないと思つております。

そういう意味で、人身取引、これを撲滅するためには、その温床となるような悪質な売春事業等を社会からなくしていく、これも一番大切な課題であらうかなと思つております。そして、売春防止対策としては、取り締まり、処罰だけでなく、啓発、先ほど申しました教育活動、こういったものも連携させていかなければならない、社会全体としての取り組みが不可欠であります。

こうした取り組みの効果や、売春及び、その間、いろいろな行為をめぐりまして、社会の実態、国民の全体の意識、これが広く変わつていかなければならないわけでございますので、それを踏まえながらその要否を見きわめていく問題であらうかというふうに思つております。周りを見渡していきながら、周りから問題に取り組んでいかなければならない課題であらうかと思つております。

○藤田(一)委員 いろいろなところから取り組んでいくという大臣の今の答えは、それはそうだとと思つておりますが、せつかく大臣は売防法というお立場でいらつしやるので、私はこの売防法をやはりぜひ見直していただきたいというふう

に思つております。もちろん、すぐできる話ではないかもしれませんが、法的矛盾みたいなものはやはり解消していったきたい、そのことを強くお願いしたいと思ひます。

質問時間が来てしまいました。いろいろお尋ねをしてきましたけれども、やはり究極の人権侵害であるこの人身売買という問題において、被害者の保護、支援ということは最も重要な課題であらうというふうに思つております。この具体的な保護、支援策については、後ほど同僚議員からいろいろとお尋ねがあると思ひますけれども、事この法案だけで足りるわけではないということであ

りますので、ぜひ人身売買の防止、被害者保護の法整備というものを図っていただきたい、そのことを重ねて強くお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○塩崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時三十四分開議

○塩崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。稲見哲男君。

○稲見委員 民主党の稲見哲男でございます。

出入国管理及び難民認定法の一部改正について御質問いたします。

まず、午前中もありましたが、人身売買の被害者と認定されたときの在留許可の問題であります。既に参議院の審議で、「手続上も、事実上収容をしない形で手続を進める」、こういうふうな答弁がありますが、具体的にはどうということなのか。その点、まずお聞きをしたいと思っております。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

人身取引の被害者の方に関しまして不法滞在状態にある場合につきましては、入管法上、退去強制手続につきましては、まず入国警備官が容疑者を収容令書というものによりまして収容いたしました上で、その後、入国審査官にその身柄を引き渡した上で入国審査官が違反審査を行うというふうな手続になっております。したがって、退去強制手続を行う際には必ず収容するという事になっております。

しかしながら、当初から人身取引の被害者であることが明らかであるような方につきましては、退去強制手続をとるに際しまして、形式的には収容令書を発付いたしましてこれを執行いたしますけれども、同時に仮放免の許可を発出いたします。事実上身柄を拘束しない形で手続を進めるということを考えておるわけでございまして、この

ことを参議院でも御答弁申し上げたところでございます。

〔委員長退席、平沢委員長代理着席〕

○稲見委員 今回の改正の中で、上陸拒否事由からの除外というのが、この被害者の場合、第五条第一項七号で規定をされていると思うんですね。

そういうことでいいですか、なぜ退去強制手続を前提にしなければならぬのか、この根拠は何かということをごひお答えいただきたいと思っております。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

上陸拒否事由に関しましては、これから我が国に上陸しようとする方について拒否をするということでございしますが、退去強制手続に関しましては、既に我が国に在留している方について問題が生じた場合、こういう立て分けになるわけでございますけれども、人身取引の被害者の方が不法滞在状態になっているときには、先ほども申し上げましたが、退去強制手続をとった上で在留特別許可により保護を図るということになるわけであります。

これは、入管法上、在留特別許可につきましては、退去強制手続が進められて、その最終段階になりまして、退去強制事由があるということが確認された後、それでもなお特別に我が国に在留を認めるべき事情があるという場合に初めて在留特別許可が付与される、こういう法律の手続になっております。したがって、退去強制手続を前提としなければならぬ、こういうことになるわけでございます。

なお、今回御審議いただいております改正法案におきましては、被害者が不法滞在となっている場合に退去強制の対象から除外することとはしていません。これは今の御説明とも関連いたしますけれども、不法滞在者につきまして退去強制事由に該当しないということにいたしますと、おおよそ在留資格を持たない者が退去強制の対象にもならず、したがって在留特別許可も付与されないということになります。在留資格を持たないまま本

邦に事実上滞在し続けるという状態を生むことになりまして、このような退去強制の対象から除外することはしないということにしておるわけでございます。

○稲見委員 これは国際的にも、議定書ができた上で、こういう希望する場合は在留資格を与えるということから出発していると思うんですね。そうすると、今局長が言われたようにしくし定規に、オーバーステイになっている、あるいは不法入国をしているから、それは違反審査のところから出発しなければならぬんだというのは、やはりちよつとおかしいと思うんですね。

例えば、病気なり負傷で入院している、本人が出頭できない、その間に在留資格が切れる、こういう場合は何か救済措置というのはあるんですか。

○三浦政府参考人 委員御指摘のような例につきましては、今の取り扱いといたしまして、疾病その他の事由によりみずから出頭できない場合には、当該外国人の方の親族ですとか同居している方といった方の中から地方入国管理局長がこの方は適当であると認める人が、本人にかわって在留期間の更新の申請書の提出ができるということになっております。

また、仮にこういう方がいないということでは在留期間を経過、出てしまったというようなケースにつきましては、いろいろ無理からぬ事情等があるような場合につきましてですが、当初から在留期間中に申請を出していれば当然許可が確実に認められたらというふうなケースについて、なおかつ災害ですとか疾病とかそういう事故等のためにその期間内に申請ができなかったという事情があるようなケースにつきましては、申請を受ける扱いを現在でもしております。

以上であります。

○稲見委員 そうでしょう。そういうことは運輸免許証なんかでもあるわけです。

この場合私が申し上げたいのは、被害者の方、それはパスポートも取り上げられて、どこかに強制的に住まわされているということが前提ですよ

ね。そうすると、そこから逃げてきた、そして被害者として申し立てを行い、認定をしていくということとは、例えばオーバーステイになつていても、本人が大体それまでに来れないということじゃないですか。そういうことを国際的にどう保護していくのかというときに、その退去強制手続、違反審査から物事を出発しなければならぬということにはならない。

そういう意味では、運用上、被害者認定を先行させる、そしてその上で在留特別許可を与える、こういうのは、今おっしゃった救済措置というふうなことを含めて、運用上可能だというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の趣旨は、なるべく空白期間がないような形で、早く安定した資格を付与する必要があるという御指摘であろうというふうに理解しております。(稲見委員「退去強制手続がおかしいと言っているんだ」と呼ぶ)

退去強制手続につきましては、先ほど来ちよつと御説明したとおりでございまして、要は、退去強制手続を速やかに行つて、短時間で在留特別許可を付与するというのが現行の制度のもので一つとり得る考え方だろうと思っております。私どももその方向で鋭意努力をしております。

○稲見委員 この場ですぐ例外規定をつくるということにならないかもしれませんが、問題は、国際的な要請も受けて、とりわけ被害者については保護をしよう、そしてその場合、本人が希望するのならば日本に住めるようにしようということから出発しているわけで、法務省のように、その人がその段階でオーバーステイあるいは不法滞在になっているから、違反審査、退去強制手続をしてから被害者の認定をする、これはやはり建前としておかしいと思っております。

法律をここで変えるんだから、まず保護するんだ、保護をする人を認定するんだということで、例えば退去強制の手続を保留しておくとか、ある

いは先ほど言ったように、やむを得ない事情という形で、そのことについては申請を受けたような形で、そして改めて在留資格を与える、あるいは在留特別許可を与えるという形にした方が、これは国際的にも、きつちり被害者を保護しているという法律上の建前になるんじゃないかというふうに思いますが、その点はぜひ御検討いただきたいと思います。

それから次に、運送業者等に対する旅券の確認義務を課するという条項であります。

入管難民法改正については、特にテロ対策、外国人の取り締まりという名目での取り締まりの強化を主目的にしているように見受けられます。参議院の質疑の中でも、この入管難民法改正の部分の効果がいつてきちんと答弁がなされていないという点がありますので、もう一度明確な御説明をお願いしたいと思います。

○南野国務大臣 お答え申し上げます。

運送業者によりますカウンターでの搭乗手続の際や、また外国に向けての出入国管理当局における出国審査時には有効な旅券等を使用し出国審査を受けた後に、空港のトランジットエリアというのがございますね、あそこにおきまして、偽造のそういった旅券を、偽造した旅券を渡す、受け取る、そういうような収受が行われるような場合、そのために、偽造旅券等によりまして航空機に乗り込もうとする事案が多発している。

そういう新たな形といましようか、そういうものに對して、今回の改正によりまして、航空機等の搭乗口において運送業者に旅券等の確認を行っていただくというように義務づけたい、それにより、一層確実に不法な事犯を防止することができるようにならないかということが我々考えているところでございます。

○稲見委員 ちよつと参議院のときの答えと違つて、少し追加がされているんですが、別の観点でお聞きます。

現行法において、入国審査の段階で入国を拒否して本国へ送還する場合、これは多くあると思う

んですけど、そういうときは、戻っていくときの航空運賃はだれが負担をしているのか。

あわせて、退去強制の場合、法務省の係員が送還先までついていくということがありますけれども、その場合に、その退去強制者の航空運賃はだれが負担をしているのか。

また、帰国希望の申し出、いわゆる自首によつて退去強制令書を発付する、しかし、先ほどあつたように、即日仮放免をして、帰国準備をして帰国をしていく、こういう場合は航空運賃はだれが負担をしているのか。この点をお聞きしたいと思

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

三点御質問があつたかと思いますが、最初の、一点目の御質問は入国の拒否の事例でございます、後の二つが退去強制の事例だと思

入国拒否をされた方につきましては、これは入管法の五十九条一項という、ここに規定がございます、我が国の空港のブースから、国内に入れないものですから、そのまま帰っていただくわけでございますが、その場合には、その方が乗つてきた航空会社の責任と費用により送還することになっております。

それから二点目でございますが、退去強制の場合の航空運賃はだれが支払うのかということでございます。

これも入管法に規定がございまして、五十二条の第三項に基づきます国費による送還というものがございまして、同じ五十二条の四項には、被退去強制者のみずからの負担で退去する、いわゆる自費出国という場合がございまして、また、入管法の五十九条、先ほどちよつと申し上げましたが、運送業者がその責任と費用で送還する場合、この三つの場合がございまして、ほとんどというか、九割以上が自費出国でありまして、みずからの帰国の費用がどうしても捻出できないという方につきましては国費でチケットを買うという形をとっております。

それから、入管の職員と一緒に飛行機へ乗つて

いくというケースでございますが、このケースは、本人が送還をかなりかたくなに拒否しているというようなケースですね、入管職員が付き添つていかないとその飛行機の他の乗客等に迷惑がかかるというような可能性もあるようなケースについて、一緒にいていつております。もちろんこれは、職員は出張で行くわけでございますが、本人は、そういう場合、普通は自分でチケットを買

○稲見委員 それでは、今回の改正で、確認義務と罰則規定との関係で、民間運送業者にミスがあつて入国した者、これを本国に送還する場合、これは、今出された中でどれに当たつていくん

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

仮に委員御指摘のような、航空会社の方が搭乗口で見損なつたといひますか、それで偽造旅券の者が入つてきたというようなことでありまして、こういう人について、本人がそのまま不法に入国したというケースになるわけでございますので、仮に空港の入国のブースから国内に入らなくても、既に我が国の領空に入つた段階で不法入国ということになりますから、退去強制の対象になりまして、その手続がとられるわけでございます。

その場合の送還につきましては、先ほどもちよつと御説明いたしました、国費が運送業者の負担か、もしくは自分のお金で帰る、この三つの選択肢があるわけでございます。その場合、我々としてもできるだけ、本人がお金を持てている場合には自費で帰るようにということを説得していただくわけでございますが、どうしてもお金の工面ができないというような場合には、国費送還ということで、こういうケースも措置をしているということでございます。

先ほど御質問のような、出発時点で旅券等の確認を航空会社が怠つたというような場合でございまして、不法入国者が本邦に上陸するときに、運送業者がその者について不法入国の事実があるということを明らかに知つていたと認められるよ

うなときには、先ほど申し上げました入管法の五十九条の規定によりまして、この不法入国者の送還費用を運送業者に負担させることができるということになっております。

○稲見委員 ちよつとよくわからないんですが、現行法でも、日本内に入らない場合は航空会社と先ほどおっしゃつた。今度は、法が改正され、確認義務もある、罰則規定もある、しかし、その場合は三通り、国費と自費と航空会社、そのどれでもありだ、そういうことではないんですか。

○三浦政府参考人 先ほど御説明したとおりでございます、仮にその航空会社の方がミスがあつたということで、我が国に入国した以上、本人は不法入国ということで退去強制の対象になりますので、その退去強制者の帰国の費用をどう扱うかという範疇で考えることになると思

○稲見委員 つまらぬことを聞いたのは、今でも航空会社の負担で帰しているということがあり、改めて航空会社の確認義務が生じるということになれば、その分についてはすべて航空会社になるんじゃないかというふうな疑問を持つたんです。事実、質問取りのときにはそういうふうなお話でした。したがつて、この運送業者に対する確認義務というのは、非常に矮小な言い方をすると、そんなお金のあるところに意味があるのかなというふうなことも思つたものですから御質問いたしました。退去強制という形で、すべて、三つの負担の方法があるということで、これは確認をしておきたいというふうに思います。

しかしながら、参議院では、先ほど法務大臣おっしゃいましたけれども、出国に当たつてはそれぞれの入国管理担当の公務員が行う、したがつて、航空機に搭乗する前段階で発見される確率の方が高くて、特段、このことが改正をされても、従前と異なつた形になるものではないという御答弁だつたわけですね。そうすると、なぜ特段変わらな、意味もないことを民間業者に押しつけていくのかという点が改めて疑問になつたわけです。その点、南野大臣、先ほどの御答弁がありました

けれども、参議院のときの特段変わったことはないという政府側の御答弁との関係はどうですか。

○南野国務大臣 現在でも、運送業者は運送約款に基づいて旅券等の確認を行い、偽造旅券等を発見した場合には搭乗拒否をしているところでございますけれども、確認の方法等については必ずしも統一されているものではない。今回の改正では、近年多発しております、出国審査後、空港のトランジットエリアにおいて、これは先ほど申しましたことですが、偽造旅券等を収受し、その偽造旅券等によりまして航空機に乗り込もうとする事案に対応できるように、航空機等の搭乗口で、運送業者に対して、旅券等の確認をせよというふうにしております。そのために指針を作成しまして、確認方法、程度を明確にすることとしたしております。

今回の入管法の改正におきます運送業者による旅券等の確認、それは一般的な運送業者の職員であればそれほど難しいことではない、当該旅券等が有効であるのか否か、また、真正なものであるのか否かということについては判断していただくものであらうと思っておりますので、現在行われている旅券等の確認に比べて大きな御負担をおかけするということでもないというように、これを我々は考えており、このような義務を運送業者にお願ひするということをいたしたわけでございます。

○稲見委員 私も何度も外国へ行っていますが、出国審査があった後というのは、もうチケットだけを持って搭乗口に行っているんですね。そこで改めて旅券を航空会社の係員が見るということは現実的にはないと思います。しかしながら、ちよつと次の時間があるまいので、その点はまた置いておきたいと思ひます。

このことと難民認定申請者との関係ですが、真正な旅券を所持し入国をした難民、あるいは難民認定申請者、こういう者がどのぐらいの割合でおられるのか。また、インドシナ難民の場合は、そういうことはなかったと思うんですが、どうい

ふうな対応だったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

平成十六年の統計でございますが、難民認定の申請をした方が、入国時において真正な旅券及び査証を、これは査証は必要な場合でございますが、所持して適法に我が国に入国したという割合は約九割となっております。このように、難民認定申請を行った方の大半は真正な旅券を持って本邦に入国しているという実情でございます。

それからインドシナ難民についてのお尋ねでございますけれども、いわゆるポートビザとして旅券を所持しないで我が国に到着したインドシナ難民につきまして、昭和五十年当時は出入国管理令に基づきます上陸特別許可という形で上陸を認めておたつたわけであります。また昭和五十七年にこの管理令が現行の入管難民法に改正された後におきましては、新たに設けられました一時庇護のための上陸の許可などの制度を用いて上陸を認めていたわけでございます。その後、このような取り扱いを悪用するよう人が大分ふえまして、インドシナ難民を装つたいわゆる偽造難民というように入国が増加したことから、平成六年の三月四日付で閣議了解がなされて、いわゆるポートビザへの対策についてというものでござい

ますが、従来の取り扱いを改めまして、有効な旅券を所持していない者については不法入国者として取り扱う、本人から難民である旨の申請があつた場合には難民認定手続を開始するということとして現在に至っております。

〔平沢委員長代理退席、吉野委員長代理着席〕

○稲見委員 九割という非常に高い率のようですが、インドシナ難民の現在の扱いも含めまして、つまり出国時にこの確認申請がありまして、難民の方がどめられてこちらに來れない。現在の扱いも、それからあと一割と言われている真正な旅券を持っていない方、これはきつちりやれば難民として真正に日本に入国できない、こういうこと

になると思ひますが、いかがですか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

我が国においてになる方につきましては、航空機なり、船で來られる方も一部あるかと思ひますが、出発国で搭乗の手続をする際には、まずチェックインカウンターで旅券等を示してチェックイン手続をいたしまして、その後、その出発国の入国管理当局における入国審査を当然受けるわけでござい

ますが、そこで旅券の確認が行われる。その後、今回の改正案でお願いしておりますように、航空機の搭乗口でもう一度航空会社の人に確認していただく、こういうことになるわけでござい

ます。仮に偽造旅券を所持して我が國に來ようとする方でありまして、まず一番大きな関門は出発国の入管のところのチェックだろうと思ひます。そこをすり抜けるということは、いわば専門家の目を欺くような精巧な偽造旅券を持っていたというふうなことになるんだと思ひます。そういうものにつきましては、これは先ほど大臣からも御答弁ございましたが、民間の航空会社の職員の方も多分それを見破れないだろうということであり

ますので、実質、そういうケースにつきましてはこれまでと同じような結果になるのかなというふう

に考えております。

○稲見委員 もう少し時間があればいいんですが、押していますので、あと、これまでも南野大臣と議論を続けてまいりました外国入国管理当局への情報提供、とりわけ難民の申請者にかかわつてのことについて最後にお聞きをしたいと思つております。

これは以前にも申し上げたんですが、UNHCRは二〇〇一年十月の執行委員会、そしてまた難民条約の五十周年を機に行われまして日本政府も参加をした世界協議において、この情報提供の問題で確認をしております。少し読みますと、難民認定手続のすべての段階において難民申請者のすべての情報の守秘義務が尊重されなければならず、決して出身國に提供されてはならない、こ

うことであります。

この解釈の問題で、この情報の内容には、名前やID番号など直接的に本人を特定する情報のみならず、住んでいた場所や経歴など情報の集積によつて間接的に本人を特定できる情報、あるいは申請者が難民申請を行つたという事実も含めて、これは出身國に提供してはならない、こういうふうなことになると思ひます。

参議院でこの難民申請者の方々の情報提供というふうなことで議論があつたところであります。が、とりわけ世界協議についての確認といひます。か合意、これを法務省、外務省は御存じなのかどうか。そして、御存じであれば、今回の外国入国管理当局への情報提供について、とりわけ難民認定申請者についてどういふ具体的な配慮を行つていくのか。

さらには、これまでも申し上げましたが、法務省の担当者がトルコまで出かけて、警察や、地方では治安維持に当たつてゐるのが軍隊ですから、警察、軍隊とともに調査をして情報を本國に漏らした、こういう後発難民の問題が大きな問題になつて、さらにマンドートされた後発難民を退去強制するという事で諸外国からも非常に大きな非難を浴びた、こういうふうなことになると思ひます。

したがつて、前段申し上げた点の認識とでは、難民認定申請者についてはそれをきつちり区別して配慮するのかがどうか。しかも、今の合意からい

きますと、これから諸外国に行つて法務省の職員が申請の真贋について調査をするということに厳に戒めるべきものだと思いますが、その点を含めて、ぜひ回答をお願いしたいと思います。

○南野国務大臣 先生の今の御質問は案外多岐にわたつておりましたので、まず最初に、外国入国管理当局における情報提供につきましては、我が國の入国管理当局が保有するあらゆる情報を提供するようになるわけではござい

これまでも、入国管理局は、難民条約の趣旨等によりまして、難民認定申請者に係る情報については、相手国の国情を踏まえながら、申請者のプライバシーの保護及び新たな迫害の誘発のおそれがないことなどについて十分配慮してきたところでございますが、お尋ねになつておられますU N H C Rの見解に関しましては、我が国に対して拘束力を有するものではないと理解いたしておりますけれども、我が国自身の判断として、新設する情報提供規定の運用に当たっては、U N H C Rの見解をも念頭に置き、そのことについては今話し合ひもしながら、十分に配慮し、適切に運用してまいっておりますし、これからそのようにしたいと思つております。

それから、それで含まれていると思いますが、最後に、もう一つのマンデートの問題、トルコまで出かけていってという課題がございました。

先生御指摘のとおり、現在、外務省、法務省及びU N H C Rの三者で、U N H C Rがマンデート難民として認定した方の取り扱い、この問題を、法務省とU N H C Rとの協力関係のあり方等について今協議を行っているところでございます。

現在も協議が継続中でございますが、その詳細について言及することは差し控えていただくのでございますけれども、このような協議を通じて、U N H C Rとの緊密な協力関係を構築しまして、一層適正な難民認定行政の遂行に努めてまいろうということでございますので、親密なる話し合いを通じ、U N H C Rが難民と認めるかどうか、我が国はそれについてどのように受けとめていくかという話し合いは継続いたして、努力しているところでございます。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

難民認定を適切に行うため、場合によっては現地における調査等が必要になることもあろうかと考えます。その一方で、調査を行うに当たっては、もう既に御答弁もありましたように、難民認定に関する情報の取り扱いについては十分な配慮が必要であるというふうに考えておりまして、それは

御指摘のとおりでございます。

外務省としまして、このような調査の方法について、万が一にも誤解を招くことがないように細心の注意を払うとともに、関係の部局が行う調査につきましても適切な助言と協力を今後とも行つてまいらるつもりでございます。

御指摘のありました外務省と法務省とU N H C Rとの間の三者の協議の点につきましては、幸いに建設的な協議が行われておりまして、望ましい方向に進展しつつあるということでございますので、外務省としまして、引き続きこのような努力を重ねていきたいと思つております。

○稲見委員 時間が参りましたので終わりますが、三者協議、マンデートされたというところに基準の違いがあるわけですから、マンデートされている方全員の待遇の問題も今進められておると思いますが、この基準の違いについてぜひ三者で合意をするように、そして、そのことをもつて、難民認定申請者の個人情報絶対に本国に教えないというふうな立場に、ぜひ法務省、外務省は立つていただきたいと思ひます。

時間が超過しました。終わります。

○吉野委員長代理 次に、井上和雄君。

○井上和委員 民主党の井上和雄です。

やはり二十八度というのはかなり暑いなという印象を受けますけれども、ぜひよろしく願ひします。

実は、人身取引の問題について、私も昨年の二月の衆議院の予算委員会を取り上げさせていただきました。その背景をちよつとお話ししたいと思ふんですけれども、ちよつと二年前になりましたが、私、タイのバンコクで国際会議があつたんですが、その出席に絡んで、在京のタイの大使とお話ししたことがあります。

その際に、タイの大使から、この人身取引の問題に関して日本政府がとにかく動かないんだ、議會でこの問題に関して立法をするような応援をしてもらえないかということ言われました。私もタイ料理が好きですから、大使に、では、ぜひお

国のためにも、特にタイの非常に多くの方が大使館に逃げ込んできている現状があるということもお伺ひして、何とかしなければいけないということとで、昨年、衆議院の予算委員会に取り上げさせていただいたわけですね。

その後、与党の先生方にもお声をかけさせていただいて、超党派で勉強会をつくりまして、政府の関係省庁の方にも参加していただいたり、在京のタイ大使館、コロンビア大使館に御協力をいただいて、いろいろな側面からこの問題について議論を進めることができました。

その際、本当に各省庁にはいろいろ勝手なことを言つたわけですが、いろいろ御協力いただいたということとで、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思ひますし、その後、こういった法案を出すまでになったということに関しても、皆さん方の努力に対して敬意を表したいというふうに思ひます。

私は、東京の錦糸町というところが選挙区でございます。住んでいるところも、錦糸町から歩いて十分ぐらいのところに住んでいるわけでございます。御存じのように非常に繁華街でありまして、いろいろなバーとかクラブがたくさんありまして、そこで外国人のいろいろな人が働いている。私が街頭演説をしていますと、よくいろいろな人が通つて、ロシア系のひととかいろいろな方がいらつしやるというところでございまして、そういうことからこの問題に関心を持つてはいるわけでございます。

そこで大臣にちよつとお伺ひしたいんですが、人身売買の問題というのは、ごく一般の日本人の方にはちよつと縁遠いんじゃないか、余りよく知らないという問題かもしれない、なかなか表面には出てこないような問題。そういう意味で、こういう法律ができることによって、多くの国民に、実は海外から多くの女性が日本に来ていて、いろいろな面で人権侵害を受けているということが広く知られるということでは非常に大きな意味があると思ふんですね。

そこで、大臣御自身に、この人身取引の問題、これまでどういう御認識を持つていらしたのか。例えば実際にそういう盛り場とかを視察したことはあるのか。もしそういうことがなければ、ぜひ私、錦糸町の方に御案内させていただきたいというふうに思ひまして、きょう招待状を差し上げたというふうに思ひます。いかがでしょうか。

○南野国務大臣 先生と一緒に錦糸町にお邪魔したいなと思つたりいたしておりますが、私が議員になりましたときには、まだ、トルコ風呂とはどんなのと、私、知らなかつたわけです。だから、行つてみたいねというふうな形で、どこか視察ができないものだろうか、そう言っている間にトルコという名前の禁止があつたり、いろいろないたしましたけれども。

私が大阪に行きました、先生は大阪は御存じかどうかわかりませんが、通天閣の近くに新地がございまして。その新地が飛田新地でございまして、あそこに行つたとき、私はもう愕然としたしました。日本でまたこの人たちは、どういう看板、どういう商号でお店を営んでいるんだろうかと。

赤いじゅうたんを敷いてございまして、御記憶の方もいつぱいおられると思いますが、そこで私たちはゆつくりと車を走らせていったわけですが、車から見ると、ああ、今お客さんが入つたねという情報なども私たちはこの目で確かめながら、こういうことを私たちはなくしていかなければならない。そこにはやはり男性のニーズがあるんだなというふうに思つております。

また、日本だけではなく、カンボジア、ベトナム、フィリピン、いろいろな仕事の都合で、また会合のために行かせていただきました。その都度、私はお邪魔いたしております。それは、人種というか、何人、何人ということによって値段も違うことを先生御存じです。悲しいです。日本でもその値段は違つております。そして、そういうところに若い女性がいつぱいいます。我々がゆつくりと車を走らせると、すぐシャッターを

おろしてしまったりしております。

そういうことは、同じ女性に生まれながら、どういふことなのか、この人たちが何をもちて幸せと言えるのか。私も皆様方にいろいろ厳しいお言葉をいただく不幸せなときもございませうけれども、やはり何が幸せなのかということを感じながら一生懸命生きていっているわけでございます。やはり女性と生まれたからには女性の本来の生き方が展開できるように、それをサポートするのが男性であり、男女共同参画社会というものがそこになつてくるのではないかなと思っております。

○井上(和)委員 大臣もこの問題に深い関心をお持ちだということで、非常に安心いたしました。実は、御存じだと思んですが、アメリカでは、先駆けて二〇〇〇年に人身取引に関する法律ができたわけですね。私、よくこの法律のタイトルをいろいろなところで言うんです。トラフィックキング・ビクティムズ・プロテクション・アクトなんですね。つまり、ビクティムズ・プロテクションです。それから、被害者の保護法だということになっているんです。もちろん、それで取り締まりに関しても書いてあるわけですが、つまり、被害者の保護を目的としてつくった包括的な法案であるという精神だと思ふんですね。

やはり保護の問題が今回の法案の非常に大きな争点になるというふうに私は思っております。で、直接には担当は厚生労働省になるかもしれないんですが、一応、タスクフォースですか、内閣府のチームの一員である法務省の責任大臣として、ぜひこのことに関してもちよつと御意見を伺いしたいと思ふんです。

法務省として、人身売買の被害者が警察によって発見されて、そういうことで保護をする必要が出てきたという状況があったときに、まずそういった女性をどこで具体的に保護されるんでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。人身取引の被害者と思われる方がいろいろなところ

に恐らく出頭してこられるんだろうと思ひます。その一つに入国管理局というところがあると考えておりますし、現にそういう方もおられます。入管としては、今回の法改正でもお願いしておりますが、まさに被害者としての保護という観点からそういう人々を扱うということでございませうが、現実には、入管で施設といえれば収容場しかございませぬ。NGOの団体でございませうとか、いわれる婦人相談所、それから警察ももちろんでございますが、こういったところと日ごろから連携をとっております。必要なところに連絡をいたしまして、こういうところに、もし今夜泊まる場所がないというようなことであれば、施設等をお願いして、そこで過ごしてもらい、必要なときには事情を聞かせていただく、こういうようなことをやっているところでございます。

○井上(和)委員 昨年、私たちの勉強会の方から、やはり実際に保護する場所の問題が非常に大きいということで、警察の方から各県警に、婦人相談所、厚生労働省も御協力いただいて、とにかく婦人相談所に引き受けてくれるようにという指示を出していただいたんです。

きょう厚生労働省も来ているのでちよつとお伺いしたいんですが、その指示が出た後も、例えば婦人相談所が本場に適切な場所なのか。つまり、ドメスティック・バイオレンスだけでも手いっぱい、そこにまさかさらに外国人を受け入れることなんかできないという話も現場の方で私も実際にちよつと聞いたこともあるんですね。そういった意味で、今、婦人相談所の方で外国人を受け入れる体制があるのかということに対してちよつとお伺いしたいんですが、どうですか。

○伍藤政府参考人 全国の四十七都道府県に婦人相談所が設置されて、そこに一時保護所というのを必ず併設することになっておまして、DV法ができたときから、そういう関係の方々を収容するというところで、確かに収容件数はふえてきてお

るのは事実でございます。

ただ、現状で申し上げますと、四十七カ所、定員が全部で約七百名でございますが、今入っている方が大体三百五十人ぐらいで、全国平均で稼働率が五〇％ぐらい、そういう状況でございます。それから、一時保護所はそういう体制でございますが、今回の十七年度から予算措置もしておりますが、仮に、都道府県によつてはそこが満杯になったというような場合には、さらにほかの婦人保護施設とか母子生活施設とかいろいろの施設、それから民間団体の施設もありますが、そういうところに、DVの被害者の場合に今二百カ所ぐらいお願いをして、一時保護委託というように形をやっております。こういったところも活用できるというところで、一時保護所で直接処遇する場合、それから一時保護委託をする場合、こういう形をそれぞれの都道府県で実情に応じて活用していきたいというふうに考えております。

○井上(和)委員 それでは、人身取引の被害者に対しての支援ということの予算措置で、ことは幾ら予算をつけたんですか。

○伍藤政府参考人 そういった從來からやっている婦人保護の関係の予算として、平成十七年度、八億円でございます。その中で、DV被害者も、あるいはDV被害者以外の従来からの婦人保護の対象になつていられる方も、それから今回の人身取引の被害者も、すべて同じ予算で対応できるようになっておりますが、一応、明示的に、一時保護所

で対応するものは全部、この人のため、この人のためという仕分けをしておりませんので、この費用の中でやりますし、一時保護委託というところだけに着目して、今回特別に明示的に予算を計上しておりますのは、人身取引被害者用として一千万円を一時保護委託の経費として計上しておりますが、これも一応目安として一千万円で、仮にたくさんこれが活用されて一千万円では足りないという場合には、その八億円の予算の全体の中の経費で運用できる、予算上はそういう仕組みになっております。

○井上(和)委員 例えば、婦人相談所で病気になるのか、そういう場合の医療費はどういうふうになるのですか。

○伍藤政府参考人 医療費の場合、これもDV被害者といえますが、人身取引だけの特有の問題ではございませぬが、従来から、御本人が、ある程度の資金があれば当然自由診療、保険がきかないのが普通でありますから、保険を持っていない場合には本人の自己資金でその診療にあずかつていただくということになります。

婦人相談所に仮に来た場合には、婦人相談所に一応嘱託医がおりまして、そこで一応の見分けをするとか診断の見立てをするとか、あるいは非常に軽度なもので処置を要するような場合にはそこで対応するというところになっておりますが、通常、やはりちよつとした処置が必要なものについては、近隣の病院を紹介したり、そこで振り分けをして誘導するというところにならうと思ひますが、その場合に、御質問の趣旨は、お金がない場合にどうするか、こういうことだろうと思ひます。

一応、無料低額事業といつて、社会福祉の関係から、医療費を無料で診療するという制度がございします。これは全国に約二百六十カ所ぐらいの病院がそういうところに指定されておりますが、そういったところを紹介するというようなことで、できるだけ対応するようにいたしております。

○井上(和)委員 今の御答弁で私が思うのは、とりあえず一時的に被害者の人を預かつて保護をする、そういうことに関してはある程度やれるんだらうなという感じがするんですね。

ただ、もちろん外国人ですからね。やはりカウンセリングも必要だし、当然通訳も必要だし、日本人とは違う体制が当然必要なので、果たして今の予算でそれだけのことができるかどうかというのは疑問なんです。それ以上に、人身取引の議定書の第六条に、「人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供」とあるのですが、その三項には、被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために措置が必要だということを言っているわけ

ですね。

つまり、婦人相談所であれば、普通は二週間とか三週間とか、非常に短期間の措置だと思わなければならない。単に一時的じゃなくて、例えば性病にかかっている場合もあるでしょうし、心理的にも非常にひどい目に遭っている方が多いわけですから、そういった身体的、心理的な回復のためには、やはりある程度時間がかかる。だから、そうなるべく、今の御答弁だと、とてもその対応はできないという印象を私は受けます。

先ほどNGOという言葉がありましたけれども、実際に今、人身取引の被害者を受け入れているNGOは日本に二つか三つです。だから、そういう中で、今社会的に大きく問題になっているこの問題に対する被害者の保護が本当に十分に行けるのかというの、私は非常に疑問に思っているんです。

だから、ある程度政府の方も、つまりは、単に一時的な措置ではなくて、本当に被害者が回復するまである程度の期間面倒を見られるような対策をとる必要があると私は思います。もし大臣、御意見がございましたら、直接の担当じゃないですけども。

○南野国務大臣 我が国で御病気を発見した場合には、それはもう手厚い看護をしてさしあげたい、医療もしてさしあげたいと思いますけれども、これについての料金その他につきましては、やはり財政上の問題がございますので、それは関連省庁としっかり検討し、どういうレベルでどのようにできるかということは検討しなきゃいけないと思っています。

○井上(和)委員 私も、昨年の秋に、アメリカの国務省の人身取引の責任者でミラーさんという方、もともと下院議員だったんですね、その後、政治家をやめられてから国務省に入って、大使級の方なんです、来日したときにその方とお会いしましたけれども、彼らも言っているんだけれども、日本の被害者に対する保護というものは本当にやる気があるのかということに深く懸念

していただいます。

直接の予算は一千万であって、それ以外にも当然八億円あるということですが、決して大きな額じゃないし、予算規模がすべてというわけじゃないですけれども、やはりもう少しきちっとした姿勢を見せないと、これは完全な国際的な問題ですから、私はいかぬなというふうに思っています。

その際、私が言ったのは、別にアメリカから言われたから日本で今こういう活動をしているんじゃない、我々はその問題意識を持ってやってるんだということは言っています。

次に、具体的に、加害者を訴追する場合に、当然、被害者であつた方々がいろいろな意味で裁判に出廷したり、証人としてやっていただく必要があるわけですね。そうなりますと、当然、刑事手続に關係する被害者の安全をきちっと確保していかなくちゃいけない。だから、被害者保護というのは、個人の人權を守るという意味と、加害者に対する、刑事手続のためにもやはりきちっとしておかないと、証人としてやっていただけないということがあると思います。

よくあるのは、基本的には、不利な証言をするとな身国にいる家族を殺すとか危害を加えるということが往々に言われているんですね。そういった意味で、当然、被害者ですから非常にいろいろな意味でおびえている。その中で、よっぽどきちっとした身柄の安全を図らないと、捜査にも協力してくれないということがあると思うんです。

今までは、もちろん、この人身取引に關しての捜査というのはまるつきりできていないというのは、すぐに強制送還されていたということもありま、そういう保護はやっていないということがあるんじゃないかなというふうに私は思っています。

○南野国務大臣 先生御指摘のように、被害者に

安心して証言などをしてもらうということのためには、被害者の安全を確保することが重要であるというふうに思います。

検察当局におきましては、人身取引の被害者からの事情聴取に際しましては、警察や婦人相談所などの関係機関と連携しながら、被害者への連絡や情報聴取の場所などについては、被害者の安全の確保に十分配慮した対応を行っているものと承知いたしております。

また、人身取引の被害者が被害状況等の証人となるに当たっても、自己またはその親族に危害が及ぶおそれがある場合には、検察官が弁護人に対し、被害者の住居等を関係者に知られないようにするなどの配慮を求めたり、また、裁判長が尋問を制限することができるとされております。

さらに、法廷におきましても、証人と被告人や傍聴人の間について立を立ったりというようなことをいたします。また、お互いに見えない、聞けないように遮へい措置を行ったり、またビデオリンクの方式によりまして、証人尋問なども被害者の安全の確保に努めているという形をとらせていただいております。

○井上(和)委員 建前は非常にわかるんですが、そういうことをやりますと、問題は、本当にそれをちゃんとやれるか、やれる体制があるかということだと思ひます。

私は、恐らく、従来どおりやっていけば、今もそういう建前でやっているんじゃないから、ほとんど今と余り変わらないんじゃないかなというふうに思っています。

アメリカなんかでは、ウィットネス・プロテクション・プログラム、証人保護の制度があつて、先日映画を見ていたら、あくまで映画のことですけれども、FBIがつけていた人が、実はUSマシーナル、USマシーナルというのは別の司法機関ですけれども、USマシーナルの方の証人であつて、全部その過去を消されていた。捜査機関同士でもわからないようにきつと証人は各司法機関が確保して、絶対身元がわからないようにし

ているというような、映画でそれやっていただけでも、実際はどうかわかりませんが、でも、実態でもかなりそれに近いような状況できちつとアメリカなんかではやっているんじゃないかと思ひます。

日本の場合は、法務省の方、警察の方ともお話ししても、恐らくそこまで証人とか被害者が危害を受けるようなことはないんじゃないかというお話なんですけれども、日本ではそういうウィットネス・プロテクション・プログラムみたいなものは制度としてないんだらうと思うので、これを法務省がつくつたらどうですか。

○南野国務大臣 先生がおっしゃっております米国の証人保護プログラム、この内容にはいろいろなものが含まれているというふうにもお聞きいたしております。

先ほど先生もお話になりましたが、我が国におきましても、人身取引の被害者に危害が及ぶおそれが認められる場合には、警察等の関係機関におきまして、その安全確保のための適切な措置がとられておるものと承知いたしております。

米国の同様の制度を導入することにつきましては、証人保護の実効性確保のための方策、そのあり方などについては、さまざまな観点から慎重な検討が必要であるというふうに思っております。

○井上(和)委員 基本的に、やはりもう少しきちつとした制度をつくるべきだということで議論をとめたいのです。

そこで、ちよつと話を交えて、特にフィリピンから多くの女性が行きで日本に入国されている例が非常に多いと思ひます。そして、興行ビザですから、これはダンサーというところで日本に入国して、実際にはフィリピンパブ等で働いていたり、人身取引の被害者として強制売春させられたりする方も出ているというふうには私は理解しています。

昨年度、興行ビザでフィリピンから一体何人入国したか、言ってください。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。
八万二千七百四十一名でございます。

○井上(和)委員 八万人の方がダンサーでいらしている。私は、日本にそんなにダンスを見せる場所があるのかなというふうに思うぐらいなんです。私の理解では、恐らく数年前には半分以下だったと思っているんです。これは急速に伸びてきているということですか。

実際には、興行ビザでお客にお酒をついだりすることは当然ではないですけども、これはできるんですか。

○三浦政府参考人 興行の在留資格と申しますのは、演劇ですとか演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動またはその他の芸能活動が認められる活動とされておりますので、これに限定されております。

したがって、今委員御指摘のような形で、興行の在留資格を持っている方が例えば客席等においてお酒をつぐなどいたしまして接客行為を行う、いわゆるホステスとして稼働するということになりまして、これは当然、興行の在留資格には該当いたしませんので、違反ということになると思います。

○井上(和)委員 ホステスとして働けないということを確認してもらったわけですが、そうなりますと、これは当然資格外活動ですから、入管法違反ということになるわけですね。でも、実態的には、かなり多く違反している実態があるんじゃないでしょうか。どうですか。これまでどの程度の人が資格外活動で検挙されているんですか。

○三浦政府参考人 実は私ども、一昨年から昨年にかかまっとう実態調査をしたことがございますので、ちよつとそれを御紹介させていただきますと思っています。

興行の在留資格で入国したフィリピン女性を対象にいたしまして、平成十五年の一月から翌平成十六年の九月にかけて、我が国で退去強制の対象となつた者につきまして、その退去強制の手續の中で、我が国に滞在中にどんな就労をして

おつたかということ調査したわけでございまして。その調査の対象者は約千九百七十名でありましたが、そのうちの約七〇％がホステスとして従事していたというふうに出てくる状況でございます。

○井上(和)委員 本来の目的で、ダンサーとして入国されて、そのとおりダンサーでやっている方は少ないんじゃないかなというふうに思うので、今後、やはりきちつとそれは取り締まりをやつていかなきゃいけない。そして、そういう方が本来別の分野でちゃんと入つていただけるような制度をつくつていかなきゃいけないと思つていますが、大臣、今後どういうふうによつていきますか。

○南野国務大臣 興行ということと人身売買ということは全く関係がないことは言えないのではないかな、そこら辺は感じております。そういう意味では、興行の在留資格を悪用して、興行を装つて入国をさせる人身取引等を行う事例も報告されておりますので、人身取引等の被害をなるべく少なく、さらに、申請に偽りがなければつぎ、今後とも適正な審査を行つてまいりたいと思つておりますし、これに資するために、出演店舗への実態調査を行つて実態把握に努めるとともに、その結果、不正が判明した場合には、同店舗に関連する申請につき、これはもう厳正に対処したいというふうに思つております。また、上陸許可の基準のさらなる見直しも含めて、制度の見直しについても検討してまいりたいというふうに思つております。

○井上(和)委員 最後に、一問だけ警察の方にお伺いしたいんです。

実は、人身取引に関しては、私、今手元に、ILO、国際労働機関のレポートですが、これは去年、割と最近発行されたものなんです。日本の人身取引に関する調査なんですけれども、ここでも、やはり人身取引と組織犯罪が、やぐざぐという

ことも実際に述べられているんですが、関係が非常に強いんじゃないかというふうに出てくるわけですね。今回の国連の議定書も、基本的には国際犯罪の中の一つの条約であるということで、国際的な犯罪が絡むということも非常にあるというふうには私は思っています。

そういう意味で、我が国における組織的な暴力団とか、そういうものが人身取引に絡んでいると私は見えているんですけども、警察庁の見解はいかがですか。

○米田政府参考人 平成十六年中に人身取引事犯で検挙いたしました人員は五十八人でありまして、うち、暴力団構成員及び準構成員は九人でありまして。暴力団構成員等に係る具体的な検挙事例といたしましては、飲食店従業員という名目で雇用了た外国人女性を売春稼働させたものとか、不法滞在者たる外国人女性に金を貸し付け、その返済をさせる目的で当該女性を売春稼働させていたものなどが見られるところであります。

警察におきましては、この人身取引等の捜査に当たりましては、こういう犯罪組織の関与ということを視野に入れた捜査を展開しているところでございます。

○井上(和)委員 はつきり言つて、今まで全然捜査されていないというふうには私は思っているのですが、今後いろいろな捜査をやつていくといういろいろなことがわかつてくるんじゃないかなと思うんですが、そのために、やはりちゃんと被害者の保護がないと捜査もできないというふうに思いますので、ぜひその辺をしっかりと努力していただきたいと思ひます。

これで終わります。どうもありがとうございました。

○吉野委員長代理 次に、伴野豊君。

○伴野委員 伴野豊でございます。

暑いですね、大臣。私も、委員会でもノーネクタイでやらせてもらうのは初めてでございます。大臣はすつとノーネクタイで、いいですね。

今国会、いよいよ会期末ですし、お互い疲れま

したよね。百年ぶりの改正も二つもやっちゃいましたし、本日に六月十九日が楽しみでございますけれども。

では、質問に行かせていただきたいと思います。

私も法務委員会に來させていたしまして、週末に地元へ帰りますと、娘がいつの間にか南野大臣の顔を覚えちゃいまして、テレビに出ていると、南野さんだ、南野さんだ。大変失礼な言い方をすれば、のんちゃんだと最近言い出しているので大変失礼しておるわけです。

この間も、テレビを見ていたら、大臣が歌舞伎町の視察をされたという報道がされていまして、きょうもちよつとそこから、関連がございまして、先ほども少しほかの現場を見られたときのお話もされていましたが、この五月十三日の夜行かれたんですね、歌舞伎町へ。私もほとんど最近行っていないんですけど、もう怖くて怖くて。六本木あたりも全く、もう怖くて行けません。

そんな中で、大臣、よく行かれたなと思つているんですけども、御記憶のある範囲で結構ですので、十三日の何時ごろ、どんなような状態で御視察をされて、その結果、どんなことを思われて、今後どういうふうな反映させていきたいかなということをごんごんに今お感じになつていらつしやるか、率直に教えていただければと思います。

○南野国務大臣 いろいろ危険な場所はいっぱいあるのじゃないかなというふうに思つておりますが、歌舞伎町にお邪魔したのは、平成十五年の四月、東京入国管理局新宿出張所、これを設置し、警察等関係機関と協力して不法滞在者の強いかつ集中的な摘発を実施して治安回復を図り、地元住民及び地元自治体によって進められている安全で安心な町づくりに協力しているところであり、というふうに出ておりますので、今回は、その成果と町の雰囲気を確認するために、新宿出張所を視察するとともに、夜の歌舞伎町の町を歩いてまいりました。当日は金曜日の夜でございまして、ちよつとメモしてまいりましたので、活気ある歌舞伎町の町の雰囲気、これを肌で感じること

ができました。

私はひばりが好きですので、ずっと前にコマ劇場に行ったことがあります。でも、そこから出てきますときには本当に何か怖いような感じがして、人をかき分けさあつと乗り物のところに走っていったようなことを記憶しておりますが、この前視察させていただいたときには、本当に普通の町という感じがございました。路肩に一人だけ寝ておられる方がおられました。お尋ねはしませんでした。ホームレスかどうかの確認はしておりませんが、そういう方々も少ないなどということは確認いたしました。

視察に出る前に出張所でのいろいろのお話をお聞きいたしました。その方たちの御苦労というのは本当に大変で、摘発隊というものをどのように応用していくかということもございまして、何かあったらいつでも出勤ができるということで、四十人の方々がスタンバイしておられる、それも大きな御苦労だということに思っております。みんな、ベッドなども置きながら、いつでも仮眠して出ている、そういうようなことについては大変感銘深く、これで治安を守っていただけているんだということも感じることができました。

○伴野委員　そういう映像がテレビに映し出されていたものですか、娘が走ってきたものですか、私もばつと見て、ああ、大臣、頑張つていらっしゃるなどそのときは率直に思いました。

ただ、失礼な言い方をすれば、失礼な言い方をすればですよ、大臣がもう本当に普通のおばさまの格好をされて、割烹着なんか着られて、もう本当にその辺ひよるひよるつと、割烹着がいいかどうかかわかりませんよ、多分サングラスに目隠し帽といったらかえって目立つちゃいますけれども、要は大病院の回診みたいな感じで見ていっても、多分ピラ配りのお兄ちゃんたちは陰に隠れちゃうと思いますし、何か悪いことをしようとした人はいらぬわけですね、多分、南野大臣の前でそんなことをやろうなどとは絶対思っていないと思うんですよ。

申しわけないけれども、本当の実態を見るんだつたら、やはりSPさんがついていかれるんだと思います。お一人ぐらいでひよるひよるつと行かれた方が実態が見られると思いますし、私も最近行ったことがないのでわからないですけれども、あそこは多分時間ごとに刻々と顔が変わるんだと思うんですよ。

ですから、どの時間帯が一番危ないかとか、監視のビデオですか、あれもつけ方次第によつては防犯効果になると思いますし、最近では、光の色をブルーに変えることによつて治安をよくしている町もあるんですね。さらには音楽なんかも流して、さすがに軍艦マーチとかそんなのだったらもうみんなけんかしちゃいますからね、チャンチャンチャンチャカチャカチャカとなつたらこれはだめですが、少し落ちつかせるような音楽を流しているところと落ちついてくるというのか、やはりあるらしいんですね。

さらには、おもしろいところにあるのは、政治家のこういう小さなボスターを幾つも張つていくと、チューインガムのポイ捨てがなくなるそうなんです。要するに、嫌な政治家のところにくちゅつとくちゅつつける。これも本当にある。冗談じゃないんですよ、これは本当に。だから、いろいろ……（発言する者あり）いや、本当なんです、これ。これは冗談じゃない。私も事実に基づくことしか申し上げませんので。

ただ、そういうところを工夫しながら見ていただく分には、やはり現地視察というのは非常にいいことだと思えます。ですから、ぜひぜひ実態が見える形の現地視察もこれから現場主義で続けていただければと思うんですよ。

それぐらいにしまして、次に、本論へ少し入らせていただきます。次に、

会社法のときは、はつきり言つて、これは名古屋弁で往生いたと言いますが、すごい量でした。ね。正直言つて、全部読んだというのは、私もちよつとはばかります。ポイントの、いわゆる論点になるところを中心に最初から読んでいきま

した。だから、全部読んだと言われると、私もそれは申しません。

今回、これぐらいの量はやはりちよつと読んでみようと思ひまして、私も一ページ目からどこまで辞書を使わずに読めるかやってみました。二ページで挫折しました。

これは通告してないので、こういう言葉を御存じだったかどうか、そのあたりを聞きたいんですが、私は蔵匿という言葉でひつかつちやつたんです、蔵匿。大臣、御存じでしたか。これも正直ベースで、済みません、もし御存じでしたら御説明いただけますか。

○南野国務大臣　私もレクチャーを受けるまでは知りませんでした。何か隠されているのかなというふうに思ひましたが、対象者の発見を妨げる場所を提供することということを蔵匿というのだそうでございます。

○伴野委員　すばらしい御回答というべきなんです。しょうけれども、私も六法とかいろいろ辞書を調べたら、こういうふう書いてあるんですね。蔵匿とは、官憲の発見、逮捕を免れるべき場所を提供する。官憲つて今言うんですかね。それから、発見、逮捕を免れるべきところという使い方が本当に、要するに、今回、被害者保護という観点の法律ですよ。

だから、このとおりいくと、官憲の発見、逮捕を免れるということとは、官憲をあえて現代語で言えは警察としましょう、こはもう百歩譲つて。警察の発見、逮捕を免れるべき場所を提供するということは、この女の人たちは逮捕されるべきような人なのかなという、それは不法就労とかいわれるビザが切れたとかということはあるかもしれないけれども、今回の一番論議になっている、

はつきり言つてだまされて連れてこられちゃったような人々たちを、この蔵匿という言葉が本当にいかどうか。これはちよつと、身近な司法を扱っていた法務省としては、これからやはり考えていただいてもいいんじゃないかな。

この議論をやっていると多分時間がすぐ来てし

まうと思ひますので、これも通告していませんでしたので、ぜひ、できたらほかの言葉を使つていただいた方がわかりやすいし、先ほど弁護士御出身の先生にお聞きしたら、これはよく使われるんですよというようにことを言われたんですけれども、普通の人はやはり知らないもので、ぜひそういう言葉遣いも、実態と合わせつつ変えていっていただいてもいいし、それから、調べてみたら、官憲というのが出てくるというの、ちよつとこれもやはり時代おくれなのかなという気がします。ぜひそのあたりにとも気を配つていただければ、そんなふうにしてもらいます。（発言する者あり）はい、ありがとうございます。

続きまして、大臣に現場を見てこい、見てこいなんて偉そうなことばかり言つて、私も今回反省しました。私、婦人相談所に今まで一回も行ったことがなかったんですよ。女房も行ってはいないと思ひます。こは確信が持てませんが、聞いたわけじゃありませんので。

もっと浅はかだったのは、二十四時間あいているのかなと思ひまして、このレクを受けているときに、ああ、そういえば、私、婦人相談所というのは知らないし、一回も行ったこともない、どんな雰囲気なのかわからない。当初は、相談所というものですから、もつと気楽に、もうどこにもある、ぱつと探せばSOSが出るのかなというような感覚しかなかった。もつと言うなら、何とか相談所というパンフレットがそれらしいところに山積みしてあつて、ああ、こへ行けば助けてもらえるんだというような感覚かなという、これも男考えだったんですね。そうじゃないんですよ。

ちよつとどのレクをしていただいた方に、急遽、御迷惑をかけて手配していただいて、じゃ、私、ちよつとその後、いろいろ打ち合わせがあつた後で、九時ぐらいに行つていいかと言つたら、いや、先生、そのぐらいに男一人であそこへ行つたら勘違いされますよ。つまり、そこへお逃げになった方を連れ戻しに来た、こんなやわな顔を

していてですよ、そう疑われてしまう、ですからやめられた方がいいとおっしゃっていただいたものですから、私はけさ六時に行ってきました。とにかく雰囲気だけは見てくれば、少しは大臣と議論できるかと思ひましてね。(発言する者あり)ありがとうございます。

それで、行ってきて、何となく雰囲気もわかりましたよ。なぜ余り場所が公になっていないか。やはり、逃げ込んだ後、だれかがそこへ捕まえにというか何かしに来ようというて、余り目立ってしまつてもいけない。閑静なところにひっそりと言つては変ですけども、一見どこかの社宅の察みたに見えますわ。入り口も、何かよく、そうでもないけれども、そんなに派手ではないですわ。ネオンがあるような、そんなわけではない。当然ですね。だから、本当に静かに。失礼しました、今のはちよつと削除しておいてください。

それで、今回いろいろ参議院でも御議論されている中で、最終的に、今回こういう法律をつくつて、少しでも被害者の立場に立つた観点でやっていたかどうかはいいんですが、今までの、例えば心神喪失もそうでしたし、あるいは犯罪を起した方の更生の話もそうですが、どうも法務省と厚生労働省の境界の部分で、ここがきつちりしない、いわゆる魂が入らないというか、いい法律をつくつてもうまく機能しないんじゃないかな。

そういう観点で、私は、やはりここは施設的には、この婦人相談所の機能というのは、もつと違うならば婦人相談所の機能いかによつて、今回の法律が、本当に魂が入るのか、点晴されるのかどうか、こういうことが決まってくるんじゃないかと思つて、きょうも眠たい目をこすつて見てきたんですね。やはりそうだと思います。

今後、今までは参議院先議でずっと議論されてきて、多分大臣もそういうお考えを持っていたらいいんじゃないかと思ひます。きょうも参議院の大津先生や玉井先生が涙ながらにおっしゃっているのを見まして、私も、自分の娘が知らない土地へ

だまされて連れて行かれて、そこで本当にとんでもない目に遭つて、命からがら逃げてきたというようなことを想定しただけでぞつとするんですね。

多分、被害者の、そのお子さんを持つ御両親もそうだと思いますし、もしそういう記憶なり経験をした人は絶対日本を好きにはなつてくれないと思ふんですね。たまたまそんなことで、不幸にもそういうことになつてしまつても、日本人は助けしてくれた、日本の施設が救つてくれたということを我々は見せないというよりは、だめなんじゃないかと思ふんですね。

特に女性のお立場でどう今この婦人相談所を、私は大臣に、厚生労働省のことだからそれは厚生労働省にやつてもらわなきゃわからないといううな、そんな、どつちかという縦割りの答弁を聞くつもりはないです、理想論をぜひきようは言つていただけないかと思ふんですが、よろしくお願ひします。

○南野国務大臣 理想論といひましても、これは数限りないというふうに思ひます。幾らでもお金があればなつともつとできるということでございますけれども、もともと婦人相談所というものの受け皿といひますが、それは売防法からスタートしておまして、売防法がございまして、そこにDVを我々は根づかせていこうということで、DV法の二枚看板をお願いしました。

その二枚看板のところに、今またこの看板を立てていこうとしていこうとございまして、そういう意味では、中でお仕事をしてくださつていらっしゃる方はオーバーワークになるだろうというふうに思ひます。そういう人的な問題と、それから、このたびの場合は外国者の方が多いだろうといひえ、その通訳、また、その方たちをどのようにお世話するかというような課題もいっぱい出てくるだろうと思ひます。

それから、先生がおっしゃつておられるように、人知れずその人たちの幸せを築いていこうとするためには、取り戻していこうとするために

は、それなりの努力、環境という問題もあるかと思ひますので、多くの方々が温かい心をそれに寄せてくだらないとどうしようもならない。この法律をうまく展開させていくには、そういうボランティアの方のお力におすがりしなければならぬという部分もございしますが、やはり国がどのような形で担保していくかということも大きな課題でございまして、厚生労働省の方々にも、DV法のことに力を入れてくださいました、それと同じくこのたびの課題についてもお力を入れていただきたい、一緒にやつていきたいというふうに思つております。

(吉野委員長代理退席、委員長着席)

○伴野委員 まさにそうだと思います。この婦人相談所、やはりいろいろ、タイの方やフィリピンの方や、これからどんな国の方がいらつしやるかわかりませんが、そういう言葉の壁をぜひまづ破つていただくと同時に、先ほどの参考人の先生方のお話を伺つていまして、この方を少しでいい形で、本国へお戻しするのが本当にいいかどうかというのもあるかもしれませんけれども、そういうことも含めていろいろケアを、文化も違ふでしょうし、それから背景もそれぞれ違ふと思ふんですね。

そういう方たちのお話を聞きながら、はつきり言つて緻密に、ピンセットで一つずつ、場合によつては事実関係を洗いながらやつていただく。場合によつてはそういう人も、いわゆる人身売買をして犯罪組織からすれば、そういうお手伝いをして人自身もリスクのターゲットにされるんだと思ふんですね。ですから、大変なお仕事だと思ふんですね。

ですから、そういうところの人材養成とともに、プログラムも含めて、何々省だからこで終わりとかというんじゃないで、領域を超えていただいてやつていただければと。その点に關しては我々も異論はないことだと思ひますので、法律をつくつていただいた大臣の責任者としての立場から、ぜひこの婦人相談所の充実に努めていただい

ればと、これは物心両面でお願ひしたいなと思ふんです。

今回、この法案を提出していただく、そのいろいろ背景の中で、それは結果論で言つて申しわけないんですが、もうちよつと早く手を打つていただければということがないわけじゃないです。アメリカからもちよつとつらい成績表を突きつられていくわけございまして、その成績表の物差しというのはよくわからないし、それはアメリカのやり方もあるんでしようけれども、小泉さんも好きなアメリカです、そこからちよつとつらい成績表をいただいたら、なかなか役人の方は、どういう物差しで、どういうふうでこんな点数がついているんだとは言えないけれども、仲のいい小泉さんだったら、ハイ、ブッシュと言つて、ここから日本語になつちゃうんですけれども、どうなっているんだというふうに聞いてもらつてもいいんだと思ふんですね。

でも、そういうことはやつてもらえないように、何でも、そういう評価がついていくかわからないけれども、第二監視リストですか、最初にいただいたレポートですか。これは何か、先ほどちよつと自分の娘に例えて言わせていただきましたけれども、日本の、北朝鮮に拉致されたお嬢さんの場合とほとんど変わらないんじゃないかと思ひますよ、被害状況からすれば。取り返しのないことをされていく可能性だつてあるわけであつて、それを我が国という領土内で、そこを舞台にしてやられていることが、これは国際的に見て、そういう状況があるならば、それは不名誉なことですよ。ですから、先ほど申し上げたように、日本に対しての悪感情を持つていただきたために、もしそういう被害に遭つてしまつたような方があつたら、やはり少しでもいい状態で、その人が望む形でお歸しをする、そういうことをやつていかなきゃいけないと思ふわけございまして。ただ、アメリカは本当にどういう根拠でこういう評価をつけたのか。さらには、そうしていただい、何か急に今度は一ランク上げてもらえちやつたん

ですか。何か、お願いしに行ったら、点数、げた、不可だったのが可になるような、どこかの大学のあれじゃないですが、そんな話でもないんだと思うんです。

まず、今回のその第二監視リストというのに位置づけられたというこの御感想とともに、これはいろいろ参議院のところでも言っていたらっしゃいますが、今回第二の方に上げていただいたのは、上げていただいたというのとは別にお願しているわけじゃないんでしようけれども、勝手にやったのかもしれないが、ただ、一応、米国務省がやったわけですから、何らかの根拠がないと、いかげんにしろと言いたくなるわけですが、いいですが、彼らもそんないいかげんにやっているとは思いません。だから、そのあたりを大臣はどう思っているのか、御感想と評価をお聞かせいただければ。

○南野国務大臣 今先生が御指摘いただきました報告書のご意見を申し上げます。アメリカがどういう意図でされたかということについては私は存じ上げません。何をリンクにしているか、リンクの国名を見てみると、うん、違うんじゃないと思うようなこともございます。そういう意味では、我が国ほどいいところはないと思っております。ところでございますが、興行という課題を今度なくしたということは、いまだにそれはあつてほしいと願う殿方もおられると思いますけれども、そういうことではなく、ちゃんと我々は向かっていっている、いい調整に手をつけているということの評価ということもあつたんじゃないかなと思います。それについて、米国の評価について私はコメントする立場にはないというふうに思っております。

○伴野委員 ただ、やはりこういうのが公表されてしまいますと、これを機に発憤してもらおうのはいいいんですが、やはり余り名譽なことじゃないので、何かの機会に南野大臣も、ヘイ、ブッシュと言つて声をかけていたでいて、聞いていた、だくといいいんじゃないかと思ひます。

時間がだんだん迫つてまいりましたけれども、今回のそういった人身売買をする不届き者は不届き者として、ただ一方で、タイやフィリピンあるいはアジアの方々できちつと日本で働きたい方が行けば、今後我が国も少子高齢化の大きな波の中で行くわけですから、そうしたときに本当にいい労働力が確保できるか。特に今、やはり介護、医療、さまざまなところでこれが必要になつてくるんじゃないかと思うんですね。

そうしたときに、今のままの状態よりも、逆にある程度、こまごまの枠であれば、何とか国さん優先という言い方はおかしいですね、例えば、こういう職種を持った人が百人、だけれども優秀な人を送つてくださいますという、この優秀というのはちよつと云い方があれかもしれませんが、いわゆる犯罪にかかわらないとか、こちらへいらつ

しゃつて、例えば看護婦さんになるおつもり、あるいは介護をやるというおつもりで、実際はこちらに来て違つて、ちよつと残念ですが、風俗店で働くことになつたりホステスさんをやられるというようなことがないような、何かきちつと国同士の信頼関係、あるいは、もし何か悪いことをしたらペナルティーで、その百人を、あなたのところは去年ちゃんとした人を百人送り込んでくれると言つたのに全然だめじゃないということになれば、来年はもう五十人。だけれども、ちゃんとやってくれた国は枠を広げますというようなことをやつて、少し入国の管理のあり方とともに、良質な労働力、ちよつとこれも失礼な言い方かもしれませんが、きちつとお働きたいだけの方はきちつとしたシステムで、ルールにのつとつてやつていただく。

それを本当に国際的に告知してあげれば、こういった何か変なブローカーにかかわらなくても、自分では例えば日本でもじめに本当に資格を取つてやりたいという人があるならば、こんな変なブローカーにつき合はされるんじゃないか、いやいや、そういう国際的に認められた資格でやるという人も出てくるんじゃないかということもありま

すので、これは通告していませんので、いいですか、言つていただけませんか。

○南野国務大臣 先ほど先生がおっしゃいましたフィリピンとの間のFTAの問題もこれに絡んでいると思ひますので、そういう意味では、エンターテイナーといひますか、興行という形で入つてくる方ということをおのびはとめようということであり、専門的に勉強した方とかそういう特殊な方だったら我々は門戸を開いているわけですから、その持つておられる立場でお働きたいだけはいいいなというふうには思つております。

先ほど先生にお答えするときに、私がちよつと言ひ間違つたのじゃないかということで、在留資格をなくしたということではないということ、ちよつと訂正させていただきますというふうに思ひます。

○伴野委員 今ちよつと興行資格というお話も出ましたので、大臣、前東京入国管理局局長の坂中英徳さんのこれはお読みになられましたか。私も余り偉そうなことはいふ言ひませんが、つまみ食い読みです。それから責任者として指揮をなさつた方が、御自身の業務の中で反省、自省も込めながらいろいろ書いていらつしやいます。

その中で、人身売買、トラフィックングの問題といひるのは、やはり非常に心を痛めていた節がございます。もう時間がないのできょうは読み上げませんが、その中で、この方の御提案として、例えば興行に関する入国許可基準を改正して、外国人芸能人の出演先から風俗店というものを除外するといひ思ひ切つた措置をすれば、少しは改善されるんじゃないかという御指摘もあつたみたい

です。ただ、私もこれを読んで、うん、確かにそうだなと思ひつても、そういうことを考えている人は今度また、何か風俗店じゃない、カラオケ店は風俗店になるんでしようけれども、何か違う、例えばピアノ店と言つていいのかわかりませんが、表面的にはピアノ店だと言つて

はねといひようなことをやるかもしれないから、余り風俗店といひ言葉にこだわつても本当に抜本的解決になるのかどうかかわからないけれども、ただ、実際、東京入国管理局局長をやられたような方がこつこつ御指摘をされていることに對して、御感想とともに、もつと被害者を少なくするといひ意味で、私はこつこつところはもつと踏み込んでいっていいんじゃないかと思うんですが、御感想をお聞かせいただければ。

○南野国務大臣 きょう先生に御指摘されました「入管戦記」については、すべてに目を通したわけではございませんが、部分、読ませていただきました。

この著書には、不法滞在問題や日本語学校問題、また人身取引問題など、本人が携はられた入管行政をめぐる状況を邂逅しておるということでございます。先生、感想をどうお尋ねでございますけれども、全体的な感想をいたしましては、現場の一端の実情によく目配りをしたい、そういう我々の役割といひことを感じました。

さらに、もう一つ最後にお触れになられた風俗営業店の課題でございますけれども、要は適正な興行活動が行われているというのが重要でありまして、それでない、裏の興行をしてもらうということが困るということでございます。そのような観点から、このような、先生がお尋ねのような店舗で興行活動が行われるための必要な施設、設備といひこともあろうかと思ひます。もし興行であれば、ダンスするスペースが要るでしょうし、また控室なども要るでしょうし、それも適正でなければいけません。そういうようなものもちゃんと整つていくかどうか、そういうことも含めて適正に判断する必要があるのではないかなと思つております。

娘さんにどうぞよろしくお伝えください。

○伴野委員 優しい言葉をありがとうございます。最近、私も娘と過ごす時間が少なくなつてくるものですから、来週過ぎればいよいよ国会も終わ

ということですね。お互い充実した時間を過ごさせていたという事で、今後質問に立つようなことはないと思いますが、これにて終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、小林千代美さん。

○小林(千)委員 民主党の小林千代美です。金曜日の夕方でもっと寂しいんですけれども、暑い中ですけれども、よろしく願いをいたします。

今回の刑法の一部改正、入管法の改正により、今まで本場にひい立場にいられた人身売買の被害者の方たちを救えるようになることは、私も本当に必要なことだったというふうに思います。また、先ほどから何回も言われておりますけれども、アメリカから不名誉なレッテルを張られてしまっている。日本の名誉回復のためにも、しっかりと対応をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

今回の法改正の目的といたしまして、加害者に対する処罰、そして被害者の保護、それにより、人身売買、密入国の防止というものが挙げられております。この間、言われておりますように、やはり加害者処罰という視点と被害者の保護という視点の両方の車輪がしっかりと同じ歯車で動いていないと、これは当然、犯罪防止、抑制ということにはうまく働いていかないのではないかと。

アメリカのこの不名誉な報告書の中には、第二群監視リストに入っている理由といたしましてこういうことを挙げられているんですね。「日本政府は、人身売買犯罪の捜査、起訴件数を増やし、より多くの有罪判決を下し、そこまではいいんですけれども、「被害者支援を改善するなど、深刻な人身売買問題と闘う取り組みを強化する必要がある。」というふうに指摘をされております。

また、同じ文章の中で、日本政府は人身売買防止のための国際的プログラムや国際会議に対する支援は今までも行ってきた、例えばNGOに対する支援ですとか、あるいは東南アジアの国々などのODA支援ですとか、そういったことは行つて

きているけれども、しかしながら、日本が持つ人的資源や資金というものを考慮すると、日本は、性的奴隷となつて大勢の被害者を保護するためにし得ることは多い、日本は人身売買防止法案の検討を急ぎ、人身売買に関連する懲罰を、そうした深刻な犯罪に相応するものにしなければいけないというように痛い指摘をいただいたところでございます。

私は、この二つの歯車のうちの今まで軽視されてきた被害者保護というところをやはり適正な形にしていかなければいけない、重視をしていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

その一方で、法務省の出してきた今回の法案、刑法の改正と入管難民法の改正、これだけを見てみると、人身売買被害者の保護といった観点からだと少し弱いような気がしてならないんですけれども、大臣、人身売買被害者保護の観点というものの重要性をどの程度、もちろん重要だと思つていらっしゃると思ひますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○南野国務大臣 今先生が最初に挙げられたアメリカの評価の件でございますが、私といたしましては、アメリカから言われるまでもなく、我が国としてどのようにつけていくかというのが大きな課題であり、アメリカの評価は、先生が読まれた中にもございますけれども、我が国は我が国としての歩みをもつてやっていくように思っています。ああいうかというふうに思っております。そういう意味でございます。

それと、先生が今、二つの柱のようにお話しになられました。人身取引の対策というものを私は三つの柱で考えてみたい。予防であり、それから処罰であり、そして大切なのは保護であるという、その三つの柱から成っているというふうに思っております。そのどれもが重要であるということでございます。そのどれもが重要であるというように、人身取引被害者の保護につきましても、現に重大な人権侵害を受けている被害者を一刻も早く救

済して保護しなければならぬ、これは時間的な急務でもあらうかと思っております。

○小林(千)委員 被害者保護ということを変え重要にお感じになつていただいていて、私もそのとおりだと思ひます。

ただ、例えば犯罪被害者保護ですとか暴力を受けていた被害者の保護という問題になりますと、どうも関連してくる部署がたくさんありまして、きょうも多くの参考人の方に来ていただいていることになるんですけれども、大臣とここでこうやって話していると、去年のDV防止法の改正を思い出します。大臣はそれとときまだ大臣でいらつしやうなかつたんですけれども、参議院のDV防止法改正のための調査会の責任者としてしまして、ちょうどその場所におかけになつておりました。私もその当時法務委員でしたので、この場で質問をさせていただきました。

あのDV、ドメスティック・バイオレンスにつましまして、やはりその問題が潜在化してあつたにもかかわらず、世の中になかなかわかつてもらえない問題だつた。それが、ドメスティック・バイオレンスという言葉ができて、その対策のための防止法という法律ができたということは、やはりこれは被害者保護のために大きな役割を果たしたと私は思っているし、それは多分大臣も御認識はよくよく同じだ、重要さは認識されていらつしやうと思ひます。

今回もこういった人身売買の被害に遭われた方々の保護と救済のために、もちろんさまざまな省庁の協力が必要なのは言うまでもないですけれども、やはりここは被害者保護のための一本ばあんとした柱を、例えば人身売買防止法ですとか、DV防止法をつくつたのと同じように、このような法律も必要なんじゃないでしょうか、大臣。○南野国務大臣 先生が熱を入れておられる人身売買防止法という一本があつても難しいかな、このように大勢の方々が来ておられて、そのつかさつかさによつて適切な対策がとられて初めて人身

売買の問題点、保護の問題、防止の問題、罰則を付けていく問題、そこら辺が整つていくと思ひますので、一人では何もできない、皆さん方の協力、各省庁挙げての協力、内閣挙げての協力というものが一番大切だというふうに今私は思つておりますし、もし先生からの御質問の中にやらなければならぬことを見出せば、それは我々総力を挙げてやるということでございますし、ここにおられる各省庁の方々も、やる気でこれに取り組んでいただいていると思つております。

○小林(千)委員 もちろん、そういった包括的な法律があるとならうと、省庁の枠を超えた取り組みというものは十分にしていたかなければいけないことは当然なことなんですけれども、DV防止法のときも、質問取りすると部屋の中がわあつと、もう十五人ぐらいの方に来ていただくことになつてしまふんですよ。もちろんそういった方々の協力は必要なんですけれども、やはりDV防止法をつくつてDV被害者の方々の保護と救済のために大変大きな役に立つた、資することができたのと同様に、私はやはり、今回のこの人身売買の被害者たちの救済のためにも、もちろん体制整備とともに、包括的な支援法というものが必ず必要ではないかと思ひますし、法律をつくつたところで、DVと一緒にですから、またがる関係省庁の協力が必要なのは言うまでもありません。改めて、関係省庁の強い連携というものを願ひたいんですが、いかがでしょうか。

○南野国務大臣 先生がおっしゃるようになつていきたいと思います。例えばDV法であるならば、この前、五年以内の改正を三年でやつてしまいましたが、あのときも加害者に対する対策を手がけたかつたんですけれども、被害者の方々から、まだ自分たちをもつと助けろという声がありましたので、この前は加害者を入れておりました。これから加害者の問題に行くとするれば、人身売買との関連ももっと深く出てくる可能性もあるかなというふうにも思つております。

○小林(千)委員 DVの場合は加害者処罰よりも被害者保護ということが一歩進んで起こっていたわけなんですけれども、今回の場合は逆に、今まで被害者保護というのがどこかにすつ飛んでいたものが、やっとこのポイントが出てくるようになったというところは私は評価をしたいと思えます。

さて、その被害者保護についてなんですけれども、今回の法改正までの道のりといえますか、その中で、どうも法務省の認識として一つ足りないところがあるのではないかなというふうに思えます。

私の手元には、法務省入国管理局の出された平成十六年八月五日の資料があるんですけども、これは、「入国管理局における人身取引対策」というテーマで出されている一枚のべらのA4のもので、この中に、「被害者に対する一時滞在資格の付与及び国外追放からの救済等について」という項目があるんですけども、被害者であるのに、一時滞在資格、国外追放からの救済というもののハードルがとても高く書いてあるんですね。被害者であるのにまるで加害者のような言われ方をしております。

例えば、「現在は、本人の希望を最優先し、帰国を望んでいる者については、本国への送還を迅速に行っているが、その次が問題なんですけれども、「悪質な人身取引の被害者」で、証人として刑事手続に貢献する可能性がある者については、仮放免だとか在留特別許可を付与するというふうに書いてあるんですよ。これは、「悪質な人身取引」というふうな、「悪質」と限定しているんですね。そしてもう一つ、「証人として刑事手続に貢献する可能性がある者」というふうな、ハードルをもう一個設けているんですよ。

この二点についてちょっと認識を伺いたいんですけども、人身取引というのは悪質ですよ。悪質でない人身取引というのは余り想像できないですよ。悪質というのはどういう場合が悪質なんですか。(発言する者あり)良質な人身取引。何で「悪

質」というふうにあえて限定しているのか。では、悪質でない人身取引の被害者の場合は、そういった仮放免ですとか在特ですとかが認められなかったのか。

これは悪質だとか、ハードルをわざと高くしている理由を一つ聞きたいのと、もう一つは、「証人として刑事手続に貢献する可能性がある者」、今まではきつと、証人として役に立たない人だった認めませんよという認識なんですよ。この二点についてお伺いをいたします。

○南野国務大臣 この二つの問題点でございますけれども、人身取引は主に女性に対する重大な人権侵害であるということは、これはもう十分認識されることであり、人身取引はすべて悪質だとおっしゃること、当然だというふうに思っておりますが、入国管理局が作成したこの文書の中の人身取引の前に「悪質」を入れたということにつきましては、その文書の当該部分において、人身取引が悪質であるということを確認したという意味でその問題点を書いたということでございます。そしてもう一点の問題については、「刑事手続に貢献する可能性がある」、そんなことは今要求してはいけないことであらうかなというふうに思っておりますので、私の説明が不十分であれば、担当官に説明させていただきます。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、人身取引はまさに悪質、そのものが自体が悪質でございます。そこにさらに悪質がついていると、悪質な悪質な人身取引、こういうことになるのかと思っております。

実はこのペーパーは、昨年の八月五日付でございますが、この当時、入管局におきまして、いわゆる現行法のもとで、今御審議いただいている法案のその前の、まさに現在の法律でございます、この現行法のもとにおきまして、人身取引の被害者の保護がどのようにして考えられるかということを確認する検討した際のペーパーでございます。確かに、現在から比べれば、この当時はまだ法律上人身取引というものの概念が確定していたわけ

もないという時期でもございますから、若干整理が十分でないということはあるかと思えます。

ここを見ますと、ここにあえて「悪質」とついているのは、やはり人身取引というのは、悪質といいますが、ある程度程度の差があるという認識がこの当時あったのではなからうかという気がいたします。(小林(千)委員「良質」と呼ぶ)良質はありませぬ。悪質が極めて悪質か、こういうことだと思っております。

犯罪でありまして、例がいかどうか分かりませんが、同じ殺人罪でも、最終的な量刑では、懲役五年のものもあれば無期懲役のものもあれば殺人のものもあるというようなことでございますので、しかしながら、殺人というのは悪質であることはだれもが争いのないことであらう、多分そういうたたぐいの発想だろうというふうに思っております。

後の記載を見ますと、「証人として刑事手続に貢献する」というようなことが書いてございますので、これは加害者側が刑事訴追をされているような重大な事犯という意味合いで恐らくこういう表現をしたのかな、こう推測はしておるわけでございます。

それから、刑事事件に協力をする者だけに限定したという今御指摘であったわけでございますが、その下の項目を見ますと、「在留特別許可制度について」という記載がございます。ここに、現在御審議いただいている、被害者に対して原則在留特別許可を付与する、こういう法案で今御審議いただいておりますが、この御審議の源流となるといいますか、人身取引の被害者であるということも、在留特別許可の付与に当たって考慮すべき事情の一つとしていえることが書かれております。

これはまさに、現行法のもとでどのようなスキームで被害者の保護が図れるかということを入管局といたしまして検討した際のペーパーだといふふうに御理解いただければ幸いです。○小林(千)委員 では、今回の法改正により、こ

この、先ほど読み上げた「悪質」ですとか、証人として、はっきり言って、利用できる場合ですとかというようなハードルはなくなるというふうに考えてよろしいですね。

○三浦政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。

今回御審議いただいております入管法の改正部分は、特に、在留特別許可を付与するという条文の中に、人身取引の被害者であることというのが、表に出して一項目を設けておるわけでございます。これは、基本的には被害者であるということが確認されれば、原則在留特別許可を付与して保護の対象にしていく、こういうことでございます。

したがって、何か特別な、こういう条件がなければいけないとか、そういうものではございません。

○小林(千)委員 もう一つ、この同じペーパーの中で気になったところがあります。

一番下のボツに書いてある、これは去年の入管法の改正内容なんですけれども、例のあめとむちの関係で、自主出頭、みずから出頭した者は上陸拒否期間が五年であるものを一年に短縮するという法改正が、昨年の入管難民法の法改正で行われました。そのときも私たちもここで議論をしたんですけども、その法改正が、この制度、というのはこのあめとむち制度ですね、あめなんですけれども、みずから出頭すればあめをもらえるよ、この制度は、「人身取引被害者の人権保護の面から有意義と考えている」というふうなこのペーパーには書いてあります。これは八月の日付ですから、八月のときには既にもう入管難民法は、法改正は成立をしておりました。

しかし、私たちがこの場で審議していたときに、このあめ玉、自主出頭すれば上陸拒否期間が短くなりまよというものは、人身売買の被害者に対しては人権保護の面から有意義だというような議論は何もなかったと思えますし、当時、たしか答弁の中でも人身取引の被害者に資するためにと

いうようなことはなかったと思いますけれども、こういった認識も持つて、こういったというのは、人身取引の被害者のためにも有意義だから去年この法改正を行ったんですか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、昨年の通常国会で御審議いただいた際にはそういった議論はなかったんだと思うんですが、もともとこの出国命令制度というのは、不法滞在の状態にある方がみずからの意思で不法滞在状態を解消して出直すというのを期待しているものであります。

不法滞在者をなるべく少なくしていきたいということもあつたわけでございます。いわばそのインセンティブとして上陸拒否の期間を五年から一年に短くした、こういうことで、これが立法の主たる目的であつたというふうに私も認識しております。

ただ、これも先ほどちよつとお答え申し上げましたけれども、入管局といたしまして、人身取引被害者の保護、それからなかなか被害者の方、いろいろな思いがありまして、当局に出頭しづらいという面がやはりあつたことは否めないと思うんです。入管に行けば不法滞在状態であれば退去強制させられて、収容されてというふうな思いがある。場合によっては、警察に行けば犯罪だということであつたとしても、警察に行けば犯罪だということであつたとしても、警察に行けば犯罪だということ、不安があつたんだらうと思います。

そういう面を考えると、立法していただいた直接の目的は若干異なるかもしれないが、人身取引被害者の保護の契機という観点から見ますとこの規定も有用であらうということで、この時点で整理をしたというふうに理解しておるわけでございます。

○小林(千)委員 ちよつと納得することができません。

もし自分が人身売買の被害者であつたら、警察にも行きづらい、入管に行つたら不法滞在だということであつたとしても、こんなことを思っている被害者が、インセンティブがあります

から、みずから出頭すれば上陸拒否期間が五年から一年になりますよ、これはインセンティブとして本当に人権保護の面から被害者に対して有意義なものなんではなかろうか。

ちよつとこれは、大臣、御答弁いただきたいと思ひます。本当に法務省がまじめにこれと考えていると思つたら、考えたら、それは違ふのではないかと思ひます。

○三浦政府参考人 申しわけございません。先ほどちよつと御答弁の中で一つ漏らしてしまつたことがございまして、出国命令制度につきましても、収容をしないで手続を進め、早期に出国をすることができれば、こういう制度でございまして、その点も被害者の方にとつてみればやはりかなり心理的に違ふのではないかとこのように考えております。

○小林(千)委員 大臣、答弁をお願いします。

○南野国務大臣 出国命令制度といひますのは、退去強制事由に該当する者のうち一定の要件を満たす者について、今局長がお話しになりましたが、収容するというのもございまして、それを行うことなく簡単な手続で迅速に出国させ、出国命令により出国した者の上陸拒否期間を五年から一年に短縮するということは先生御案内のとおりでございます。

同制度は、もともと不法滞在者の自主的な帰国を促すことを目的として導入したものでありますけれども、人身取引被害者が出国命令の要件に該当しており、同制度による出国を希望する場合に、出国命令の対象となる、退去強制手続を受けるよりは有利な扱いを受けることになるといふことでありますので、出国命令制度は人身取引の被害者の人権保護に資するものというふうに我々は考えているところでございます。

○小林(千)委員 どうも今回の法改正の一つの理由である被害者の人権救済、保護ということを考えてみますと、前回の入管難民法の法改正のこのインセンティブというのは、人権面から有意義だとはちよつと考えられないと思ひます。

先ほど答弁を局長と大臣の方からも伺ひましたけれども、やはり被害者の方々に對して必要な保護なんですよ、一番最初には、インセンティブがありますから、ですから退去強制手続を有効にされるよりいいでしょう、だから出てきなさいという考え方は、少なくとも人権保護の面から有意義だとはとてもじゃないけれども思ひえない。いかがでしょうか。

○南野国務大臣 被害者の方々が、本当は帰りたいけれども帰れない、自分はどこにどう相談したらいいだろうかと悩んでおられて、門戸が開かれていない方々も多かったと思ひます。そういう方々に対して、一応広告を申し上げることにしよう、では、自分はそこでちよつと相談してみようという気持ちを持つていただけたらうれしいということであつまして、本当は拘束して調べて、そしてお帰りたいだかということですけども、いろいろな条件が整えばこれは無罪放免でどうぞということがありますが、多くの方は、自国に帰りたいという方々が多いということでございますので、その心を察知して、今五年から一年というようになすという問題についても我々は付加したわけでございますけれども、そういう親心もあつたというふうに解釈していただければうれしゅうございます。

○小林(千)委員 どうもそのような親心には感じられません。

これはちよつと認識が違ふということを、これ以上同じことをやつても同じ結果しか出てこないようですので、認識が違ふということを指摘させていただきたいと思ひます。

そして、具体的な保護の流れというのを確認させていただきます。

これはもちろん人身取引の被害者ということが認定されればということなんですけれども、先ほどの同僚議員の質問の中で、認定するのは中央入管、中央入国管理局が被害者かどうかというものを認定、認定をする前に、まず、全件収容ですから、収容するんですよ。それから認定手

続をやるんですよけれども、その間、保護された方あるいは出頭された方は収容されることになるんですよ、認定されるまで。

○三浦政府参考人 被害者と認定されるまでに、まずケースによつていろいろ違うと思ひます。

例えば、あらかじめNGOの方々に保護されておるようなケースがございまして。そうしますと、我々の方にも連絡をいただけます。その段階でいろいろ事情も聞きまして、これはもう被害者に間違いないというふうなケースであれば、後の手続に入るに際しまして、不法滞在状態になつていないとしますれば退去強制手続をとらざるを得ませんが、この際には収容手続を形式的に発付して直ちに仮放免許可をするということ、事実上は身柄の拘束は全くなすその後の手続を進めるといふふうなケースもございまして。

また、場合によつても、本当は被害者ではないんだけれども摘発などで収容された場合に被害者だと言ふ、偽るケースがないわけでもないわけですね。そういう場合にはやはりある程度調査等に時間がかかるケースもございまして、しかしながら、それとその過程でこれはやはり被害者であるということがわかれば直ちに仮放免をする、いろいろなパターンがあるかと思ひます。

ただ、我々入管といたしましては、収容の際に既に相当程度間違いない、被害者であるということがわかつてゐる場合には、最初に申し上げましたような形で、事実上収容しないで手続を進めるといふことでやつていきたいと思つております。

○小林(千)委員 被害者であるかないかということが仮放免許可を得られるか、在留特別許可を得られるかどうかというものの大変大きな判断基準だと思ふんですけれども、では、被害者ではないケースというのはどういふことが考えられますか。

例えば、その方は命からがら交番に駆け込むというケースもあるかもしれない、大使館に電話をするというケースがあるのかもしれない。自分自身を証明するようないパスポートは取り上げられ

てしまっているケースがほとんどでしょう。自分を証明するものは多分何も持っていないと思います。そういった当事者の方が、自分が被害者であるというふうに認定をされるためには何が必要なのか、あるいは、どういったケースは認定されないのか、ちよつと具体的に教えていただければと思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

被害者であるかどうかという認定は、最終的には、今御審議いただいております改正法の二条の部分に新たに人身取引等の定義を設けておりますが、この定義のいづれかに当該外国人が該当するかどうかということに尽きるわけでありまして、要は、それを裏づける証拠、供述でありますとかその他の状況証拠もいろいろあるかと思いますが、こういうものが的確に収集、確認できるかということになるんだらうと思います。

一番大きなのは、恐らく御本人の申し出といえますが供述が中心になるんだらうと思いますが、もちろんそれだけで決めるわけにはいきませんが、それに對して、どの程度裏づけがあるのかといった、いろいろな観点から検討をすることになるかと思ひます。

この作業はかなり、本日の御審議でも御質問をいただいたところでありますけれども、非常に難しいところがございます、そのために職員も当然いろいろな訓練を今しているところでございますが、そこに尽きるんだらうと思っております。

○小林(二)委員 この被害者認定というのが、比較的条件がそろつていて早く認定されるか、あるいは、その審査に長く時間がかかるかという場合もあると思ひます。とりあえず全件收容主義といいますが、退去強制手続というのは既に始まっているから、認定されるまでの間は收容されることになるんですか。

○三浦政府参考人 仮放免の制度と申しますのは、一般的に、人身取引の被害者の方でなくても情状によりまして仮放免が可能でございます。これは、現行法のもとでも仮放免を受けている方は

たくさんおるわけでございます。例えば、体調が悪いですとか御家族との関係ですとか子供の扶養で、いろいろな事情がございます。そういうことも勘案して総合的に考慮いたすわけでございますので、認定が決まる前に仮放免になるというケースはかなりあるんだらうと思っております。

○小林(二)委員 ぜひ、それぞれの被害者の状況あるいは家族の状況を勘案した上での運用をいただきたいというふうに思ひます。

それから、具体的な被害者の保護の流れというのは確認したいと思ひます。

きよう、資料を用意させていただきました。A4の二枚ものを配っております。法務省のホームページをいろいろ引つ張つていたんですけれども、被害者保護という具体的なページがなく、これは外務省から、外務省のページを探したらありました。外務省の「外交政策」の中の「犯罪」というところに「人身取引」、その中に「人身取引被害者保護の流れ」というわかりやすい表が出ていたんです。

こういうのをぜひ法務省でもつくつてもらえたらと思ひますけれども、この表がわかりやすかつたものから、使わせていただきます。外務省の方にこれを全部説明しろと言つても、それと思うので、それぞれの関連省庁の皆さんに御説明いただいたらと思ひます。

きのう質問取りをしております、警察庁の方にも来ていただいたんですけれども、このようないミニリーフをつくりましたというふうに渡されました。

大臣にお渡ししてよろしいでしょうか。

○塩崎委員長 どうぞ。

○小林(二)委員 大臣、これはごらんになったことはあるでしょうか。六カ国語で、英語、中国語、ロシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語などということだそうです。このように表面に、黒と黄色ですからかなりショッキングな色使いで、英語だと「Heip!」と大きく書いておりまして、一

枚ぺらをめぐりますと、これも結構派手な色使いで、赤と白で「私は人身取引の被害者です。警察に連絡してください。」という、手帳じゃないんですけれども、こういったものを最近警察庁さんの方がつくられたそうです。

これはどういうふうに使うんですかと伺いましたら、例えば入管ですとか、あるいは空港の入国審査のところにこれを置いておくですとか、あるいは警察が、見回りというんですか、パトロールに例えば風俗店かいわいへ行ったときに、何か女性がいたら渡すというふうに言つていたんです。

これは、つくつたことはすくいいと思ひます。でも、これを実際に、もし私が人身売買の被害者の当事者で、日本の警察の方が来て、多分タイ語を話さねいでしょうから日本語で何か言つて、こういうふうに言つて渡された。これを持っていたら、タイ語でもちゃんと書いてあるんですけれども、店のママも絡んでくるんですよ、かえつて危なくないですか。これは使ひ方がとても難しいというか、気をつけていた方がいいと思ひます。

難しいうか、気をつけていた方がいいと思ひます。でも、店のママも絡んでくるんですよ、かえつて危なくないですか。これは使ひ方がとても難しいというか、気をつけていた方がいいと思ひます。でも、店のママも絡んでくるんですよ、かえつて危なくないですか。これは使ひ方がとても難しいというか、気をつけていた方がいいと思ひます。

ちよつとおつかなくて、怖いんじゃないかなと思ひますけれども、警察庁の方、これはどのようにお使いになるつもりなんでしょうか。

○伊藤政府参考人 このリーフレットの使ひ方でございますけれども、今お話がございましたように、まず、例えば入国されるときに、いろいろな事情で来られるわけでございますけれども、その際にこういったものが置いてあるとすれば、何だろつと思つてこれを手にとつていただくというところで、その後、これは警察に一一〇番すれば保護していただけるということに気づいていただくということはあると思います。

また、女性なんかが多いわけですが、いろいろな国の人たちがそれぞれの国のレストランに行かれます。あるいは、いろいろな食料品店なんかに

も行くことがあるわけですが、そういったところ、外国の方々が行かれるところに置いておけば、こういったところで目にしてもらうことによつて、あつ、ここで警察が保護してくれるんだというところで、それをきっかけに警察へ駆け込むというふうなこともあります。

現実には交番に駆け込んでこられる人身取引の被害者も結構いらっしゃるわけで、いろいろなきつかけで駆け込んでこられたと思ひますけれども、そうした一助になればということでつくつておるわけでございます。NGOの方とかいろいろな方々に協力をお願いしながら、各方面に、そういった被害者の方が目にする機会がある場所といたつたところに配布するようにお願いをして、現在、配布を続けているところでございます。

○小林(二)委員 御答弁いただいたんですけれども、余りにも現実とかけ離れているのではないかなという気がしてなりません。

空港の入管のところ、入国審査のところに置いてあるということですが、そのときは、だまされて、日本で稼げるぞということと連れてこられるわけですから、それをとると思ひません。入管に置いてあつても、入管にたどり着くまで行くのは至難のわざです。

それから、母国のレストランですとかそういうところ、母国人が集まる場所に置いてあるとおつしやいましたけれども、先ほど参考人でお話いただいたんですけれども、当事者の被害者の方々は、それこそ御飯も食べさせてもらえない、レストランになんか行けないんですよ。御飯も与えられないで、食べるんだつたらお客と同伴して食べておいで、あるいはアフターで食べに行つてください。そんなところでもこういうものを手にとれる状況ではないと思ひますし、かえつて、母国人が集まる場所というのは、ある意味で危険なところでもあるわけなんです。ブローカーが介入をしていたりするわけですから、ですので、これをつくつてくださったことはありがたいことだと思ひます。ぜひとも、この使ひ

道というものをしっかりと考えて使っていた、きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤政府参考人 人身取引の被害者の方はいろいろなケースがあるわけでございまして、いろいろな形で、一人で歩いておられる方ももちろんいないわけじゃないわけです。いろいろな場面面でそれが目に触れるようなところに配布したいというふうに考えているわけでございまして、警察だけではなくて、関係機関、大使館、そしてNGO、あるいはいろいろな方々の御協力を得ながら、そういった方々の目に触れる機会というものをできるだけふやそうということで、枚数につきましても百万部作成しておるわけでございまして、いろいろな場面面で目に触れることができるようにしておるわけでございます。

こういった場面でのときは見ることができないだろうということはもちろんあるかと思っておりますけれども、いろいろな場面をつくるということが大事なことだと思っておりますので、そのように努力してまいりたいと考えております。

○小林(千)委員 せっかくつくっていただいたものですから、ぜひとも適切な、そして効果ある使い方をしていたいだきたいと思っております。

そしてもう一点、当事者の方々をどういうふうに保護していくかということになると、婦人相談所、各都道府県にあるような女性相談センターですとか、そういったところが大きな役割を果たすことがきつと望まれていると思うんですけれども、大臣、これはDVのときでもよくよく御存じだと思ふんですけれども、今、各都道府県の婦人相談所、女性相談センターみたいなところも大変、規模として充実されているわけではない、それはもう重々御承知だと思ひますし、そこに付設されている一時保護施設というところももうほとんど満杯の状態、民間シェルターに委託をしているところが、その民間シェルターというののも、大変な財政難の中でやっている。

その補助を今ほとんど切られていつて、うちのシェルターはもうやっていけないというところで、シェルターがなくなつてきているのが現状です。そういうところに、婦人相談所を活用しまして、民間シェルターも活用して、一時保護委託をお願いしようというからには、やはり財政的支援というものは当然伴わなければいけない。DVのときにもお話ししましたけれども、一日一人頭七千円の日常、日割りでは、とてもじゃないけれどもシェルターというものは存在していけないんです。それは、大臣、よくよく御存じだと思ひます。

こういった婦人相談所あるいは民間シェルターに対しての金銭的な支援、そして医師の診療、通訳、カウンセリング、こういったところにもお金がかかります。こういったところもしっかりと対策をとるんでしようか。

○伍藤政府参考人 先ほどもお尋ねがありましたのでお答え申し上げましたが、婦人相談所の一時保護施設、満杯だ満杯だと言われますが、全国四十七カ所の定員七百人で、平均的な実績では、今、各都道府県を通じて五〇％程度の利用率ということになっておりますから、それぞれの都道府県すべてが満杯で受け入れられないという状況ではないというのをまず御認識いただきたいと思ひます。過去三年、十四年度に二名、それから十五年、十六年度二十四名、それぞれ警察あるいは入管から御照会があつて、婦人相談所で保護しておりますが、こういったところでもそれぞれ十分に対応できておるといふふうに考えております。

それから、一時保護所以外でも、民間シェルター等に今年度から新たに一時保護委託ができるという制度を導入いたしまして、既に、ことしの五月現在、今二件、そういう制度を新しく活用して民間シェルターに委託をしておるといふふうに関ひておりますが、こういうことが普及して知られてくれば、こういうことを活用して、一時保護で直接預かる場合、それから民間施設を活用する、両

面あわせていけば十分対応できるものといふふうに考えております。

○小林(千)委員 確かに、全国平均で、押しなべて平均すれば稼働率五〇％なのかもしれないですけれども、DVの被害者もそうなんですけれども、顔が割れてしまふような小さな村には逃げないですよ。人口がたかきいいて、紛れてもわからないようなところに逃げるわけなんです。そういうところはどういうところかといひます。

○伍藤政府参考人 必要に応じて、各都道府県で対応できるように措置をしておりますし、今までの実績を見ましても、大都市部というか、今までの私どもの婦人相談所で預かつた実績では長野県が一番多いわけですが、長野県を初め、愛知県その他、首都圏近郊、そういったところで引き受けているようなケースが多いという状況になっております。

それから、それぞれのところで引き受けた際には、必要な通訳、それからカウンセリング、カウンセリングは、婦人相談所に心理担当の職員あるいは心理判定員というのが必ず配置されるようになっておりますから、そういう人が通訳と協力をして、できるだけ相談にあずかるということをやつて、最大限努力してやつていた、だいたいとい

うふうに私ども都道府県にお願いをしておるところでございます。

○小林(千)委員 実際、民間シェルターは大変厳しい中で運営をされているところがほとんどです。しっかりとそういった対応措置をとつていただきたいと思ひます。

そして、最後、外務省の方に伺いたいんですけれども、この一番下のところ、「被害者の母国における社会復帰」。

当事者のお話を伺いますと、帰国をされた後、なかなか自分の住んでいた故郷に戻れるものではない。周りの白い目もある。日本で何か危ない仕事についていたんじゃないか。稼いで帰ってくるとは言つたけれども、一文なしになつて帰つてしまつた。それと同時に、やはりブローカーにねらわれるのではないか、家族がねらわれるのではないか、さまざまな危惧があります。被害者が自国に戻つたとしても、なかなか自分の出身地、ホームタウンに戻れるということは、難しい場合も当然あるでしょう。

具体的に、被害者の母国における社会復帰というものを、これは外務省が担当されるそうですけれども、その当事者にどのようにされるつもりでしようか。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。まさに先生御指摘のとおり、個人の保護、能力の強化ということ、そして安全に生活ができるようにすること、これが何にも増して大切でありまして、こういう個人の保護、能力の強化ということを掲げて、外務省としましては、人間の安全保障ということを外交の柱の一つに据えてやつてきておるわけでございます。

そういう人間の安全保障という考え方のもとに、国連に創設いたしました人間の安全保障基金というものを通じまして、人身取引被害者の帰国後の社会復帰支援なども積極的に行つてきております。例えば、平成十五年には、国連開発計画、UNDPが実施します南アジアにおける人身売買及びエイズ対策プロジェクトに対して約百三

万ドルの支援を行っております。

そのほか、国連の薬物犯罪事務所というのがございますけれども、それが実施いたしますフイリピンにおける人身売買の被害者の支援プロジェクト、それから、ILOという機関がございますけれども、国際労働機関が実施しますカンボジア及びベトナムにおける児童及び女性の人身売買の防止プロジェクトに対してそれぞれ二十四万ドル、それから百二十一万ドル等の支援を行っております。

もちろん、これは一部の例でございます。外務省としましては、今後も人間の安全保障基金などの枠組みを活用いたしまして、職業訓練、あるいは女性の社会復帰、被害者の社会復帰が一刻も早く行われますように積極的に取り組んでまいる所存でございます。

○小林(千)委員 今御説明していただいた内容だと、どつちかという、被害者個人への支援というよりも、発展途上国の場合が多いんですけれども、そういったところの貧困解決、あるいは女性の人権の確立ですとか教育の充実ですとか、そういった大きな国際協力の枠組みの中であるような御答弁をいただいたような気がしてなりません。被害者個人に対する支援、これは、外務省が行うというのはなかなか方法としては難しいと思いますけれども、現地のNGOですとか、活躍している団体はたくさんあります。そういうところの取り組みというものも重要ではないかと思いが、いかがでしょうか。

○神余政府参考人 まさに、御指摘の点、そのとおりだと思います。

外務省がやれることはもちろん限りがありますけれども、そういう被害者の方々が社会に復帰できるように、そして、それを本来は当該国が行うべきところでありますけれども、そこに所在しております国際機関、あるいは先生御指摘のNGOなどなどを活用しましてそういう社会復帰を進めていくということは、これからますます大切になってくると思います。

そういうことも考えて、人間の安全保障基金だけではございませんけれども、いろいろな枠組みの中で、国際機関とNGO、そういった連携をとるようこれからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○小林(千)委員 ぜひよろしくお願いをいたします。時間が押し迫ってまいりましたので、最後に一つ、入管メール通報システムについてお伺いをいたします。

これは二〇〇四年の二月から始められたシステムで、法務省の入国管理局のホームページ上に、怪しい外国人を見たら通報しろ、はつきり言ってしまうばそういうような内容のメール通報システムで、当初始まったときは、余りにも内容が、迷惑をかける外国人ですとか、そんなものもあったものですから、一部一カ月後に訂正をされたようすけれども、引き続きこのメール通報システムというものは今でもホームページ上でございます。

二〇〇四年二月から始まって、もう一年半たつわけなんですけれども、この通報システム、開始時から今まで、直近でよろしいですけれども、全通報件数が幾つあったか、そのうち匿名で寄せられた件数は幾つあったか、そしてその通報件数のうちオーバーステイに関する通報件数は何件だったか、そしてオーバーステイに関する通報件数のうち実際に摘発に至った件数及び摘発された人数は何名だったか、それぞれお答えいただきたいと思っております。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、二〇〇四年の二月十六日に開始されておりますが、本年、二〇〇五年三月の末日までの数字で申し上げます。

入国管理局のホームページの情報受付に寄せられた電子メールの件数でございますが、約七千二百件となっております。(小林千)委員「トータルで」と呼ぶのは、トータルでございます。このうち、入管法違反者と思われる者に関する情報提供

が約六千件ございまして、この情報受付に関する意見、こういうホームページとして出しているそのものに関する意見が約八百件でございます。

この電子メールによる情報提供のもとに地方入国管理局などにおきましてその内容を精査しました結果、同一期間におきまして三百三十一人を摘発しております。

なお、平成十六年七月以降の電子メールについてでございますが、この情報提供のうち匿名で送付された割合は約九割となっております。

○小林(千)委員 ほとんどが匿名で来ているわけですね、九割ということ。

三百三十一人摘発されているというふうにおっしゃいましたけれども、件数としては何件ですか。○三浦政府参考人 申しわけございませんが、件数の資料を持ち合わせておりません。件数まで出しておりません。人数でしか数えておりませんので、件数についてはちょっとわかりません。

○小林(千)委員 七千二百件、超過滞在者数に關しては六千件の中で三百三十一人の摘発に至ったということですので、これが多いか少ないかというような判断は一概にはできないと思いますけれども、しかしながら、九割、ほとんどの方が匿名でこのような通報をしている。

それで、実際、この通報というのが人権侵害に当たるのではないか。この人は不法滞在ではないかというような外国人を見かけたら通報しなさい、匿名でも構いませんよ、こういうような受けとめられ方をしている。これは一年前にも質問をしているところなんですけれども、この通報制度というものが、一体、外国人排除というような人種差別を助長するような制度として使われていないかということは何回も指摘を受けているところだと思っております。

この通報システムに関する意見というものは、今まで何件か入管の方に来ていたでしょうか。○三浦政府参考人 先ほど御答弁を申し上げましたのが、八百件という数字を御説明いたしましたのが、あの八百件が、情報ではなくて、このメール

に対する意見でございます。

○小林(千)委員 メールが存在自体に対する意見です。八百件寄せられている、内容についてはいろいろと思えますけれども、このメール通報システム自体についてお伺いをしたいと思います。

なぜこのような制度が存在しているのか。解釈の一つに、通報制度というものは刑事訴訟法の二百三十九条第一項の告発と同趣旨の規定であるという考え方があります。刑事手続における告発と同趣旨の制度を行政手続である退去強制手続において規定したものであるから、同条項に言う、六十二条一項に言う通報というのは、単に一般的な意味での情報提供を意味するものではなくて、告発と同じ意味を有している。告発というふうに定義をとりますと、匿名の投書ですとか密告、あるいは電報による場合というものは有効な告発とは認められないとされております。

このシステムによる情報提供をもって告発と同じ意味を有するところの通報ということにはできないんじゃないでしょうか。入管法六十二条一項をもってこのシステムを根拠づけることはできないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○三浦政府参考人 御質問の入管法の六十二条一項の規定は、「何人も、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。」という規定でございます。「第二十四条各号の二」というのは退去強制事由のことでございます。つまり、退去強制事由に該当すると思われる外国人を知つたときにはその旨を通報することができ、通報先は入管ということになっておるわけで、こういう規定でございます。

この規定に基づきまして、入管局におきましては、これまで電話や手紙で国民の方々からお寄せいただくさまざまな情報を摘発の貴重な端緒としてきておったわけでございます。これはまさに今読み上げました六十二条第一項の通報を根拠と

して情報を提供していたわけであり。今回、メールを新しく導入しているわけですが、これもまさに情報提供を受け付ける手段に新しいものが加わったという位置づけでございまして、根拠としては六十二条第一項が該当するというふうに考えております。

なお、刑事手続における告発についての御質問がございました。刑事局長がおられるので、私が刑事訴訟法のことを御説明するのはちよつとどうかと思うんですが、立場上、若干説明させていただきます。

いわゆる刑事訴訟上の告発といえますのは、被害者その他の告訴権者ですとか、犯人並びに捜査関係機関以外の第三者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める、刑事訴訟法上の意思表示であるというふうになされておるわけでありまして。これは、犯罪捜査との関係から申しますと、捜査の端緒ということになるわけでございます。

一方、今申し上げました入管法の六十二条第一項の通報につきましても、入国警備官による違反調査の端緒となるという意味では、同様の制度であるということは言えるかと思ひます。

ところで、委員御指摘の匿名の投書などにつきましては、御指摘のとおり、法律上の告発とは言えないというふうになされておるわけでありまして。刑事訴訟法の告発の場合は、告発人は、検察官が公訴の提起をしたか提起をしなかつたかといった処分をする際に、速やかにその旨の通知を受けることができるというような規定が刑事訴訟法にございまして、また、一定の犯罪につきまして、検察官の公訴を提起しない処分に不服がある場合には、付審判請求という制度がございまして、この請求を行うことができるというところに法律上されているなど、さまざまな法的効果を生ずる制度でございまして。

こういった観点から見ますと、告発人の真実の氏名が表示されていないにもかかわらず、これらの刑事訴訟上の効果を生じさせるということは適当

でないということから、今申し上げたような扱いになつていものと私は承知しておるわけでございます。

他方で、入管法の六十二条の一項の通報につきましては、そのような規定はないわけでありまして、法的な効果において刑事訴訟上の告発と大きな違いがあるわけがございまして、通報が法律上有効であるための条件につきましても、告発と同一でなければならぬというものではないということなどにかんがみますと、匿名の電子メールによる情報提供も、入管法六十二条第一項に根拠を有しているというふうに解されるわけでございます。

○小林(全)委員 時間が終わつてしまいましたので、この入管メール通報については、また後で質問をさせていただきたいと思ひます。

人身売買被害者保護につきましては、ぜひとも包括的な体制整備を整えて、実効ある保護をしていただきたく、お願い申し上げます。質問を終わります。

○塩崎委員長 次回は、来る十四日火曜日午前九時十分理事会、午前九時二十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会

平成十七年六月二十三日印刷

平成十七年六月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K